

別紙

○ 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前								
第 2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件 1 基幹事業 （1）農業農村基盤整備事業 ① 農地整備 <u>別紙 1</u>に定めるところにより、農地の大区画化・汎用化等の整備、飼料生産の基盤整備、実施計画の策定等を行う事業をいう。 ②～⑤（略） （2）～（5）（略） 2 （略） 第 4 助成 実施要綱第 4 の国の交付の対象となる経費は交付対象事業ごとに<u>別紙 1</u>から別紙12－2までに定めるものとする。 第 7 監督等 実施要綱第 7 の 2 の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は、<u>別紙 1</u>から別紙12－2までに定めるとおりとする。 別紙一覧表 <table border="1"> <tr> <td><u>別紙 1</u></td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（削る。）</td><td>（削る。）</td></tr> </table>	<u>別紙 1</u>	（略）	（削る。）	（削る。）	第 2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件 1 基幹事業 （1）農業農村基盤整備事業 ① 農地整備 <u>別紙 1－1 及び別紙 1－2</u>に定めるところにより、農地の大区画化・汎用化等の整備、飼料生産の基盤整備、実施計画の策定等を行う事業をいう。 ②～⑤（略） （2）～（5）（略） 2 （略） 第 4 助成 実施要綱第 4 の国の交付の対象となる経費は交付対象事業ごとに<u>別紙 1－1</u>から別紙12－2までに定めるものとする。 第 7 監督等 実施要綱第 7 の 2 の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は、<u>別紙 1－1</u>から別紙 12－2までに定めるとおりとする。 別紙一覧表 <table border="1"> <tr> <td><u>別紙 1－1</u></td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>別紙 1－2</u></td><td><u>農地整備に係る取扱い</u></td></tr> </table>	<u>別紙 1－1</u>	（略）	<u>別紙 1－2</u>	<u>農地整備に係る取扱い</u>
<u>別紙 1</u>	（略）								
（削る。）	（削る。）								
<u>別紙 1－1</u>	（略）								
<u>別紙 1－2</u>	<u>農地整備に係る取扱い</u>								

別紙 1 (農地整備に係る運用)

第 2 農地整備の実施事業

農地整備において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

1 農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業であり、運用 1 に掲げる事業とする。

2 ～ 4 (略)

運用 1 (農地整備事業)

第 1 定義

農地整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。

1 (略)

2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。以下この別紙において同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

なお、基幹ほ場 3 作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する 3 つの作業とし、畑作にあっては（１）、（３）又は（４）のうち農業者が主なものとして選択する 2 つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

（１）耕起

（２）代かき

（３）田植え又は播種

別紙 1—1 (農地整備に係る運用)

第 2 農地整備の実施事業

農地整備において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

1 農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業であり、運用 1 及び取扱いに掲げる事業とする。

2 ～ 4 (略)

運用 1 (農地整備事業)

第 1 定義

農地整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。

1 (略)

2 経営等農用地 所有権若しくは利用券（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号の利用券を言う。イカこの別紙において同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（6 に定める基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

(4) 収穫

3 担い手 次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

(1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下この別紙において同じ。）であること。

3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下この別紙において同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

(1) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下この別紙において同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。

イ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 生産基盤整備事業等（別表1の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下この別紙において同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農地所有適格法人にあつては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね3.5ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあつては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積、北海道にあつては北海道知事があらかじめ農林水産省農村振興局長（以下この別紙において「農村振興局長」という。）の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあつては、市町村長が

(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下この別紙において同じ。）であること。

都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して都道府県知事はあらかじめ地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長。以下この別紙において「地方農政局長等」という。）の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、第5の1により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下この別紙において「促進計画」という。）、第5の2により市町村が作成する農業農村活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）の目標年度又は第2の4の耕作放棄地型の事業完了年度（耕作放棄地解消・集積促進事業（別表1の区分の欄の4の(3)のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）を実施する場合にあっては、第5の4により都道府県知事が作成する遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。））の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

なお、促進計画及び活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が(1)のウに定める

(3) 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。

基準を超えていること。

ウ 促進計画又は活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に定める特定農業団体をいう。以下この別紙において同じ。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織（以下この別紙において「特定農業団体等」という。）であることが確実と見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であつて、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下この別紙において「計画策定日」という。）から起算して 5 年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下この別紙において「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指

(4) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下この別紙において同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下この別紙において同じ。）であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。以下この別紙において「中心経営体」という。）であること。

標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合

促進計画若しくは活性化計画の目標年度又は耕作放棄地型の事業完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下この別紙において「中心経営体」とい

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

4 集約化

同一の担い手の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあっては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下この別紙において「農村振興局長」という。））、都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

(2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

(3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

(4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

(5) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

(6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

第2 事業の内容

農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する次に掲げるものとする。

う。) であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

4 2の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあっては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

(1) 耕起

(2) 代かき

(3) 田植え又は播種

(4) 収穫

第2 事業の内容

農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する次に掲げる事業とする。

1 経営体育成型

(1) (略)

(2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(7)までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの

(3) (略)

2 (略)

3 経営体育成型及び耕作放棄地型に係る共通事項

(1) 埋蔵文化財調査事業(別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の(5)の事業をいう。以下この別紙において同じ。)

埋蔵文化財調査事業とは、別表1の区分の欄の1の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) 営農環境整備事業(別表1の区分の欄の3の事業をいう。以下この別紙において同じ。)

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意すること。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共

1 経営体育成型

(1) (略)

(2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(6)までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの

(3) (略)

2 (略)

(新設)

同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含むこととする。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実にあり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実にあるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実にあるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 農業施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね 10 戸以上、かつ、末端の受益戸数が 2 戸以上であることとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意すること。

(3) 農業経営高度化支援事業（別表 1 の区分の欄の 4 の事業をいう。以下この別紙において同じ。）

ア 高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の（1）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（３）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（４）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等（別表１の区分の欄の１から３までの事業をいう。以下この別紙において同じ。）の開始年度の前々年度から第５の１により市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下この別紙において「促進計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

（ア）関係農家の意向調査活動

（イ）土地利用調整活動

（ウ）農用地流動化についての関係機関との調整活動

（エ）農業機械の利用再編に関する活動

（オ）普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

（カ）農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

（キ）その他農用地流動化に係る調査・調整活動

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 耕作放棄地解消支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種

類の欄の（２）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）
のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

（ア）本事業の啓発普及

（イ）本事業の実施状況の確認及び報告

（ウ）本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

（エ）市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業に関する助言若しくは指導、耕作放棄地活用推進事業に関する助言若しくは指導又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促進事業に関する助言若しくは指導

（オ）市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修

（カ）耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動

（キ）その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動

カ 耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

（ア）関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動

（イ）土地利用調整活動

（ウ）関係機関との調整活動

（エ）新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催

（オ）農業機械の利用再編に関する活動

（カ）普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

（キ）その他耕作放棄地解消・発生防止に係る調査・調整活動

キ 耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の３年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、

遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下この別紙において同じ。）まで実施することができるものとする。

ク 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

(ア) 中心経営体農地集積促進事業

中心経営体への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(イ) 耕作放棄地解消・集積促進事業

耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農用地の利用の集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

ケ 耕地利用高度化推進事業の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 転作後に必要な田面整地作業

(キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

コ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ 耕作放棄地活用推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（５）の事業をいう。以下この別紙において同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
(カ) 転作後に必要な田面整地作業
(キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備

(ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農用地の維持・管理
(ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備

(コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等
シ 耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。

ス 耕作放棄地活用推進事業は、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下この別紙において「整備基本構想」という。）の範囲内で実施するものとする。

(4) 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

4 通作条件整備

以下の事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

(1) 基幹農道整備

ア (略)

イ 保全対策型

農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法（平成17年法律第24号）

3 通作条件整備

以下の事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

(1) 基幹農道整備

ア (略)

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

に基づき農道として造成された路線（以下この別紙において「既設の農道」という。）について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) (略)

第3 事業実施主体

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2 から 7 までに定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 高度土地利用調整事業のうち指導事業及び耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業及び耕作放棄地活用推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 農業経営高度化促進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- 6 交換分合（農業生産基盤整備附帯事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。）の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会又は農業協同組合とし、都道府県知事

(2) (略)

第3 事業実施主体

- 1 農地整備事業の事業実施主体は、2 から 6に定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業（別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（1）のア及び（2）のアの指導事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。
- 3 調査・調整事業（別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（1）のイ及び（2）のイの調査・調整事業をいう。以下この別紙において同じ。）及び耕作放棄地活用推進事業（別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（5）の耕作放棄地活用推進事業をいう。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 農業経営高度化促進事業 （別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（3）の農業経営高度化促進事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 耕地利用高度化推進事業 （別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（4）の耕地利用高度化推進事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業実施主体は、都道府県、又は市町村とする。

(新設)

と協議して実施するものとする。

7 (略)

第4 実施要件

1 経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、以下に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りではない。

ア 農業委員会等の関係機関と十分に調整した上で、別記様式第1号により集約化を進める基本的な方針(以下この別紙において「基本方針」という。)が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域(以下この別紙において「営農区」という。)の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

ウ 農業委員会その他事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第2号により農用地集積加速化整備構想(以下この別紙において「整備構想」という。)が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 第5の1の(2)により市町村が作成する促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下この別紙において「担い手農地利用集積率」という。)が、事業開始時(高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下こ

6 (略)

第4 実施要件

1 経営体育成型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下この別紙において「担い手農地利用集積率」という。)が、事業開始時(別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)の事業(以下この別紙において「高度土地利用調整事業」という。)を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合に

の別紙において同じ。)に比べ別表2の区分の欄の1に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

イ 第5の1の(2)により市町村が作成する促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農用地面積（以下この別紙において「担い手農地集約化面積」という。）の割合（以下この別紙において「担い手農地集約化率」という。）が、別表2の区分の欄の2に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

(削る。)

(削る。)

あつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下この別紙において同じ。)に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合にあっては、これが30%以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%以上50%未満である場合にあっては、これが10パーセントポイント以上増加すること。

(ウ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合にあっては、これが60%以上となること。

(エ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。

(オ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合にあっては、これが95%以上となること。

(カ) 事業開始時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。

イ 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、別に定める集約化要件を満たす農用地面積（以下この別紙において「担い手農地集約化面積」という。）の割合（以下この別紙において「担い手農地集約化率」という。）が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

(ア) 事業開始時における担い手農地集約化率が13%未満である場合にあっては、これが20%以上となること。

(イ) 事業開始時における担い手農地集約化率が13%以上35%未満である場合にあっては、これが7パーセントポイント以上増加すること。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) (略)

(イ) 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。

(3) 農業経営高度化促進事業のうち中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合(以下この別紙において「中心経営体集積率」という。)が35%以上となること。

(4) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なものうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

(ウ) 事業開始時における担い手農地集約化率が 35%以上 38.5%未満である場合にあっては、これが 42%以上となること。

(エ) 事業開始時における担い手農地集約化率が 38.5%以上 63%未満である場合にあっては、これが 3.5 パーセントポイント以上増加すること。

(オ) 事業開始時における担い手農地集約化率が 63%以上 66.5%未満である場合にあっては、これが 66.5%以上となること。

(カ) 事業開始時における担い手農地集約化率が 66.5%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への集約化が図られること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) (略)

(イ) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。

(3) 中心経営体農地集積促進事業 (別表 1 の区分の欄の 4 の事業の事業種類の欄の (3) のアの中心経営体農地集積促進事業をいう。以下この別紙において同じ。)を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合(以下この別紙において「中心経営体集積率」という。)が35%以上となること。

(新設)

(5) (6) に定める場合を除き、区画整理事業によって形成される
ほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（ただし、以
下のアからエまでの場合については 20 アール）以上であるもの
の面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2 / 3
以上であること。

ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に
基づく指定地域（以下この別紙において「離島」という。）

イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に
基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」
という。）

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年
法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替
えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条
第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定に
より読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しく
は第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、
第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる
区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法
附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第
7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域
とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度ま
での間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同
法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定に
より特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。
（以下この別紙において「過疎地域」という。）

エ 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規
定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において
「指定棚田地域」という。）

(6) 自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区
域（以下のいずれかに該当する区域）については、その区域の面

(新設)

(新設)

積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業（別表1の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の（2）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下この別紙において同じ。）を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあっては、（5）にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）

イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域

ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域

エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域

（7）農道整備事業において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の要件を満たすものとする。

ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること

イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること

ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること

2 耕作放棄地型

（1）農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第3号により、整備基本構想が市町村により策定されていること。

（2）生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とする。ただし、以下に掲げる要件のいずれも満たす場合には、この限りでない。

（新設）

2 耕作放棄地型

（1）別紙1—2の第3の2の（1）に定めるところにより、耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（以下この別紙において「整備基本構想」という。）が市町村により策定されていること。

（2）生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。

ア 営農区の規模の合計が 60 ヘクタール以上であること。

イ 各営農区内において、「耕作放棄地解消支援ガイドラインの策定について」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2126 号農村振興局長通知）に定める耕作放棄地解消計画の実現に向けた農家間の連携に基づく営農活動等が展開されること。

なお、「営農活動等が展開される」とは、将来にわたり持続的な農業生産を可能とするために、農業の生産性の向上や担い手の育成・確保及び農業生産活動等に関する計画が整備基本構想において定められていることをいうものとする。

(3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び次のいずれかの基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が 6 % 以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50 % 以上の場合にあつては、3 % 以上）であること。

ア 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下この別紙において「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地

イ 現に耕作の目的に供されている農地であつて、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

(4) (3) の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。

(5) 農業経営高度化促進事業のうち耕作放棄地解消・集積促進事業を行う場合にあつては、耕作放棄地集約化率（当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合

(3) 生産基盤整備事業における受益面積に占める耕作放棄地及び別紙 1—2 の第 3 の 3 の (3) に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が 6 % 以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が 50 % 以上の場合にあつては、3 % 以上）であること。

(4) 耕作放棄地解消・集積促進事業（別表 1 の区分の欄の 4 の (3) のイの耕作放棄地解消・集積促進事業をいう。）を行う場合にあつては、別に定める要件を満たすこと。

をいう。以下この別紙において同じ。)が4%以上となることとする。

3 通作条件整備

通作条件整備の実施に当たっては、以下の要件による。ただし、(1)のイ及び(2)のエに規定する保全対策型(以下この別紙においては「保全対策型」という。))の実施に当たっては、個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。それ以外の実施に当たっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域(以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。))又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上であること。

3 通作条件整備

通作条件整備の実施に当たっては、以下の要件による。ただし、(1)のイ及び(2)のエの実施に当たっては、個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。それ以外の実施にあたっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上であること。ただし、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村(以下この別紙において「振興山村」という。))、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 2 条第 1 項(同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する過疎地域(同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項(同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。))、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村(同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村(同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特

(イ) (略)

(ウ) 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。

(エ) (略)

イ (略)

(2) (略)

(3) 事業の実施区域は、原則として整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものを対象とする。

(4) 基幹農道整備は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下この別紙において単に「過疎地域」という。）、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において、「指定棚田地域」という。）において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) (略)

(ウ) 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。

(エ) (略)

イ (略)

(2) (略)

第5 計画の作成

本事業の実施に当たっては、都道府県知事は、事業計画概要書及び以下に掲げるもののうち必要な計画を地方農政局長等に提出するものとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から（2）の促進計画の提出を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2492 号農林水産省農村振興局長通知）に定める様式により、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下この別紙において「令」という。）第 50 条第 3 項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下この別紙において「集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

（1）集積促進整備計画

農地整備事業に係る令第 50 条第 3 項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

ア （略）

（ア）～（ウ） （略）

イ （略）

（削る。）

（2）促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により作成するもの

第5 計画の作成

本事業の実施に当たっては、都道府県知事は、事業計画概要書及び以下に掲げるもののうち必要な計画を地方農政局長等に提出するものとする。

1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から（2）の促進計画の提出を受けた上で、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下この別紙において「令」という。）50 条第 3 項の農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下この別紙において「集積促進整備計画」という。）及び必要に応じて（5）の高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

（1）集積促進整備計画

ア 農地整備事業に係る令第 50 条第 3 項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

（ア） （略）

①～③ （略）

（イ） （略）

イ 集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（ア）農業構造改善目標

（イ）担い手等の見通し

（ウ）農用地の流動化計画

（エ）経営体育成計画又は農地所有適格法人等育成計画

（オ）土地利用計画

（カ）農業生産基盤整備計画

（2）促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき作成するものとする。

とする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

ウ 促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

エ 促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第6の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画

(イ) (略)

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

ウ 促進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造再編の目標

(イ) 農用地の流動化計画

(ウ) 経営体育成計画

(エ) 農地所有適格法人等育成計画

(オ) 土地利用計画

(カ) 農業機械利用計画

(キ) ほ場の整備計画

(ク) 農業生産基盤の整備目標

(ケ) 関連事業計画

(コ) 推進体制整備計画

(サ) 営農環境の整備目標

(シ) 土地改良施設等の管理計画

(ス) 農業農村整備事業管理計画

(セ) その他必要な事項

エ 促進計画の作成にあたっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第7の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定にあたっては、次の計画等との整合を図るものとする。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画

(イ) (略)

カ 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

(ア) 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

(イ) 集落懇談会の開催

促進計画に関する事項のほか、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的な管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

2 耕作放棄地型

都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別記様式第4号により、令第50条第8項の遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。）を作成するものとする。作成に当たっては、遊休農地利用増進整備計画は、第4の2の（1）の整備基本構想と整合性のとれたものでなければならない。

3 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

(新設)

2 耕作放棄地型

都道府県知事は、耕作放棄地型を実施しようとするときは、別紙1—2の第4の4に定めるところにより、令第50条第8項の遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この別紙において「遊休農地利用増進整備計画」という。）を作成するものとする。

3 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業（別表1の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の（2）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下この別紙において同じ。）を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

①・② (略)

イ（略）

（ア）～（エ）（略）

4 営農環境整備事業に係る計画

（１）営農環境整備事業にあつては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

（２）（１）の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。（１）のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、別記様式第５号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

6 通作条件整備計画

通作条件整備の事業計画は、土地改良法に基づく土地改良事業計画として定めるものとする。ただし、第２の４の（１）のイ並びに（２）のウ及びエの事業についてはこの限りではない。通作条件整備の実施に当たっては、以下に定めるところにより通作条件整備計画等を作成するものとする。

（１）本事業（保全対策型を除く。）を実施する場合、都道府県知事は農道の整備計画や関連する農業基盤整備等について別記様式

イ（略）

①～④（略）

（新設）

4 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農地整備事業において、農業経営高度化支援事業（耕作放棄地型を除く。）を行うときは、別紙１―２の第４の５に定めるところにより、農業経営高度化計画を作成するものとする。

5 通作条件整備計画

通作条件整備の事業計画は、土地改良法に基づく土地改良事業計画として定めるものとする。ただし、第２の３の（１）のイ、（２）のウ及びエの事業についてはこの限りではない。

第6号に定める通作条件整備計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

（2）保全対策型のうち点検診断又は保全対策を実施する場合、既設の農道を管理する市町村長等（以下この別紙において「市町村長等」という。）は、当該農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について別記様式第7号に定める保全対策基本方針を作成し、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

ただし、市町村長等の要請により、保全対策の対象区域、内容等を勘案し、都道府県知事が保全対策基本方針を作成する場合、作成後、都道府県知事が地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

なお、保全対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあっては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て保全対策基本方針を作成することができる。

（3）保全対策型のうち緊急対策を実施する場合、市町村長等は、別記様式第8号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「施行申請書」という。）を作成後、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

なお、緊急対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあっては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て施行申請書を作成することができる。

（削る。）

第6 事業の中間審査

1 都道府県知事は、経営体育成型（第5の1の（2）のウの要件

により採択された事業実施地区を除く。)においては、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、集積促進整備計画を踏まえ、経営体育成基盤整備事業計画審査表(以下この別紙において「計画審査表」という。)を作成し、計画審査表に定められた事項の達成状況について審査を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

2 1の審査の結果、計画審査表に定められた事項の達成状況に関して、別に定める基準に達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

3 地方農政局長等は、2の報告において別に定める基準に達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。

4 都道府県知事は、地方農政局長等から3の指示を受けた場合には、事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、事業の実施方針の策定にあたっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。

5 地方農政局長等は4の報告について評価を行い、その結果、計画審査表に定められた事項の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。

この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

第6 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型において、促進計画を変更した場合には、その内容を踏まえて集積促進整備計画(農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。)の変更を行うとともに、翌年度の11月末

第7 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、経営体育成型において、促進計画の変更があった場合(別紙1—2に定める場合に限る。)には、その内容を踏まえて集積促進整備計画(農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては農業経営高度化計画を含む。)の変更を行うとともに、

日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第9号により報告するものとする。

(1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）

ア 担い手の追加

イ 担い手の交代

ウ 担い手の除外

(2) 事業計画の変更

(3) 目標年度の変更

(4) その他、整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合

2 都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第9号により報告するものとする。

3 都道府県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1) (略)

(2) 保全対策型及び農業集落間型

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。

ア～ウ (略)

第7 事業の達成状況報告等

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況等について報告するものとする。

翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

2 都道府県知事は、耕作放棄地型において、遊休農地利用増進整備計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

3 都道府県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1) (略)

(2) 保全対策型及び農業集落間型

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、保全対策型のうち、緊急対策を新たに実施しようとする場合は、緊急対策施行申請書の写しのみの提出をもって事業を実施することができる。

ア～ウ (略)

第8 事業の達成状況報告等

経営体育成型又は耕作放棄地型として農地整備事業を実施する場合、都道府県知事は、地方農政局長等に、農地整備事業の達

1 促進計画等達成状況報告

(1) 都道府県知事は、経営体育成型（第4の1の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第10号により作成するとともに、生産基盤整備事業等の完了年度及び目標年度については翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、経営体育成型（第4の1の(2)のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）においては、開始年度を含めて3年度目以降生産基盤整備事業等の完了年度まで、達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(3) (2)の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が70パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、(2)の審査を行う年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)の報告において達成率が50パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。

(5) 都道府県知事は、地方農政局長等から(4)の指示を受けた場合には、事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、事業の実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、

成状況について報告するものとする。
(新設)

事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。

(6) 地方農政局長等は(5)の報告について、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、促進計画の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(7) (3) 及び (4) の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前3項の規定に基づく措置をとることを要しない。

(8) その他地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

(9) 都道府県知事は、(8)の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、指導を受けた年度の翌年度の9月までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 農地所有適格法人等経営状況評価報告

(新設)

第4の1の(2)のウの要件による事業実施地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、別記様式第11号により作成するとともに、生産基盤整備事業等の完了年度又は生産基盤整備事業等の完了年度の5年後については、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 耕作放棄地活用状況評価報告

(新設)

(1) 農地整備事業のうち耕作放棄地型の実施地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び目標年度(耕作放棄地解消・集積促進事業を実施しない場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の5年後)に、整備基本構

想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査し、別記様式第 12 号により翌年度の 6 月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) (1) の結果、耕作放棄地が利用されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄地利用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進が図られるよう努めるものとする。

4 農道保全対策計画

通作条件整備の保全対策型のうち、点検診断を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。

第 8 助成

1 国は、本事業に要する費用のうち別記に掲げる工事費及び促進費の一部につき、都道府県に助成するものとする。なお、工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。

(1) 農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

2 別記に規定する換地費には、確定測量費を含むものとする。

3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の 3 年後（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標

(新設)

第 9 助成

国は、本事業に要する費用のうち別記に掲げる工事費及び促進費の一部につき、別に定めるところにより都道府県に助成するものとする。

(新設)

(新設)

<u>年度。以下この別紙において同じ。）までにおいて実施するものとする。</u>	(新設)
<u>4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後までにおいて実施するものとする。</u>	(新設)
<u>5 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。</u> <u>ア 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円</u> <u>イ 60ヘクタール以上 200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円</u> <u>ウ 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円</u>	
<u>6 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄に示す助成割合を乗じた額とする。</u>	(新設)
<u>7 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。</u>	(新設)
<u>8 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度までにおいて実施するものとする。</u>	(新設)
<u>第9 (略)</u>	<u>第10 (略)</u>

第 10 その他

1 (略)

2 別表 1 の区分 2 から 4 までの事業（2 の（3）の事業を除く。）は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条第 5 号に掲げる公共施設に当たる。

4 第 8 の 6、7 及び 8 の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち、生産基盤整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

5 事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和 2 年 2 月農林水産省策定）等を活用しながら、地域での話し合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。

6 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。

7 (略)

8 7 に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は 7 の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第 11 その他

1 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

3 2 に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は 2 の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第 11 経過措置

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第 12 経過措置

1 ほ場整備事業実施要綱(昭和 41 年 7 月 26 日付け 41 農地 D 第 1241 号農林事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業の取扱いについては、なお従前の例による。

2 土地改良総合整備事業実施要綱(昭和 52 年 4 月 16 日付け 52 構改 D 第 217 号農林事務次官依命通知)に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業(一般型、省力化型、担い手育成型及び担い手支援型)の取扱いについては、なお従前の例による。

3 経営体育成基盤整備事業実施要綱(平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2486 号農林水産事務次官依命通知)に基づき平成 15 年度に採択された事業の実施地区については、第 4 の 1 の(2)のアの(ア)の規定は適用しないものとする。

4 ほ場整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業(担い手育成型)、土地改良総合整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業(担い手育成型)及び畑地帯総合整備事業実施要綱(平成 9 年 10 月 8 日付け 9 構改 D 第 238 号農林水産事務次官依命通知)に基づき、平成 14 年度までに採択された畑地帯総合整備事業の地区であって、農業経営高度化支援事業を実施するものについては、第 4 の 1 の(3)の ア及び第 4 の 2 の(3)に規定する「20%」を「5%」と読み替えることとする。

5 経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき平成 15 年度に採択された事業の実施地区については、第 4 の 1 の(2)のアの(イ)の基準を、「事業の完了時において、以下の①及び②を満たすことが確実と見込まれること。

① 担い手農地利用集積率が 25%以上となること。

② 担い手農地利用集積増加率が 20%以上となること。」と読み替えるものとする。

なお、土地改良総合整備事業実施要綱第 4 に規定する土地改良総合整備事業(担い手支援型)で採択の申請を検討していた地区

(削る。)

(削る。)

(削る。)

のうち経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき採択した地区については、第4の1の(2)のアの(イ)の基準を、「事業の完了時において、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加することが確実と見込まれること。

(1) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合にあっては、これが25%以上となること。

(2) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20%以上である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。」と読み替えるものとする。

6 「土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について」(平成9年10月8日付け9構改D第242号農林水産事務次官依命通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年7月28日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)の第2の表の(2)の部の2畑地帯総合整備事業・(1)一般型の項の採択基準等の欄の(1)又は「畑地帯総合整備事業実施要綱の制定について」による廃止前の高生産性土層改良事業実施要綱(平成6年7月8日付け6構改D第420号農林水産事務次官依命通知)及び畑地帯総合整備事業(施設整備型)実施要綱(平成8年7月31日付け8構改D第549号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業については、なお従前の例によるものとする。

7 「畑地帯総合整備事業実施要綱の一部改正について」(平成11年10月1日付け11構改D第156号農林水産事務次官依命通知)による改正前の畑地帯総合整備事業実施要綱第4の3に基づき、平成10年度以前に採択された畑地帯総合整備事業の地区については、なお従前の例によるものとする。

8 6及び7に定めるところにかかわらず、この通知の施行前に採択された畑地帯総合整備事業実施要綱第4の3、土地改良事業関係補助金交付要綱の第2の表の(2)の部の2畑地帯総合整備事業・(1)一般型の項採択基準等の欄の(1)、緊急畑地帯総合整備事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第477号農林水

(削る。)

(削る。)

(削る。)

産事務次官依命通知) 及び高生産性土層改良事業実施要綱に基づき採択された地区であって、畑地帯総合整備事業実施要綱第4の1及び2の要件に該当するものについては、別に定める方法により、畑地帯総合整備事業実施要綱に基づく事業とすることができる。

9 「畑地帯総合整備事業実施要綱の一部改正について」(平成20年4月1日付け19農振第1904号農林水産事務次官依命通知)による改正前の畑地帯総合整備事業実施要綱別表1の区分の欄の2の項の事業種類の欄の(7)に定める事業として、改正前に同要綱第7の1の規定に基づき平成20年度における事業実施採択申請が行われているもののうち農用地への野生鳥獣の侵入防止のために必要な鳥獣侵入防止設備の新設、廃止又は変更に該当するものについては、改正後の畑地帯総合整備事業実施要綱別表1の区分の欄の1の項の事業種類の欄の(8)に定める事業として申請が行われたものとみなす。

10 経営体育成基盤整備事業実施要綱及び畑地帯総合整備事業実施要綱に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、要綱別紙1の1の(1)に定める営農目標推進整備計画の作成をもって本事業へ移行されたものとみなす。

11 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長通知・22農振第2216号農林水産省農村振興局長通知・22林整計第359号林野庁長官通知・22水港第2429号水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙(番号1 経営体育成基盤整備事業に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、要綱別紙

(削る。)	<u>1の1の(1)に定める営農目標推進整備計画の作成をもって本事業へ移行されたものとみなす。</u>
(削る。)	<u>12 地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業が農地整備事業に移行する場合における取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。</u>
(削る。)	<u>13 地域自主戦略交付金交付要綱の別紙1の農地整備事業に係る運用の第5の規定及び別紙7の第4の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。</u>
(削る。)	<u>14 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙1の第5の9に基づいて、平成23年度における事業実施に必要な資料(以下この別紙において「必要資料」という。)の提出を行っている地区については、本要領に基づき必要資料が提出されたものとみなし、平成22年度において必要資料に位置づけられている地区で、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。</u>
(削る。)	<u>15 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱の例による。</u>
(削る。)	<u>16 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長通知・22農</u>

(削る。)

1 (略)
(削る。)

2 (略)
(削る。)

振第 2216 号農林水産省農村振興局長通知・22 林整計第 359 号林野庁長官通知・22 水港第 2429 号水産庁長官通知) による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知) 別紙 (番号 5 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業に係る運用) に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、従前の例による。

17 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について (平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2433 号農林水産省生産局長通知・22 農振第 2216 号農林水産省農村振興局長通知・22 林整計第 359 号林野庁長官通知・22 水港第 2429 号水産庁長官通知) による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長通知・21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知・21 林整計第 336 号林野庁長官通知・21 水港第 2724 号水産庁長官通知) 別紙 (番号 3 地域水田農業再編緊急整備事業に係る運用) に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、従前の例による。

18 (略)

19 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに第 4 の 3 の (1) のイ及び (2) のエの保全対策 (点検診断のみを行う場合を除く。) に着手する場合であって、当該着手までに個別施設計画を策定することができないやむを得ない理由があるときには、保全対策の実施と併せて令和 3 年 3 月 31 日までに個別施設計画を策定するものとする。

20 (略)

21 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱 (平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知) に基づき

3 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（令和7年4月1日付け6畜産第3570号農林水産省畜産局長、6農振第2910号農林水産省農村振興局長、6林整計第683号林野庁長官、6水港第3001号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金要領に基づき実施していた地区にあっては、改正前の第12について、なお従前の例による。

別表1

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産基盤整備 附帯事業	(1)～(3) (略) (4) 耕作放棄地 解消・発生防 止のための 簡易な整備 (5) (略)	(略) 障害物の除去、除礫、深耕、 整地、 <u>農産物被害防止施設</u> の設置等 (略)	
3 (略)	(略)	(略)	
4 農業経営高度化支援 事業	(1)・(2) (略) (3) 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営 体農地集 積促進事 業	(略) 中心経営体への農用地の集 積 ・集約化に向けた促進支援	(略) 経営体育 成型に限 る

実施してきた地区であって、令和3年度以降も実施する必要がある地区については、第7の申請及び採択が行われたものとみなす。

(新設)

別表1

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産基盤整備 附帯事業	(1)～(3) (略) (4) 耕作放棄地 解消・発生防 止のための 簡易な整備 (5) (略)	(略) 障害物の除去、除礫、深耕、 整地、 <u>侵入防止柵</u> の設置等 (略)	
3 (略)	(略)	(略)	
4 農業経営高度化支援 事業	(1)・(2) (略) (3) 農業経営高度化促進事業 ア 中心経営 体農地集 積促進事 業	(略) 中心経営体への農用地の集 積 ・集約化に向けた促進支援	(略) 経営体育 成型及び <u>畑地帯担 い手育成</u>

	イ (略)	(略)	(略)
	(4)・(5) (略)	(略)	(略)

			<u>型</u> に限る
	イ (略)	(略)	(略)
	(4)・(5) (略)	(略)	(略)

別表 2 (経営体育成型の実施要件)

区 分	現 況	基 準	要 件
1 第4 の1の (2) のアの 集積率 要件	<u>20 パーセント未満</u>	<u>30 パーセント以上 となること</u>	<u>担い手農 地利用集 積率が左 記のよう に増加す ることが 確実と見 込まれる こと</u>
	<u>20 パーセント以上 50 パーセント未満</u>	<u>10 パーセントポイ ント以上増加する こと</u>	
	<u>50 パーセント以上 55 パーセント未満</u>	<u>60 パーセント以上 となること</u>	
	<u>55 パーセント以上 90 パーセント未満</u>	<u>5 パーセントポイ ント以上増加する こと</u>	
	<u>90 パーセント以上 95 パーセント未満</u>	<u>95 パーセント以上 となること</u>	
	<u>95 パーセント以上</u>	<u>担い手への利用集 積が図られること</u>	
	<u>13 パーセント未満</u>	<u>20 パーセント以上 となること</u>	<u>担い手農 地集約化</u>

(新設)

<u>2 第4 の1の (2) のイの 集約化 率要件</u>	<u>13 パーセント以上 35 パーセント未満</u>	<u>7 パーセントポイ ント以上増加する こと</u>	<u>率が左記 のように 増加する ことが確 実と見込 まれるこ と</u>
	<u>35 パーセント以上 38.5 パーセント未 満</u>	<u>42 パーセント以上 となること</u>	
	<u>38.5 パーセント以 上 63 パーセント未満</u>	<u>3.5 パーセントポ イント以上増加す ること</u>	
	<u>63 パーセント以上 66.5 パーセント未 満</u>	<u>66.5 パーセント以 上となること</u>	
	<u>66.5 パーセント以 上</u>	<u>担い手への集約化 が図られること</u>	

別表 3（農業経営高度化促進事業の助成）

（新設）

<u>区 分</u>	<u>中心経営体農地集積率</u>	<u>助 成 割 合</u>
<u>1 中心経営体 農地集積促進 事業</u>	<u>35 パーセント以上 45 パーセント未満</u>	<u>0.035</u>
	<u>45 パーセント以上 55 パーセント未満</u>	<u>0.045</u>
	<u>55 パーセント以上 65 パーセント未満</u>	<u>0.055</u>
	<u>65 パーセント以上 75 パーセント未満</u>	<u>0.065</u>
	<u>75 パーセント以上</u>	<u>0.075</u>
	<u>耕作放棄地集約化率</u>	<u>助 成 割 合</u>

<u>2 耕作放棄地 解消・集積促 進事業</u>	<u>4 パーセント以上</u>	<u>0.020</u>
	<u>5 パーセント未満</u>	
	<u>5 パーセント以上</u>	<u>0.030</u>
	<u>6 パーセント未満</u>	
	<u>6 パーセント以上</u>	<u>0.040</u>
	<u>7 パーセント未満</u>	
	<u>7 パーセント以上</u>	<u>0.050</u>
	<u>8 パーセント未満</u>	
	<u>8 パーセント以上</u>	<u>0.060</u>
	<u>9 パーセント未満</u>	
	<u>9 パーセント以上</u>	<u>0.070</u>
	<u>10 パーセント未満</u>	
	<u>10 パーセント以上</u>	<u>0.075</u>

(別記様式第 1 号)

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 集約化の実施に関する基本的な事項	農用地の集約化をめぐる現状の分析		
	本事業を実施する意義及び本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
2. 集約化を進める区域	集約化促進区域（面積）	(h a)	
		(h a)	
3. 集約化の推進体制に関する事項			
4. 農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項			

注 1：「集約化を進める区域」は大字単位とする。

注 2：「集約化の推進体制に関する事項」は当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第 2 章の 9. 推進体制整備計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注 3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

(新設)

(別記様式第 2 号)

(1/2)

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現状及び課題 ・整備状況（前歴事業等）
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	・地区設定理由 ・全体整備量 ・全体整備（受益）面積 ・営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・整備による効果 ・全営農区面積 ・担い手への集約化率の増加見込み
5. 各営農区の概要	
①〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
②〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

(新設)

〇〇地区農用地集積加速化整備構想																																									
事 項	内 容																																								
6. 営農区の営農活動等方針	・農業の生産性の向上方針： ・担い手育成・確保方針： ・農業生産活動方針：																																								
7. 農地集積加速化整備構想図	別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ①前歴事業の地区範囲 ②地区範囲、営農区範囲 ③各営農区の整備内容 ④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの） ・〇〇事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（〇〇地区） <table border="1"> <thead> <tr> <th>営農区</th> <th>1 整備内容</th> <th>2 営農構想</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A営農区</td> <td>1.2ha A→B</td> <td>0.4ha A→C</td> </tr> <tr> <td>B営農区</td> <td>0.8ha D→C</td> <td>0.4ha E→F</td> </tr> <tr> <td>C営農区</td> <td>0.8ha A→F</td> <td>0.4ha D→H</td> </tr> <tr> <td>D営農区</td> <td>1.0ha H→H</td> <td>0.4ha D→H</td> </tr> <tr> <td>E営農区</td> <td>0.4ha F→F</td> <td>0.4ha G→F</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受益面積</th> <th>集約化面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A営農区 2.0 ha</td> <td>2.0 ha</td> </tr> <tr> <td>B営農区 0.8 ha</td> <td>0.4 ha</td> </tr> <tr> <td>C営農区 0.8 ha</td> <td>0.8 ha</td> </tr> <tr> <td>D営農区 1 ha</td> <td>1 ha</td> </tr> <tr> <td>E営農区 1 ha</td> <td>1 ha</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区</td> <td>粗い手の集約化策 定期図</td> </tr> <tr> <td>前歴事業</td> <td>中心経営体の集約化策定期図</td> </tr> <tr> <td>営農区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受益面積</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	営農区	1 整備内容	2 営農構想	A営農区	1.2ha A→B	0.4ha A→C	B営農区	0.8ha D→C	0.4ha E→F	C営農区	0.8ha A→F	0.4ha D→H	D営農区	1.0ha H→H	0.4ha D→H	E営農区	0.4ha F→F	0.4ha G→F	受益面積	集約化面積	A営農区 2.0 ha	2.0 ha	B営農区 0.8 ha	0.4 ha	C営農区 0.8 ha	0.8 ha	D営農区 1 ha	1 ha	E営農区 1 ha	1 ha	凡例		地区	粗い手の集約化策 定期図	前歴事業	中心経営体の集約化策定期図	営農区		受益面積	
営農区	1 整備内容	2 営農構想																																							
A営農区	1.2ha A→B	0.4ha A→C																																							
B営農区	0.8ha D→C	0.4ha E→F																																							
C営農区	0.8ha A→F	0.4ha D→H																																							
D営農区	1.0ha H→H	0.4ha D→H																																							
E営農区	0.4ha F→F	0.4ha G→F																																							
受益面積	集約化面積																																								
A営農区 2.0 ha	2.0 ha																																								
B営農区 0.8 ha	0.4 ha																																								
C営農区 0.8 ha	0.8 ha																																								
D営農区 1 ha	1 ha																																								
E営農区 1 ha	1 ha																																								
凡例																																									
地区	粗い手の集約化策 定期図																																								
前歴事業	中心経営体の集約化策定期図																																								
営農区																																									
受益面積																																									
8. その他	第1の4に従い1ha（北海道にあっては3ha）を越えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要																																								

(別記様式第 3 号)

(1/2)

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	・地区名： ・所在地： ・地区設定理由： ・受益面積：
2. 事業実施区域内の農地の現況と課題	・地区農地の現況及び課題
3. 事業実施区域内の耕作放棄地の現況	・整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積： うち受益地内の面積： ・耕作放棄地の発生理由： ・整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積： うち受益地内の面積： ・耕作放棄地となるおそれがあるとした理由：
4. 事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針	
5. 整備基本構想の実現のための整備方針	・整備内容 ・整備による効果
6. 営農区の概要	営農区数： 営農区面積の合計：
①〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：
②〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：

(新設)

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想															
事 項	内 容														
7. 営農区の営農活動等方針	・農業の生産性の向上方針； ・担い手育成・確保方針； ・農業生産活動方針；														
8. 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	別に添付すること。 (図面スケール：1/25,000 又は1/50,000) また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ①地区範囲、(営農区範囲) ②各営農区の整備内容 ③各営農区の整備目的 ・耕作放棄地型(〇〇地区) Legend: <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区</td> <td>[Red solid line]</td> </tr> <tr> <td>営農区</td> <td>[Blue dashed line]</td> </tr> <tr> <td>排水改良</td> <td>[White box]</td> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td>[Red hatched box]</td> </tr> <tr> <td>畜土</td> <td>[Green hatched box]</td> </tr> <tr> <td>耕作放棄地</td> <td>[Grey hatched box]</td> </tr> </tbody> </table>	凡 例		地区	[Red solid line]	営農区	[Blue dashed line]	排水改良	[White box]	区画整理	[Red hatched box]	畜土	[Green hatched box]	耕作放棄地	[Grey hatched box]
凡 例															
地区	[Red solid line]														
営農区	[Blue dashed line]														
排水改良	[White box]														
区画整理	[Red hatched box]														
畜土	[Green hatched box]														
耕作放棄地	[Grey hatched box]														

※ 6及び7については、第4の2の(2)ただし書に該当する場合のみ記入すること。

(別記様式第4号)

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

1 計画区域の現況

都道府県名		地区名		所在地				
地目	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考		
農用地面積 (ha)								
受益地内の耕作放棄地面積		ha	耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地を含む割合		%			
受益地内の耕作放棄地となるおそれがある農地面積		ha						
地形・土壌・気象								
地域農業概要	専業別農家戸数	専業	1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得 (令和 年)		
						農業所得	千円	
	1戸当たり平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円
							計	千円
	主要作物作付面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用 (%)
		作付面積 (ha)						
単位収量 (kg/10a)								
地域指定等								

2 課題及び整備方針

地域農業の現状と課題	
地域農業の振興方向	
整備方針	

(新設)

3. 耕作放棄地解消・利用増進計画

耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の所在地	面積 (ha)	耕作放棄地の発生要因又は、耕作放棄地となるおそれがあるとした理由	活用方針	担い手への集積面積

※ 第4の2の(3)及び(4)により、耕作放棄地となるおそれがあると都道府県知事が判断した理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見通し、地域内の担い手の状況、当該農地の生産性等）等を踏まえ、具体的に記入すること。また、一筆ごとの耕作放棄地となるおそれがあるとした理由、現況写真等の資料を添付するものとする。

4. 担い手への農地の利用集積等計画

	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時
認定農業者	()	()	()	()	()	()	()
認定新規就農者	()	()	()	()	()	()	()
集落営農組織	()	()	()	()	()	()	()
市町村基本構想水準到達者	()	()	()	()	()	()	()
中心経営体	()	()	()	()	()	()	()
今後育成する農業者	()	()	()	()	()	()	()
〈合計〉 担い手数							
《事業前》	()	()	()	()	()	()	()
《事業完了》	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

※ () 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載（合計欄の[]内には地区内農地面積に占めるシェアを記載）
 ※ 合計欄の《 》内には地区内農地面積 (ha) を記載

5 整備計画（第4の2の(2)に該当する場合のみ記入すること）

[illegible]

事業名		面積 (ha)					備考
		田	普通畑	樹園地	その他	計	
基幹事業							
併せ行う事業							

6 耕作放棄地解消支援計画

(別表1の区分の欄の4の(2)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

7 耕作放棄地解消・集積促進計画

(別表1の区分の欄の4の(3)のイの事業を実施する場合のみ記入すること)

(1) 耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

(2) 耕作放棄地集約化計画

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
認定農業者			
認定新規就農者			
集落営農組織			
市町村基本構想水準 到達者			
中心経営体			
今後育成する農業者			
＜合計＞	(耕作放棄地面積)	[]	[]
	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積(ha)を記載(合計欄の[]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

※目標年度は、事業開始年度から計算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

8. 耕作放棄地活用推進計画

(運用別表の区分の欄の4の(5)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業実施主体	事業実施年度	実施内容	総事業費	備考

(別記様式第5号)

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等の概要

都道府 県名	市町村 名	土地改 良区名	地区名	事業名	着工 年度	完工 年度	目標 年度	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)

2. 農業経営高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1:「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2:計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

(2) 中心経営体への農地利用集積計画

区 分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B(中心)	中心経営体の 所有面積 (ha) C	中心経営体の 利用集積率 (%) D	中心経営体の 基盤工作率 (%) E	中心経営体の 集約化率 (%) F	中心経営体の 集約化率 (%) G	中心経営体 利用集積面積 における 集約化率 (%) H	助成割合 (%)
事業実施前 (○年度)									
生産基盤整備事 業実施完了時 (○年度)									
要件達成前段階 (○年度)									
目標年度 (○年度)									

(新設)

(別記様式第 6 号)

〇〇地域通作条件整備計画

<u>< 整備区域概要図 ></u> <u>(整備済み及び整備予定の農道路線、農業振興地域、農用地区域、関連事業等を記載)</u>	
<u>事 項</u>	<u>内 容</u>
<u>1. 整備区域の概要</u>	<u>(地域概況を記載)</u>
<u>2. 整備区域における農業構造の現況及び問題点</u>	<u>(地域農業の現状、整備状況及び課題等を記載)</u>
<u>3. 地域における農業の振興方向</u>	<u>(作付作物及び土地利用体系等を記載)</u>
<u>4. 整備構想実現のために必要な通作条件整備等の内容</u>	<u>(個別地区毎に地区名、整備の必要性、整備期間、総事業費、整備(受益)面積等を記載)</u>
<u>5. 関連事業の概要</u>	<u>(関連事業地区(施設)ごとに、事業名、事業主体、事業概要等を記載)</u>

注) 変更の場合の記載方法は二段書きとし、変更前を上段 () 書きとすること。

(新設)

(別記様式第 7 号)

保全対策基本方針

策定年度：令和 年度
策定主体：
知事認定：令和 年 月 日

1. 施設の現状と対策の基本方針

(既設の農道の利用状況、管理状況等を通じた課題、解決手法、将来の管理方針等を記載)

2. 地域の概要

①地域状況

②地域の農地面積

単位：ha

地域名	水 田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合 計

③主要農作物の作付状況

作物名	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(千円)	備 考

④地区の農家状況

集落名	戸 数			人 口				備 考
	総戸数 (戸)	農家戸数 (戸)	農家率 (%)	総戸数 (人)	農家人口 (人)	農業就業人口 (人)	農業就業人口比率 (%)	
合 計								

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備概要	事業実施希望年度	旧事業履歴		備考
	延長 (m)	車道幅員 (m)	全幅員 (m)	管理者			事業名	地区名	

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名(施設名)	予定管理者	予定管理方法	備 考

5. 位置図等

(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

(新設)

(別記様式第 8 号)

緊急対策施行申請書

策定年度：令和 年度

策定主体：

知事認定：令和 年 月 日

1. 整備施設の概要

(農道の被災状況、路線の利用形態、被災の影響、対策の必要性、事業の内容等について記載)

2. 地域の概況

① 地域の農地面積

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備概要	事業実施希望年度	旧事業履歴			備考
	延長 (m)	車道 幅員 (m)	全幅員 (m)	管理者			事業名	地区名	実施 年度	

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名（施設名）	予定管理者	予定管理方法	備考

5. 位置図等

(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

(新設)

(別記様式第 9 号)

番 号
年 月 日

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

下記地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農地整備事業に係る運用第6の規定により、下記資料を添付して報告します。

記

1. 農地整備事業計画概要書

[経営体育成型の場合]

2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

[耕作放棄地型の場合]

2. 遊休農地利用増進整備計画書

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考
型				ha	百万円	

(新設)

(別記様式第 10 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画
達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

受益面積 (ha)	うち区画整理 (ha)	〇年度まで 区画整理累計面積 (ha)	進捗率 (区画整理面積ベース) (%)	〇年度の主な工事内容
総事業費 (百万円)	〇年度事業費 (百万円)	〇年度まで 累計事業費 (百万円)	進捗率 (事業費ベース) (%)	

一体的に実施した関連 支援事業	実施した関連支援事業 の内容	備考

注1: 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(新設)

(2) 農業経営高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：農業経営高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注2：「事業名」は、別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積（又は農地集約化）の実績

(第4の1の(2)のアにより採択された場合)

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 利用集積 面積 B=C+D+E (ha)	担い手の 所有面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積 D (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(第4の1の(2)のイにより採択された場合)

ア 担い手への農地集約化の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 集約化面積 B=C+D+E (ha)	担い手の 所有面積 のうち 集約化面積 C (ha)	担い手の 使用収益権 面積のうち 集約化面積 D (ha)	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積 E (ha)	農用地面積に 占める担い手の 集約化率 B/A (%)	達成率 (%)	達成 状況 (評価)
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	()	()	()	()	()	()		

年度の記載 上段：計画、下段：実績

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注1：達成率と達成状況は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度までの地区において記入する。

注2：注1の場合において、促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の上記表も添付する。

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績の実績

区分	農用地面積 A (ha)	農地所有 適格法人等の 利用集積面積 B=C+D+E (ha)	農地所有 適格法人等の 所有面積 C (ha)	農地所有 適格法人等の 使用収益権面積 D (ha)	農地所有 適格法人等の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等の 利用集積率 B/A (%)
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

計画 上段 ()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度

注：第4の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等について記載する。

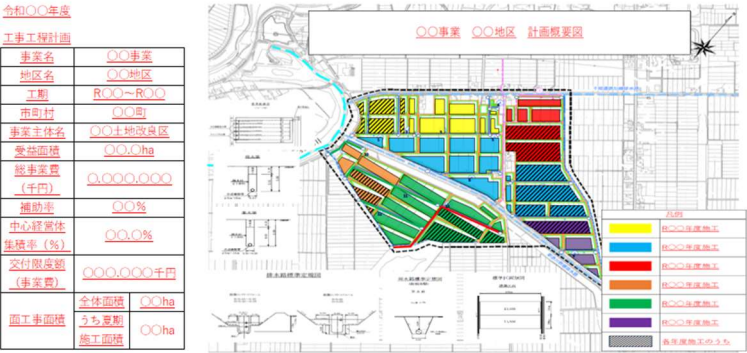
イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の 利用集積面積 (ha)	中心経営 体の所有 面積 (ha)	中心経営 体の使用 収益面積 (ha)	中心経営 体の基礎 3作兼受 面積 (ha)	中心経営体 の集約化面 積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
	A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B	
事業実施前									
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇年度まで									

計画 上段()：生産基盤整備事業等の実行時、下段：促進計画年度

ウ 中心経営体農地集積促進事業の実績

中心経営体農地集積促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、次の工事工程計画を作成すること。



全体事業計画及び実績

社会事業	社会事業	R〇〇〇	R〇〇〇	R〇〇〇	R〇〇〇	R〇〇〇	R〇〇〇	R〇〇〇	R〇〇〇	R〇〇〇	R〇〇〇	R〇〇〇	R〇〇〇	会社
面工事面積 (ha)	計画													
	実績													
うち農地施工面積 (ha)	計画													
	実績													
交付限度額 (ha)														
交付限度 (千円/10a)														
金額 (千円)														
うち農地 (千円)														
金額 (千円)														

(2) 農地利用集積（又は農地集約化）方法
(第4の1の(2)のアにより採択された場合)

権利等の種類	担い手区分									
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		中心経営体	
	人数	集積面積(ha)	人数	集積面積(ha)	組織数	集積面積(ha)	人数	集積面積(ha)	経営体数	集積面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：担い手の区分欄については、第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(第4の1の(2)のイにより採択された場合)

権利等の種類	担い手区分									
	認定農業者		認定新規就農者		集落営農組織		市町村基本構想水準到達者		中心経営体	
	人数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	組織数	集約化面積(ha)	人数	集約化面積(ha)	経営体数	集約化面積(ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：担い手の区分欄については、第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分					
	個別農業者	農地所有適格法人等	農地所有適格法人等	集落営農組織	計	
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)
自己所有地						
賃貸権設定						
経営受託						
基幹作業受託						
計						

注1：農地所有適格法人等①には第4の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 担い手育成の実績

(第4の1の(2)のア又はイにより採択された場合)

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織	市町村基本構想水産関連者	中心経営体	今後育成すべき農業者
	人数	人数	組織数	人数	経営体数	人数等
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
計画	()	()	()	()	()	
実績 (〇〇年度まで)						

計画 上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
実績 (〇〇年度まで)						

計画 上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

注1 : 農地所有適格法人等①には第4の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。

注2 : 農業経営高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(第4の1の(2)のウにより採択された場合)

3 農地所有適格法人等の状況

(1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有 適格法人 等の名称	経営面積 (ha)	うち 地区内 地区内	農地所有 適格法人 となった日 (予定食 む)	特定 農業法人 となった日 (予定食 む)	認定農業者 認定日 (予定食 む)	経営所得 安定対策 加入協定体 となった日 (予定食 む)	構成員数 (人)	常時 従事者数 (人)	経営方針
〇〇法人									
△△法人									
××法人									

法人区分		〇〇法人	△△法人	××法人	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
採草放牧地					
法人形態					
事業の種類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高(円)	農業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報 告			
		合 計			
	その他事業	前々年度報告			
		前年度報告			
		報 告			
		合 計			
構成員数	総 数				
	農地提供者①				
	農業常時従事者②				
	農地保有合理化法人③				
	市町村・農協等④				
	承認会社⑤				
	議決権の状況(うち市町村・農協系統の有するもの)				
	法人と取引関係等にある者⑥				
業務執行役員数	総 数				
	農業に常時従事する構成員数				
	うち農作業に従事する者数				
備 考					

注1：第4の1の(2)のウに該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。

注2：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

(2) 農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】	年 月				
1年度目	年 月				
2年度目	年 月				
3年度目	年 月				
4年度目	年 月				
5年度目	年 月				
【完了時】	年 月				
6年度目	年 月				
【完了後】	年 月				
完了後	年 月				
1年度目	年 月				
完了後	年 月				
2年度目	年 月				
完了後	年 月				
3年度目	年 月				
完了後	年 月				
4年度目	年 月				
完了後	年 月				
5年度目	年 月				

注1：農地所有適格法人等が複数設立された場合は、当該法人ごとに作成する。

注2：別表1の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

4 所見及び改善措置等

--

(別記様式第 11 号)

番 号
年 月 日

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

農地整備事業に係る運用第 7 の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する
評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人等 名 (法人形態)	農地所有適格法人 人になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得安定対策加入経営体にな った日		
()						
経営面積		営農状況		構成員数	常時従事者数	
	うち地区内	作 目	作付面積	生産量		構成戸数
田：	ha	ha	ha	kg		
畑：	ha	ha	ha	kg		
その他：	ha	ha	ha	kg		
	ha	ha	ha	kg		

(新設)

3. 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4. 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売 上 高		常時従事者 1人当たり所得
	農 業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

5. 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6. 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経 営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7. 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

(別記様式第 12 号)

番 号
年 月 日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

農地整備事業に係る運用第7の規定により、下記のとおり耕作放棄地の活用状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 耕作放棄地活用状況の概要

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地等 面積 (ha)	活用状況	今後の取組方針
	()		
	()		
	()		
計	()	耕作放棄地等を含む割合 %	

※ () は、うち担い手に集積された面積

(新設)

3 耕作放棄地集約化の実績

(別表1の区分の欄の4の(3)イの事業を実施する場合のみ記入する。)

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	要件達成施設年度 (○年度)	完了後5年度目 (○年度)
認定農業者				
認定新規就農者				
集落営農組織				
市町村基本構想水準 到達者				
中心経営体				
今後育成する農業者				
＜合計＞	〔耕作放棄地面積〕 (地区内農用地面積)	〔 〕 (地区内農用地面積)	〔 〕 (地区内農用地面積)	〔 〕 (地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積(ha)を記載(合計欄の「」内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

4 特記事項(事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等)

運用2(農業基盤整備促進事業)

第1 事業の内容

本事業の事業内容は、別表1の事業種類の欄に応じて定めるものとする。

第3 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 都道府県

運用2(農業基盤整備促進事業)

第1 事業の内容

本事業の事業内容は、別表1の事業種類の欄に掲げる区分に応じて定めるものとする。

第3 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体(以下この別紙において

(2) 市町村

(3) 農業者等の組織する団体（以下この別紙において「農業者団体」という。）

2 1の(3)の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。

3 （略）

第4 計画の作成

1 事業実施主体は、別記様式第1号により農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

2 1の「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

3 農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第5 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

1 第4の農業基盤整備計画を策定していること。

2・3 （略）

（削る。）

「農業者団体」という。）とする。

2 1の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。

3 （略）

（新設）

第4 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

1 第5の農業基盤整備計画を策定していること。

2・3 （略）

第5 農業基盤整備計画の作成

第6 事業の実施

事業の実施に当たっては、以下のいずれかにより行うものとする。

1 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、都道府県が本事業を自ら実施しようとする場合にあっては、第4により作成された農業基盤整備計画を地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。

2 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、事業を実施したい旨を都道府県知事に申し出るものとし、都道府県知事は、これを基に農業基盤整備計

1 本事業を実施しようとする者は、次に掲げる事項を定めた農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

（1）事業実施期間

（2）基盤整備の概要

（3）基盤整備の計画

（4）農地防災事業の実施

（5）費用負担の方法

（6）施設の予定管理者及び予定管理方法

（7）その他必要な事項

2 農業基盤整備計画は、別記様式第1号により作成するものとする。

3 1の示す「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。

4 農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第6 事業の実施

事業の実施にあたっては、以下のいずれかにより行うものとする。

1 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、都道府県が本事業を自ら実施しようとする場合にあっては、第5により作成された農業基盤整備計画を地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長）に提出するものとする。

2 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村又は農業者団体は、事業を実施したい旨を都道府県知事に申し出るものとし、都道府県知事は、これを基に農業基盤整備計画

画を地方農政局長等に提出するものとする。

- 3 農業基盤整備計画は、別記様式第2号により提出するものとする。

第7 計画の変更

- 1 計画変更の申請については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第6の1により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、2に定める重要な変更が生じた場合には、計画変更を地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、第6の2により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、2に定める重要な変更が生じた場合には、計画を変更したい旨を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に計画変更を地方農政局長等に報告するものとする。

2・3 (略)

第8 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、事業達成状況報告書として提出するものとする。

- 2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、事業達成状況を取りまとめたとき、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこ

を地方農政局長等に提出するものとする。

- 3 農業基盤整備計画は、別記様式第2号により作成するものとする。

第7 事業の変更

- 1 事業変更の申請については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第6の1により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、2に定める重要な変更が生じた場合には、事業変更を地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村長又は農業者団体は、第6の2により実施する事業に係る農業基盤整備計画について、2に定める重要な変更が生じた場合には、事業を変更したい旨を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業変更を地方農政局長等に報告するものとする。

2・3 (略)

第8 事業の達成状況報告等

- 事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめるものとする。

- 1 事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第6の1により実施した場合にあっては、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合

市町村又は農業者団体が第6の2により実施した場合にあっては、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道

れを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

3 (略)

4 2の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第4号によるものとする。

第9 助成

1 国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）に定めるところにより予算の範囲内において、都道府県に助成するものとする。

(1) 別表1の定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち2に定める経費の総額）に別に定める補助率を乗じた額

(2) 別表1の定額助成に係るもの

事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計

2 定率助成について

1の(1)の助成対象となる経費は、次に該当するものとする。

(1)～(8) (略)

3 定額助成について

(1) 1の(2)の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工

府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

2 (略)

3 1の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第4号によるものとする。

第9 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）に定めるところにより予算の範囲内において、都道府県に助成するものとする。

1 別表1の定率助成に係るもの

本事業に要する費用のうち次に定める経費の総額に別に定める補助率を乗じた額

(新設)

(1)～(8) (略)

2 別表1の定額助成に係るもの

事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に次に定める助成単価を乗じた額の合計

(1) 助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や

の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア (略)

イ 事業完了時まで中心経営体（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。））に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあつては、別表 2 の助成単価の欄の 2 に掲げるもの

(2) (略)

(3) (2) の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（基盤法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

(4) (略)

第 11 その他

1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあつては、土地改良法に基づき実施するものとする。

2 (略)

3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗

自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア (略)

イ 事業完了時まで中心経営体（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村の基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。））に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあつては、別表 2 の助成単価の欄の 2 に掲げるもの

(2) (略)

(3) (2) の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

(4) (略)

第 11 その他

(新設)

1 (略)

2 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223

渠排水をいう。)であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に規定する市町村地域防災計画(都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。)に位置付けられているものは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第5号の公共施設に当たる。

4・5 (略)

6 別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄(4)に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上)の転用が行われた場合、別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(4)に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

(1)～(3) (略)

7 6により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

(削る。)

号)第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあつては、行政財産として適切に管理することとする。

3・4 (略)

5 別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄(7)に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上)の転用が行われた場合、別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の(4)に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の(1)から(4)までに該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

(1)～(3) (略)

6 5により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

7 本事業のうち、土地改良事業として実施すべき事業の要件に該当する場合にあつては、土地改良法(昭和24年法律第195号)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)及び土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)その他の法令に定めるところ

8 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

9 (略)

10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が別表1の区分1の事業種類の欄(8)の指導(以下この別紙において「指導事業」という。)を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の補助金交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士による外部監査を受けるものとする。

11 (略)

12 別表1の区分1の(1)～(6)に掲げる事業及び区分2の(1)～(6)の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

13 (略)

別表1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率	(略)	(略)

による。

8 本事業により整備された発電施設により発電された電力を固定価格買取制度により売電を行う場合の当該発電施設の整備に係る経費は、交付金の交付対象としない。ただし、都道府県、市町村又は土地改良区等が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りではない。

9 (略)

10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が別表1の区分1の事業種類の欄(8)の指導(以下この別紙において「指導事業」という。)を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の補助金交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(4)に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士による外部監査を受けるものとする。

11 (略)

12 別表1の区分1の(1)～(6)に掲げる事業及び区分2の(1)～(9)の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

13 (略)

別表1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率	(略)	(略)

助成		
2. 定額 助成	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	<u>(1) 区画拡大</u>	<u>農用地の区画拡大</u>
	<u>ア 水路変更なし</u>	<u>畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大</u>
	<u>イ 水路変更あり</u>	<u>水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大</u>
	<u>(2)～(6) (略)</u>	(略)

助成		
2. 定額 助成	<u>(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</u>	<u>畦畔除去、均平作業等による区画拡大</u>
	<u>(2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</u>	<u>水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大</u>
	<u>(3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</u>	<u>畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</u>
	<u>(4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</u>	<u>水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大</u>
	(新設)	(新設)
	<u>(5)～(9) (略)</u>	(略)

別表 2 (定額助成)

事業種類	事業内容等	助成単価(※1)	
		1. 通常	2. 集約化する場合
(1) 区画拡大			
ア 水路 変更なし	畦畔で隣接するほ場の高低差 10cm 超、 表土扱いあり	(略)	(略)
	(略)		
	畦畔で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、 表土扱いあり	(略)	(略)
	(略)		
イ 水路 変更あり	畦畔で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、 表土扱いなし	(略)	(略)
	(略)		
	水路で隣接するほ場の高低差 10cm 超、 表土扱いあり	(略)	(略)
	水路で隣接するほ場の高低差 10cm 以下、 表土扱いあり	(略)	(略)

別表 2

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の <u>助成単価</u> (※1)	2. 集約化 <u>加算単価</u> (※1)
(新設)				
<u>(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)</u>	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	(略)	(略)
	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いを行う場合		(略)	(略)
	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(2) 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)</u>	水路で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	(略)	(略)
	水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いを行う場合		(略)	(略)

	水路で隣接するほ場の高低差 <u>10cm 以下、表土扱いなし</u>		(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)

	水路で隣接するほ場の高低差が <u>10cm 以下の場合であって表土扱いを行わない場合</u>	(略)	(略)
(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が <u>10cm を超える場合であって表土扱いを行う場合</u> 30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	25.0 万円/10a 【18.0 万円/10a】	30.0 万円/10a 【21.5 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が <u>10cm 以下の場合であって表土扱いを行う場合</u> ほ場整備整地工 (ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)	23.5 万円/10a 【17.0 万円/10a】	28.0 万円/10a 【20.0 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が <u>10cm 以下の場合であって表土扱いを行わない場合</u> 30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 簡易整備工 (ブルドーザ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)	6.0 万円/10a 【5.0 万円/10a】	7.0 万円/10a 【6.0 万円/10a】
	畦畔撤去のみ 30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 畦畔除去 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)	3.5 万円/100m 【3.5 万円/100m】	4.0 万円/100m 【4.0 万円/100m】
(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路で隣接するほ場の高低差が <u>10cm を超える場合であって表土扱いを行う場合</u> 30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	42.0 万円/10a 【29.5 万円/10a】	50.0 万円/10a 【35.0 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が <u>10cm 以下の場合であって表土扱いを行う場合</u> ほ場整備整地工 (ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置、	40.0 万円/10a 【28.5 万円/10a】	48.0 万円/10a 【34.0 万円/10a】

		(削る。)	(削る。)			(削る。)	(削る。)
(2) 暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	(略)		(略)		(略)	(略)
	バックホウ工法、表土扱いなし	(略)		(略)		(略)	(略)
	トレンチャ工法、表土扱いなし	(略)		(略)		(略)	(略)
	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	(略)		(略)		(略)	(略)
(3) 湧水処理	表土扱いあり	(略)		(略)		(略)	(略)
	表土扱いなし	(略)		(略)		(略)	(略)
(4) 末端畑地かんがい施設	樹園地	(略)		(略)		(略)	(略)
	樹園地以外の畑地			(略)		(略)	(略)
	(略)			(略)		(略)	(略)
	給水栓設置のみ	(略)		(略)		(略)	(略)
(5) 客土		(略)		(略)		(略)	(略)
(6) 徐礫		(略)		(略)		(略)	(略)

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工

	水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いを行わない場合			22.5 万円/10a 【16.5 万円/10a】	27.0 万円/10a 【19.5 万円/10a】
(5) 暗渠排水	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	(略)		(略)	(略)
	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)		(略)	(略)
	トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)		(略)	(略)
	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)		(略)	(略)
(6) 湧水処理	表土扱いを行う場合	(略)		(略)	(略)
	表土扱いを行わない場合	(略)		(略)	(略)
(7) 末端畑地かんがい施設	樹園地の場合	(略)		(略)	(略)
	樹園地以外の畑地の場合			(略)	(略)
	(略)			(略)	(略)
	給水栓設置のみの場合	(略)		(略)	(略)
(8) 客土		(略)		(略)	(略)
(9) 除礫		(略)		(略)	(略)

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工

内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

- 1) 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。
- 2) 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。
- 3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
 - ア (1) にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算
 - イ (2) にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
 - ウ (3) にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- 4) (2) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。
- 5) (2) 及び (3) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり((3) にあつては施工延長100メートル当たり)2万円を加算するものとする。
- 6) (2) について、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- 7) (2) については、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

- 1) 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。
- 2) 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(10)にあっては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
- 3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
 - ア (1) から(4)まで にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算
 - イ (5) にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
 - ウ (6) にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- 4) (5) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。
- 5) (5) 及び (6) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり((6) にあつては施工延長100メートル当たり)2万円を加算するものとする。
- 6) (5) について、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- 7) (5) については、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

別記様式第 1 号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名		事業実施主体	関係都道府県・市町村名		6 法指定地域等			
		〇〇 指導事業 (〇〇)						
事業実施期間		〇〇年度 ～ 〇〇年度						
基盤整備の概要		受益面積：水田〇〇〇h a、畑〇〇〇h a、 樹園地〇〇〇h a 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者						
基 盤 整 備 の 計 画								
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)			年度計画		以降
						〇 〇	〇 〇	
定率助成	(略)	(略)						

別記様式第 1 号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名		事業実施主体	関係都道府県・市町村名		6 法指定地域等			
		〇〇 指導事業 (〇〇)						
事業実施期間		(平成) 令和〇〇年度 ～ 令和〇〇年度						
基盤整備の概要		受益面積：水田〇〇〇h a、畑〇〇〇h a、 樹園地〇〇〇h a 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者						
基 盤 整 備 の 計 画								
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)			年度計画		以降
						R 〇	R 〇	
定率助成	(略)	(略)						

定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち 定額助成額 (百万円)	農業 者施工の内容				
	<u>区画拡大</u>								
	<u>水路変更なし</u>	(略)							
	<u>水路変更あり</u>	(略)							
	(削る。)	(削る。)							
	(削る。)	(削る。)							

定額助成	事業の種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち 定額助成額 (百万円)	農業 者施工の内容				
	(新設)								
	<u>田の区画拡大 (水路の変更を伴わない)</u>	(略)							
	<u>田の区画拡大 (水路の変更を伴う)</u>	(略)							
	<u>畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない)</u>	<u>$A = \bigcirc \bigcirc \bigcirc a$ (うち集約化 $\bigcirc \bigcirc \bigcirc a$)</u> <u>現場条件(高低差$\bigcirc$cm)</u> <u>表土扱い(有 り又は無し)</u>							
	<u>畑の区画拡大</u>	<u>$A = \bigcirc \bigcirc \bigcirc a$</u>							

注： 1) ～ 4) (略)

5) 第9の3の(1)のイの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。

6) ・ 7) (略)

8) 定額助成の事業のうち、区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。

9) (略)

注：１）～４）（略）

５）第９の２の（１）のイの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。

６）・７）（略）

８）定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。

９）（略）

- 10) 定額助成の事業を実施する場合は、本計画の提出時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。また、事業達成報告時に、「総事業費」の欄に農業者施工等（無償分）を全額換算した金額を含む総事業費を記入する。
- 11) 農地防災事業について、事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業の事業達成状況の報告に係る添付写真】（略）

(削る。)

- 10) 定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。
- 11) 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業の事業達成状況の報告に係る添付写真】（略）

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本	集約化加算	基本	集約化 加算	基本	集約化 加算	合計
	A	B	C	D	$\frac{E}{A \times C}$	$\frac{F}{B \times D}$	$\frac{G}{E + F}$
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 高低差 10cm 超	$\frac{25.0 \text{ 万円}}{10a}$ ()	$\frac{30.0 \text{ 万円}}{10a}$ ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	$\frac{23.5 \text{ 万円}}{10a}$ ()	$\frac{28.0 \text{ 万円}}{10a}$ ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	$\frac{6.0 \text{ 万円}}{10a}$ ()	$\frac{7.0 \text{ 万円}}{10a}$ ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 畦畔除去のみ	$\frac{3.5 \text{ 万円}}{100m}$ ()	$\frac{4.0 \text{ 万円}}{100m}$ ()	〇〇m	〇〇m			

田の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 超	<u>42.0 万円</u> /10a ()	<u>50.0 万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	<u>40.0 万円</u> /10a ()	<u>48.0 万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	<u>22.5 万円</u> /10a ()	<u>27.0 万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 高低差 10cm 超	<u>25.0 万円</u> /10a ()	<u>30.0 万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	<u>23.5 万円</u> /10a ()	<u>28.0 万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	<u>6.0 万円/10a</u> ()	<u>7.0 万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの) 畦畔除去のみ	<u>3.5 万円</u> /100m ()	<u>4.0 万円</u> /100m ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 超	<u>42.0 万円</u> /10a ()	<u>50.0 万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	<u>40.0 万円</u> /10a ()	<u>48.0 万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	<u>22.5 万円</u> /10a ()	<u>27.0 万円</u> /10a ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
暗渠排水	<u>19.0 万円</u>	<u>22.5 万円</u>	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			

バックホウ工法 表土扱い有り	<u>/10a</u> ()	<u>/10a</u> ()					
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	<u>17.0万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>20.0万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
暗渠排水 トレンチャ工法	<u>12.0万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>14.0万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
暗渠排水 掘削同時埋設工 法	<u>10.5万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>12.5万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
湧水処理 表土扱い有り	<u>20.5万円</u> <u>/100m</u> ()	<u>24.5万円</u> <u>/100m</u> ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>			
湧水処理 表土扱い無し	<u>18.5万円</u> <u>/100m</u> ()	<u>22.0万円</u> <u>/100m</u> ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>			
末端畑地かんが い施設 (樹園地)	<u>29.0万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>34.5万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
末端畑地かんが い施設 (樹園地以外)	<u>18.5万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>22.0万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
末端畑地かんが い施設 (ほ場外からの 接続管施工)	<u>6.5万円/10m</u> ()	<u>7.5万円</u> <u>/10m</u> ()	<u>〇〇m</u>	<u>〇〇m</u>			
末端畑地かんが い施設 (給水栓設置の み)	<u>2.0万円/箇 所</u> ()	<u>2.0万円/箇 所</u> ()	<u>〇〇箇 所</u>	<u>〇〇箇所</u>			
客土	<u>26.0万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>31.0万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
除礫	<u>23.5万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>28.0万円</u> <u>/10a</u> ()	<u>〇〇a</u>	<u>〇〇a</u>			
合計							

注:1)第6の2の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、地域計画を添付すること。

注:2)別表2の※3、※4、※5又は※6を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。

注:3) 定額助成の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所
に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		中心経営体			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
区画拡大					
水路変更なし	受益面積				
	うち集約化面積				
水路変更あり	受益面積				
	うち集約化面積				
暗渠排水	受益面積				
	うち集約化面積				
湧水処理	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設 (樹園地以外)	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設 (樹園地)	受益面積				
	うち集約化面積				
客土	受益面積				
	うち集約化面積				
除礫	受益面積				
	うち集約化面積				
更新整備					
用水路	施工延長				
	うち集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち集約化延長				
畦畔	受益面積				
	うち集約化面積				
排水口	受益面積				
	うち集約化面積				
特認事業	施工延長				
	うち集約化延長				
畑作転換工					
額縁排水溝	受益面積				
	うち集約化延長				
酸度矯正	受益面積				
	うち集約化延長				

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

中心 経営 体	田の区 画拡大 (水路の 変更を 伴わな い)	田の区 画拡大 (水路の 変更を 伴う)	畑の区 画拡大 (水路の 変更を 伴わな い)	畑の区 画拡大 (水路の変 更を伴 う)	暗渠 排水	湧水 処理	末端畑 地かん がい施 設 (樹園地 以外)	末端畑 地かん がい施 設 (樹園地)	客土	除礫
	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	施工 延長 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化	受益 面積 うち 集約 化
	A 法人	B 集落 営農 組合	C 氏	- 合計						

【土層改良計画（事業達成状況報告）】（略）

別記様式第3号

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

〇〇〇

計画変更報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業の計画を変更したいので、第7に基づき、農業基盤整備計画を添付して報告する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

運用4（草地畜産基盤整備事業）

第1 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」とい

【土層改良計画（事業達成状況報告）】（略）

別記様式第3号

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

〇〇〇

事業変更報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を変更したいので、第6に基づき、農業基盤整備計画を添付して報告する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

運用4（草地畜産基盤整備事業）

第1 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」とい

う。)において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～4 (略)

5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって、放牧用林地(木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。)の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

(1)・(2) (略)

6～8 (略)

9 農地所有適格法人

農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定するものをいう。

10 農地所有適格法人に準ずる法人

第4の1の表の種類欄の再編整備事業及び水田地帯等担い手育成整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)又は株式会社(株主の総数が50人以下であって、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。)で、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいうものとする。

(1) その法人の事業が農業(これと併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第1号の事業を含む。)及びこれに附帯する事業に限られること。

う。)において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～4 (略)

5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

(1)・(2) (略)

6～8 (略)

(新設)

9 農地所有適格法人に準ずる法人

第4の1の表の種類欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)又は株式会社(株主の総数が50人以下であって、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。)で、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいうものとする。

(1) その法人の事業が農業(これと併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項第1号の事業を含む。)及びこれに附帯する事業に限られること。

(2) (略)

11・12 (略)

13 気象的条件の厳しい地域

第4の1の表の種類欄の草地林地総合整備型の気象的条件の厳しい地域とは、5月15日から10月5日までの期間における1日の平均気温を積算した温度が2,300℃未満であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が50%以上の地域をいう。

14 耕作放棄地

第4の1の表の種類欄の草地林地総合整備型の耕作放棄地とは、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づく農林業センサスにおける土地のうち、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地をいう。

15 耕作放棄地率

第4の1の表の種類欄の草地林地総合整備型の耕作放棄地率とは、耕作放棄地及び経営耕地面積の合計を分母とし、当該耕作放棄地面積を分子として算出した割合をいう。

16 飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による本事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき本事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

第3 事業の実施方針

1・2 (略)

3 施行令第50条第1項第5号の4に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第4の1の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとお

(2) (略)

10・11 (略)

12 気候的条件の厳しい地域

第4の1の表の種類欄の草地林地総合整備型の気候的条件の厳しい地域とは、5月15日から10月5日までの期間における1日の平均気温を積算した温度が2,300℃未満であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が50%以上の地域をいう。

13 耕作放棄地

第4の1の表の種類欄の耕作放棄地とは、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づく農林業センサスにおける土地のうち、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地をいう。

14 耕作放棄地率

第4の1の表の種類欄の耕作放棄地率とは、耕作放棄地及び経営耕地面積の合計を分母とし、当該耕作放棄地面積を分子として算出した割合をいう。

15 飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

第3 事業の実施方針

1・2 (略)

3 施行令第50条第1項第5号の4に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第5の1の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとお

りとする。

4・5 (略)

6 都道府県知事、事業実施主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

7 (略)

第4 事業の内容等

1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（以下この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、若しくは整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、若しくは導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
		飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手

りとする。

4・5 (略)

6 都道府県知事、事業主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数）以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

7 (略)

第4 事業の内容等

1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（以下この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、若しくは整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、若しくは導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
		飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手

畜産担い手総合整備事業	飼料基盤集積整備事業	への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) (略) (2) 担い手への土地利用集積の増加率が<u>第1の12に定める換算法（以下この別紙において、「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た</u>家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 (3) (略)
	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) (略) (2) 事業参加者（農地所有適格法人又は農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、<u>その</u>構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域についてはおおむね5人）以上であること。 (3) <u>家畜飼養頭羽数換算法</u>により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね2,000頭（中山間地域についてはおおむね1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域についてはおおむね1,500頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 (4) (略)
		水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における

畜産担い手総合整備事業	飼料基盤集積整備事業	への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) (略) (2) 担い手への土地利用集積の増加率が家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 (3) (略)
	再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) (略) (2) 事業参加者（農地所有適格法人<u>（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定するものをいう。）</u>又は<u>第1の9に定める</u>農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、<u>第1の10に定める</u>構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域についてはおおむね5人）以上であること。 (3) <u>第1の11に定める換算法（この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。）</u>により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね2,000頭（中山間地域についてはおおむね1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域についてはおおむね1,500頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 (4) (略)
		水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における

水田 地帯 等担 い手 育成 整備 事業	家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業参加者（農地所有適格法人又は<u>農地所有適格法人</u>に準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域についてはおおむね 5 人）以上であること。 (2)～(4) （略）
草地 林地 総合 整備 型	草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村（昭和 25 年 2 月 1 日現在の市町村の区域であって第 1 の 8 の (1) のアからカまでのいずれか及び次に掲げるイの (ア) から (オ) までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成 17 年 2 月 1 日現在の市町村の区域であってイの (オ) を満たすものの一部又は全部を含む市町村を含む。）からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と

水田 地帯 等担 い手 育成 整備 事業	家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業参加者（農地所有適格法人又は<u>これ</u>に準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域についてはおおむね 5 人）以上であること。 (2)～(4) （略）
草地 林地 総合 整備 型	草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村（昭和 25 年 2 月 1 日現在の市町村の区域であって第 1 の 8 の (1) のアからカまでのいずれか及び次に掲げるイの (ア) から (オ) までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成 17 年 2 月 1 日現在の市町村の区域であってイの (オ) を満たすものの一部又は全部を含む市町村を含む。）からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と

	一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、<u>事業実施計画の樹立・作成地区</u>に含めることができるものとする。 ただし、<u>気象</u>的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあっては、事業参加者の 2/3 以上が認定農業者であること。 ア (略) イ 次のいずれかに該当する市町村 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>気象</u>的条件の厳しい地域 (オ) (略) ウ (略) (2) (略) (3) 草地、野草地、林地等の受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上であること。(ただし、林野率が 75%以上の地域にあっては、おおむね 15 ヘクタール以上であること。また、<u>気象</u>的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあっては、おおむね 60 ヘクタール以上であること。) (4) (略)
--	---

- 2 本事業の事業実施主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は、次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類	<u>事業実施主体</u> 及び事業参加資格者の要件等
草地 道 営 整 草	(1) <u>事業実施主体</u>は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15

	一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、<u>事業地区計画樹立地区</u>に含めることができるものとする。 ただし、<u>気候</u>的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあっては、事業参加者の 2/3 以上が認定農業者であること。 ア (略) イ 次のいずれかに該当する市町村 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>気象</u>条件の厳しい地域であり、<u>大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が 50%以上</u> (オ) (略) ウ (略) (2) (略) (3) 草地、野草地、林地等の受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上であること。(ただし、林野率が 75%以上の地域にあっては、おおむね 15 ヘクタール以上であること。また、<u>気候</u>的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあっては、おおむね 60 ヘクタール以上であること。) (4) (略)
--	--

- 2 本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は、次の表の(2)に掲げるすべての要件を満たすものとする。

種類	<u>事業主体</u> 及び事業参加資格者の要件等
草地 道 営 整 草	(1) <u>事業主体</u>は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15 人以

備 型	地 整 備 事 業	人以上の場合に限る。) から事業実施の申請を受けた北海道とする。 (2) <u>事業参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 担い手<u>又は</u>畜産活性化計画に示された者 ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	公 共 牧 場 整 備 事 業	(1) <u>事業実施主体</u>は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、都道府県知事が適当と認めるもの（この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「飼料基盤集積整備事業、再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。） ア～ウ （略） (2) <u>事業参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。

備 型	地 整 備 事 業	上の場合に限る。) から事業実施の申請を受けた北海道とする。 (2) <u>本事業の参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア <u>「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下この別紙において「農業環境規範」という。）を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート又は農業環境規範を実践することが確実であることを証する書面（以下この別紙において「農業環境規範の点検シート等」という。）を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</u> イ 担い手（<u>畜産活性化計画に示された者</u>）とする。 ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
	公 共 牧 場 整 備 事 業	(1) <u>事業主体</u>は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、都道府県知事が適当と認めるもの（この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「飼料基盤集積整備事業、再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。） ア～ウ （略） (2) <u>本事業の参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。

		ア 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他都道府県知事が適当と認める者 イ 本事業により草地等の整備を希望する農業者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者
畜産担い手総合整備事業	飼料基盤集積整備事業	(1) <u>事業実施主体</u>は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) <u>事業参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者 エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	再編整備事業	(1) <u>事業実施主体</u>は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) <u>事業参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他

		ア 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他都道府県知事が適当と認める者とする。 イ <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、</u>本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 ウ 担い手（活性化計画に示された者）とする。
畜産担い手総合整備事業	飼料基盤集積整備事業	(1) <u>事業主体</u>は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) <u>本事業の参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、</u>本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。 イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者とする。 ウ 担い手（活性化計画に示された者）とする。 エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。
	再編整備事業	(1) <u>事業主体</u>は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) <u>本事業の参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、</u>本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備

	使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者) イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 ウ ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 エ 担い手又は活性化計画に示された者 オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
水田 地帯等 担い手 育成 整備 事	(1) <u>事業実施主体</u>は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) <u>事業参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者(この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者) イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営

	を希望する農業者(この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者) <u>とする。</u> イ 本事業の第1の7に定める<u>の</u>受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 <u>とする。</u> ウ <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等で</u>ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 <u>とする。</u> エ 担い手 <u>(活性化計画に示された者) とする。</u> オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者 <u>とする。</u>
水田 地帯等 担い手 育成 整備 事	(1) <u>事業主体</u>は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) <u>本事業の参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、</u>本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者(この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者) <u>とする。</u> イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営

業	する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 ウ ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 エ 担い手 <u>又は</u> 活性化計画に示された者 オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが<u>確実と見込まれる者</u>
草地林地総合整備型	(1) <u>事業実施主体</u>は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) <u>事業参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び事業指定法人 イ 本事業により草地、放牧林地等の造成又は整備を希望する農業者 ウ 担い手 <u>又は</u> 活性化計画に示された者 エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが<u>確実と見込まれる者</u>

第6 事業実施計画の樹立 等

- 1 都道府県知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、本事業の事業実施計画を樹立・作成するものとする。
- 2 事業実施計画を樹立するに当たっては、都道府県知事は、費用

業	する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 <u>とする。</u> ウ <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等で</u>ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 <u>とする。</u> エ 担い手 <u>(活性化計画に示された者) とする。</u> オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが<u>確実と見込まれる者 とする。</u>
草地林地総合整備型	(1) <u>事業主体</u>は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) <u>本事業の参加資格者</u>は、次に掲げる者とする。 ア 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び事業指定法人 <u>とする。</u> イ <u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、</u>本事業により草地、放牧林地等の造成又は整備を希望する農業者 <u>とする。</u> ウ 担い手 <u>(活性化計画に示された者) とする。</u> エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが<u>確実と見込まれる者 とする。</u>

第6 事業実施計画の樹立

- 1 都道府県知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、本事業の事業実施計画を樹立するものとする。
- 2 事業実施計画を樹立するに当たっては、費用負担予定者及び当

負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

3 事業実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア 事業実施計画の樹立地区（以下この別紙において、「樹立地区」という。）の選定は都道府県知事が行うものとし、都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ （略）

（ア） （略）

（削る。）

（イ） （略）

(2) 事業実施計画の樹立の選定基準

都道府県知事は上記（1）により草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書を受領した場合は、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して選定するものとする。

ア～オ （略）

4 事業実施計画の作成

(1) 樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は1,000万円とする。

(2) 事業実施計画はこれに基づいて直ちに工事着手できる精度であることを要するとともに事業の効用が費用を償っているものとし、都道府県知事が別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により、作成するものとする。

当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

3 実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア 都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ （略）

（ア） （略）

（イ）事業参加資格者（予定者）の場合は、農業環境規範の点検シート等又は農業環境規範を实践することが確実であることを証する書面

（ウ） （略）

(2) 事業実施計画の樹立の判定基準

都道府県知事はが事業実施計画を樹立しようとするときは、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して判定するものとする。

ア～オ （略）

4 事業実施計画の作成期間及びその内容

(1) 本事業の事業実施計画書の作成については、原則として工事着手の前年度に、事業費 1,000 万円以内により実施するものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施計画を樹立することとなったときは、事業実施計画の樹立のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。

この場合において、都道府県知事は、必要に応じ事業実施計

(削る。)

(削る。)

(削る。)

5 事業実施計画の留意事項

(1) 都道府県知事は、事業実施計画を樹立・作成することとなったときは、事業実施計画の樹立・作成のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。

この場合において、都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の樹立・作成事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

(2) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和 2 年 6 月 11 日付け 2 生畜第 431 号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

(3) 都道府県知事が樹立する事業実施計画の作成に当たっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域にお

画の樹立事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

(3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和 2 年 6 月 11 日付け 2 生畜第 431 号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

(4) 都道府県知事が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえた事業実施計画を作成するものとする。

(5) 事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、都道府県知事は事業実施計画を、別記様式第 4 号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により作成するものとする。この場合において、当該事業実施計画は事業の効用が費用を償っているものでなければならない。

(新設)

いては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえた事業実施計画を作成するものとする。

6 (略)

第7 事業の実施

1 実施計画の提出

- (1) 都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要領第3に定めるところによる整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として、事業実施計画概要書等（事業計画概要書、事業実施計画及び活性化計画をいう。）を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）を経由して農林水産省畜産局長に提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、提出に当たって、以下のことを確認した後に提出するものとする。

ア～キ (略)

2 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業開始の通知を行うものとする。

3 事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

5 (略)

第7 事業の実施

1 実施計画の提出

- (1) 都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要領第3に定めるところによる農山漁村地域整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として、事業実施計画概要書等（事業計画概要書、事業実施計画及び活性化計画をいう。）を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 （以下この別紙において「北海道開発局長」という。））を経由して農林水産省畜産局長に提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、提出に当たって、以下のことに確認した後に提出するものとする。

ア～キ (略)

2 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

3 事業の実施

事業主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

(2)・(3) (略)

4 各年度の事業承認協議

(1) **事業実施主体**（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施にあたり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

(2) **事業実施主体**（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

5 事業の区分経理

事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

6 (略)

7 事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年で事業完了が図られるよう努めるものとする。

8 (略)

9 事業完了後の措置

(1) 草地等及び施設の一時使用等

ア **事業実施主体**は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ **事業実施主体**は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ **事業実施主体**（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

(2)・(3) (略)

4 各年度の事業承認協議

(1) **事業主体**（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施にあたり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

(2) **事業主体**（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

5 事業の区分経理

事業主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

6 (略)

7 事業の実施期間

事業主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年で事業完了が図られるよう努めるものとする。

8 (略)

9 事業完了後の措置

(1) 草地等及び施設の一時使用等

ア **事業主体**は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。

イ **事業主体**は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。

ウ **事業主体**（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又

部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

- (2) 都道府県知事、事業実施主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第8 事業実施計画等の変更

- 1 都道府県知事は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。
- (1) 事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
- (2)・(3) (略)
- (4) 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業実施計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 2 (略)
- 3 都道府県知事は、事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

第9 事業の完了報告等

- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、実施要綱第5に基づき、整備計画を自主的・主体的に検証を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

- (2) 都道府県知事、事業主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第8 事業実施計画等の変更

- 1 都道府県知事は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。
- (1) 事業主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
- (2)・(3) (略)
- (4) 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 2 (略)
- 3 都道府県知事は、第5に定める事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

第9 事業の完了報告等

- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、実施要綱第6に基づき、整備計画を自主的・主体的に検証を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

第10 助成

1 国費率

(1)・(2) (略)

区分	種目	工種及び整備 内容	交 付 対 象						国費率
			草地整備型		畜産担い手 総合整備型			草地 林地 総合 整備 型	
			道営 草地 整備 事業	公共 牧場 整備 事業	飼料 基盤 集積 整備 事業	再編 整備 事業	水田 地帯 等担 い手 育成 整備 事業		
事業 計 画 策 定 事 業	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
基本 施設 整備 事業	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(3) 草地 等の 基 盤 整備 改	ア (略) イ 放牧用林地整備 放牧用林地の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第10 助成

1 国費率

(1)・(2) (略)

区分	種目	工種及び整備 内容	交 付 対 象					草地 林地 総合 整備 型	国費率
			草地整備型		畜産担い手 総合整備型				
			道営 草地 整備 事業	公共 牧場 整備 事業	飼料 基盤 集積 整備 事業	再編 整備 事業	水田 地帯 等担 い手 育成 整備 事業		
事業 計 画 策 定 事 業	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
基本 施 設 整 備 事 業	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(3) 草地 等の 基 盤 整 備 改	ア (略) イ 放牧用林地整備 放牧用林地 <u>(木竹の生育に 供され、併せて家畜の放牧の 目的に供される土地をいう。 以下同じ。)</u> の造成又は整備 (造林・除間伐並びに牧草導 入のための障害物除去、起 土、整地並びに土壤改良資材	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	良	備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費							
		ウ～ク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
利	(1)	ア～キ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
用	農 業	ク 家畜排せつ物処理施設整備		(略)		(略)	(略)	(略)	
施	設 整	家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は改良に要する経費							
設 備	備	ケ～セ (略)			(略)	(略)	(略)		
事	(2)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	
業	(略)								

2・3 (略)

4 事業内容については、第4の1の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア・イ (略)

ウ 土壤改良資材は、土壤の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、磷酸質資材（溶性磷肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業実施主体が独自に混合するものは含まない。））とする。

エ (略)

オ 有機質資材は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ～ク (略)

	良	及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費							
		ウ～ク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
利	(1)	ア～キ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
用	農 業	ク 家畜排せつ物処理施設整備		(略)		(略)	(略)	(略)	
施	設 整	家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は改良に要する経費 <u>に要する経費</u>							
設 備	備	ケ～セ (略)			(略)	(略)	(略)		
事	(3)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	
業	(略)								

2・3 (略)

4 事業内容については、第4の1の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア・イ (略)

ウ 土壤改良資材は、土壤の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、磷酸質資材（溶性磷肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業主体が独自に混合するものは含まない。））とする。

エ (略)

オ 有機質資材は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ～ク (略)

- (2)～(7) (略)
5 (略)

第 11 補則

1 他の施策との関連

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が事業参加者となる場合には、当該事業参加者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等によって配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者又は不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

2～6 (略)

別記様式第 1 号（第 5 の 2 関係）

表紙 (略)

第 1 章 (略)

第 2 章 地域畜産の概要

1 (略)

2 市町村の概況

(1) (略)

(2) 市町村における畜産振興等の目標

① (略)

- (2)～(7) (略)
5 (略)

第 11 補則

(新設)

1～5 (略)

別記様式第 1 号（第 5 の 2 関係）

表紙 (略)

第 1 章 (略)

第 2 章 地域畜産の概要

1 (略)

2 市町村の概況

(1) (略)

(2) 市町村における畜産振興等の目標

① (略)

② 地域経済の概要

(市町村名：													
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(削る。)

第3章 (略)

別記様式第2号 (第6の3関係)

○○○○○○草地畜産基盤事業(○○型)

○○事業実施地区選定申請書

(略)

1～4 (略)

5 関係市町村の概況

(1) 農家戸数

(令和 年 月現在)																	
区 分	経営規模別農家戸数						経営体割合				経営形態農家戸数割合				農家率		備考
	50a未満 (5ha未満)	50a～ 1ha (5～ 10ha)	1～ 2ha (10～ 15ha)	2～ 3ha (15～ 20ha)	3ha 以上 (20ha 以上)	計	主業 経営体	準主業 経営体	副業的 経営体	計	畜産 専業	畜産 畑作	その他	計	農家戸数 全戸数		
市町村名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

(注) 1 経営規模別農家戸数欄の()内は北海道についてのものである。

2 数市町村にわたる場合は、各市町村ごとに作成するとともに、その合計も記入すること。(以下に同じ。)

(2)～(5) (略)

6 (略)

別記様式第4号 (第6の4関係)

② 地域経済の概要

(市町村名：															
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 中核農家とは、基幹男子専従者のいる農家である。

第3章 (略)

別記様式第2号 (第6の3関係)

○○○○○○草地畜産基盤事業(○○型)

○○事業実施地区選定申請書

(略)

1～4 (略)

5 関係市町村の概況

(1) 農家戸数

(令和 年 月現在)																	
区 分	経営規模別農家戸数						専業別農家戸数割合				経営形態農家戸数割合				農家率		備考
	50a未満 (5ha未満)	50a～ 1ha (5～ 10ha)	1～ 2ha (10～ 15ha)	2～ 3ha (15～ 20ha)	3ha 以上 (20ha 以上)	計	専業	兼業農家 第1種 第2種	計	畜産 専業	畜産 畑作	その他	計	農家戸数 全戸数			
市町村名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

(注) 1 経営規模別農家戸数欄の()内は北海道についてのものである。

2 数市町村にわたる場合は、各市町村ごとに作成するとともに、その合計も記入すること。(以下に同じ。)

(2)～(5) (略)

6 (略)

別記様式第4号 (第6の4関係)

提出様式 (略)

表紙 (略)

第1章 (略)

第2章 地域の概要

第1節・第2節 (略)

第3節 地域の農業概況及び動向

1 (略)

2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農 家				経営土地面積(ha)				主要作物作付面積(ha)				主要家畜頭数(頭、千羽)			
	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)
変 化 の 状 況	主業経営体	(100)			田	(100)			飼料作物	(100)			乳用牛	(100)		
	準主業経営体	(100)			耕 畑	(100)			牧 草	(100)			肉用牛	(100)		
	副業的経営体	(100)			地 計	(100)			馬鈴薯	(100)			馬	(100)		
	計	(100)			草 地	(100)			ビート	(100)			豚	(100)		
	農業従事者数	(100)			そ の 他 農 用 地	(100)			豆 類	(100)			鶏	(100)		
変 化 の 理 由																

(注) 1 変化の状況の各欄は、現在(最近年)を(C)、最近時農業センサスを(B)、さらにその直前に行われた農業センサスを(A)として、それぞれの数値を上段に記載し、下段()内に(A)年度を100とした(B)年度、(C)年度の指数を記入すること。
2 経営土地面積の草地とは、採草地、放牧地、永年草地という。
3 変化の理由の欄には、主たるものについて簡潔に記入すること。

第4節～第9節 (略)

第3章～第10章 (略)

(削る。)

提出様式 (略)

表紙 (略)

第1章 (略)

第2章 地域の概要

第1節・第2節 (略)

第3節 地域の農業概況及び動向

1 (略)

2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農 家				経営土地面積(ha)				主要作物作付面積(ha)				主要家畜頭数(頭、千羽)			
	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)
変 化 の 状 況	専 業	(100)			田	(100)			飼料作物	(100)			乳用牛	(100)		
	第1種兼業	(100)			耕 畑	(100)			牧 草	(100)			肉用牛	(100)		
	第2種兼業	(100)			地 計	(100)			馬鈴薯	(100)			馬	(100)		
	計	(100)			草 地	(100)			ビート	(100)			豚	(100)		
	農業従事者数	(100)			そ の 他 農 用 地	(100)			豆 類	(100)			鶏	(100)		
変 化 の 理 由																

(注) 1 変化の状況の各欄は、現在(最近年)を(C)、最近時農業センサスを(B)、さらにその直前に行われた農業センサスを(A)として、それぞれの数値を上段に記載し、下段()内に(A)年度を100とした(B)年度、(C)年度の指数を記入すること。
2 経営土地面積の草地とは、採草地、放牧地、永年草地という。
3 変化の理由の欄には、主たるものについて簡潔に記入すること。

第4節～第9節 (略)

第3章～第10章 (略)

別紙1—2 (農地整備に係る取扱い)

第1 趣旨

実施要綱第2の1の(2)の①のアの(ア)に掲げる農地整備事業の取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、別紙1—1及びこの取扱いに定めるところによる。

第2 事業の内容

別紙1—1運用1の農地整備事業(以下この別紙において「運用」という。)第2に規定する事業及び運用別表中の各事業の内容は、以

下の条件に適合することを要するものとする。

1 経営体育成型

- (1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

- (2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。））、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域及び山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村において行うものにあつては、20 アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2 / 3 以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（以下のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）。

イ 30 アール以上の区画とすることによって土層の厚さが 30 cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域。

ウ 30 アール以上の区画とすることによって田差がおおむね 1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域。

エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域。

(3) 農道整備事業において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の条件を満すものについて施行することができるものとする。

ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。

イ 1 路線の延長がおおむね 500m未満であること。

ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね 5 m以上であること

(4) 高付加価値農業施設移転等事業を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあっては、(2)にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする

2 共通事項

(1) 埋蔵文化財調査事業

埋蔵文化財調査事業（別紙 1—1 運用 1 の別表 1 の区分の欄の 2 の(5)の事業をいう。以下同じ。）とは、別紙 1—1 運用 1 の別表 1 の区分の欄の 1 の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別紙 1—1

運用 1 の別表 1 の区分の欄の 1 の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) 営農環境整備事業

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するものうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業にあたっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施にあたっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化

につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 営農施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施にあたっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(3) 農業経営高度化支援事業

ア 高度土地利用調整事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動

(エ) 農業機械の利用再編に関する活動

- (オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
- (カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
- (キ) その他農用地流動化に係る調査・調整活動
- エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- オ 耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。
 - (ア) 本事業の啓発普及
 - (イ) 本事業の実施状況の確認及び報告
 - (ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整
 - エ 市町村、土地改良区若しくは農業協同組合が行う耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業に関する助言若しくは指導、耕作放棄地活用推進事業に関する助言若しくは指導又は市町村が行う耕作放棄地解消・集積促進事業に関する助言若しくは指導
 - (オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修
 - (カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動
 - (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動
- カ 耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。
 - (ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動
 - (イ) 土地利用調整活動
 - (ウ) 関係機関との調整活動
 - エ 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催

(オ) 農業機械の利用再編に関する活動

(カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に係る調査・調整活動

キ 耕作放棄地解消支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下同じ。）まで実施することができるものとする。

ク 農業経営高度化促進事業の実施にあたっては、以下のとおりとする。

(ア) 中心経営体農地集積促進事業

中心経営体への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(イ) 耕作放棄地解消・集積促進事業

耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農用地の利用の集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

ケ 耕地利用高度化推進事業の内容は以下のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入れ替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 転作後に必要な田面整地作業

(キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

コ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ 耕作放棄地活用推進事業の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 転作後に必要な田面整地作業

(キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備

(ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農用地の維持・管理

(ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備

(コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等

シ 耕作放棄地活用推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合は、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度）まで実施することができるものとする。

ス 耕作放棄地活用推進事業は、整備基本構想の範囲内で実施するものとする。

(4) 事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

3 通作条件整備

(1) 事業の実施区域は、原則として整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとし、運用第2の3の(1)のイ及び(2)のエに規定する保全対策型（以下この別紙においては「保全対策型」という。）を実施する場合には、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線（以下この別紙においては「既設の農道」という。）を対象とする。

(2) 運用第2の3に規定する基幹農道整備（以下この別紙において「基幹農道整備」という。）は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

第3 事業の実施要件

1 経営体育成型

(1) 運用第4の1の(1)の受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、以下に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りではない。

ア 集約化を進める基本的な方針（以下この別紙において「基本方針」という。）が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下この別紙において「営農区」という。）の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

ウ 農用地集積加速化整備構想（以下この別紙において「整備構

- 想」という。)が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。
- (2) (1)のアに定める「基本方針」については、以下のとおりとする。
- ア 基本方針は、以下に掲げる事項を定めるものとする。
- （ア）集約化の実施に関する基本的な事項
- （イ）集約化を進める区域（農用地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて認定農業者等に対する集約化を進めることが特に必要な区域）として設定する区域
- （ウ）集約化の推進体制に関する事項
- （エ）農業経営基盤強化促進法第4条の第2項から第4項までに規定する事業との連携を予定している場合にあっては、当該事業との連携に関する事項
- イ 事業実施地区に係る市町村は、(1)に掲げる事項を定めるときは、農業委員会等の関係機関と十分に調整するものとする。
- ウ 基本方針の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- (3) (1)のウの「整備構想」については、以下のとおりとする。
- ア 整備構想は、事業実施区域を対象に以下に掲げる事項を定めるものとする。
- （ア）事業実施区域の概要
- （イ）事業実施区域における農用地の現況及び問題点
- （ウ）地域における農業の振興方向
- （エ）整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容
- （オ）その他必要な事項
- イ 整備構想の作成にあたっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合その他経営体育成型と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。
- ウ 整備構想の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- (4) 運用第4の1の(2)のイの「別に定める集約化要件」は、同一の者の経営等農用地であって北海道では3ヘクタール、都府県

では1ヘクタール（都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有するものをいう。

この場合において、2つ以上の農用地であって、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、経営体育成型の趣旨に照らして適当であると認めるもの

2 耕作放棄地型

(1) 運用第4の2の(1)の整備基本構想については、以下のとおりとする。

ア 整備基本構想は、事業実施区域を対象に以下に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 事業実施区域の概要

(イ) 事業実施区域における農用地の現況及び課題

(ウ) 事業実施区域における耕作放棄地の現況と利用増進の方針

(エ) 整備基本構想の実現のための整備方針

(オ) 各営農区の概要と営農区の営農活動等方針（第3の2の(2)に該当する場合に限る。）

(カ) その他必要な事項

イ 整備基本構想の策定に当たっては、農業委員会、土地改良

区、農業協同組合及びその他本事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

ウ 整備基本構想の様式は、別記様式第3号によるものとする。

(2) 運用第4の2の(2)の受益面積の確認に当たっては、受益地は地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とする。ただし、以下に掲げる要件のいずれも満たす場合には、この限りでない。

ア 営農区の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

イ 各営農区内において、「耕作放棄地解消ガイドラインの策定について（平成20年4月15日付け19農振第2126号農村振興局長通知）」に定める耕作放棄地解消計画の実現に向けた農家間の連携に基づく営農活動等が展開されること。

なお、「営農活動等が展開される」とは、将来にわたり持続的な農業生産を可能とするために、農業の生産性の向上や担い手の育成・確保及び農業生産活動等に関する計画が整備基本構想において定められていることをいうものとする。

(3) 運用第4の2の(3)の基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地とは、次のア又はイのいずれかに該当する農地とする。

ア 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地。

イ 現に耕作の目的に供されている農地であって、事業開始時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を行わなくなる見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地。

(4) (3)の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、

当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。

(5) 運用第4の2の(4)の別に定める要件とは、耕作放棄地集約化率（当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合をいう。以下同じ。）が4%以上となることとする。

(6) (5)の「集約化」とは、1の(4)の「別に定める集約化要件」を満たすものとする。

第4 計画の作成

1 経営体育成型

(1) 集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

(2) 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

イ 集落懇談会の開催

(3) 促進計画においては、事業実施区域を対象に、以下に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。

ア 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度において育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標等について定める。

ただし、運用第1の3の(6)に掲げる者を担い手に含める場合にあっては、地域の農業の担い手に係る基準が定められな

なければならない。

イ 農用地の流動化計画

アに基づき、目標年度までの所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による農用地流動化面積の目標を設定する。

ウ 経営体育成計画

アに基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体の育成等に係る目標を設定する。

エ 農地所有適格法人等育成計画

アに基づき、農地所有適格法人等の育成、農業経営等に係る目標を設定する。

オ 土地利用計画

優良農地を保全して農業経営等の規模拡大を進めるとともに、良好な生活環境の施設等の整備に係る非農用地の計画的な創出を図るため、集落及び対象事業実施地区内の農用地全体に係る土地利用計画を策定する。

カ 農業機械利用計画

経営規模に見合った適正な農業機械の装備の水準を確保するため、アの農業構造再編の目標及びオの土地利用計画に基づき、農業機械の利用計画を策定する。

キ ほ場の整備計画

営農を考慮したほ場の区画形状、面積、位置等について、従前地との対比を表示、図示等することにより作成する。この場合、高生産性ほ場（大区画）、一般ほ場（標準区画）、労働集約型ほ場（小区画）等に分割して作成する。

ク 農業生産基盤の整備目標

農業生産基盤整備の目標を設定する。

ケ 関連事業計画

農用地流動化施策、生産の組織化、生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画を策定する。

コ 推進体制整備計画

担い手に農用地の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動の内容を定める。

サ 営農環境の整備目標

営農環境整備の目標を設定する。

シ 土地改良施設等の管理計画

土地改良施設等の将来の適正な管理に係る体制整備について定める。

ス 農業農村整備事業管理計画

ク及びサの具体的な年度計画及び事業間調整について定める。

セ その他必要な事項

土地利用、景観保全協定等について定める。

2 耕作放棄地型

(1) 運用第5の2の遊休農地利用増進土地改良整備計画には、以下に掲げる事項を定めるものとする。

ア 計画区域の現況

イ 課題及び整備方針

ウ 耕作放棄地解消・利用増進計画

エ 担い手への農地の利用集積等計画

オ 整備計画

カ 耕作放棄地解消支援計画

キ 耕作放棄地解消・集積促進計画

ク 耕作放棄地活用推進計画

(2) 遊休農地利用増進整備計画の様式は、別記様式第8号によるものとする。

(3) 遊休農地利用増進整備計画は、運用第4の2の(1)の整備基本構想と整合性のとれたものでなければならない。

3 共通事項

(1) 運用第5の3の農業経営高度化計画は、別記様式第9号を用い

て作成するものとする。

(2) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

(3) (2) の計画を定めるにあつては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(2)のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

4 通作条件整備

通作条件整備事業の実施に当たっては、以下に定めるところにより通作条件整備計画等を作成するものとする。

(1) 本事業（保全対策型を除く。）を実施する場合、都道府県知事は農道の整備計画や、関連する農業基盤整備等について別記様式第 10 号に定める通作条件整備計画を作成し、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

(2) 保全対策型のうち点検診断又は保全対策を実施する場合、実施する予定の既設の農道を管理する市町村長等（以下この別紙において「市町村長等」という。）は、当該農道の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について別記様式第 11 号に定める保全対策基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）を作成し、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長（北海道にあつては、国土交通省北海

道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

ただし、市町村長等の要請により、保全対策の対象区域、内容等を勘案し、都道府県知事が基本方針を作成する場合、作成後、都道府県知事が地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

なお、保全対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあつては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て基本方針を作成することができる。

(3) 保全対策型のうち緊急対策を実施する場合、市町村長等は、別記様式第 12 号に定める緊急対策施行申請書（以下この別紙において「施行申請書」という。）を作成後、都道府県知事の承認を得て、地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長）に提出するものとする。

なお、緊急対策の対象区域が複数の市町村にまたがる場合にあつては、この区域に係る市町村長のうち一つの市町村長が他の市町村長の承認を得て施行申請書を作成することができる。

第 5 事業の中間審査

1 運用第 6 の 1 の計画審査表の様式は、別記様式第 13 号又は別記様式第 14 号によるものとする。

2 運用第 6 の 1 の報告の期限は、運用第 3 の 1 の審査を行う年度の 9 月末日とする。

3 運用第 6 の 2 の報告の期限は、運用第 3 の 1 の審査を行う年度の翌年度の 9 月末日とする。

4 運用第 6 の 2 の「別に定める基準」は、計画審査表に定められた事項の達成率が 70%以上であることとする。

5 運用第 6 の 3 の「別に定める基準」は、計画審査表に定められた事項の達成率が 50%以上であることとする。

6 運用第 6 の 3 において、農村振興局長は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。

- 7 運用第6の5において、地方農政局長等は、評価を行うため、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置するものとする。
- 8 運用第6において、当該達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、これらの規定に基づく措置をとることを要しない。

第6 計画の変更等

- 1 運用第7の1の別に定める場合は、以下に掲げるいずれかの理由により促進計画、活性化計画又は基本計画を変更した場合とする。なお、その報告は、別記様式第15号によるものとする。
 - (1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）
 - ア 担い手の追加
 - イ 担い手の交代
 - ウ 担い手の除外
 - (2) 事業計画の変更
 - (3) 目標年度の変更
 - (4) その他、整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合
- 2 運用第7の2の遊休農地利用増進整備計画の変更にあつては、別記様式第16号により報告するものとする。

第7 事業の達成状況報告等

- 1 運用第8に定める農地整備事業の達成状況報告は、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第17号、別記様式第18号、別記様式第19号又は別記様式第20号のいずれかにより行うものとする。
- 2 都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画、活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事

業等に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第 21 号、別記様式第 22 号又は別記様式第 23 号のいずれかにより作成するとともに、生産基盤整備事業等の完了年及び目標年度については翌年度の 9 月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 運用第 4 の 1 の (2) のウの要件による事業実施地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降 5 年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、別記様式第 24 号により作成するとともに、生産基盤整備事業等の完了年度及び生産基盤整備事業等の完了年度の 5 年後については翌年度の 6 月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 農地整備事業のうち耕作放棄地型の実施地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の 5 年後の年度（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度及び完了年度の 5 年後の年度並びに第 3 の 2 の (5) の確認を行う年度）に、整備基本構想を踏まえて耕作放棄地の利用状況を調査し、翌年度の 6 月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

5 4 の結果、耕作放棄地が利用されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄地利用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の利用増進が図られるよう努めるものとする。

6 通作条件整備の保全対策型のうち、点検診断を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。

第 8 助成

1 運用の別記の工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な

工事を含む。)に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。

(1) 農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

2 運用の別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。

3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。また、耕作放棄地解消支援事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後（耕作放棄地解消・集積促進事業を実施する場合にあっては、遊休農地利用増進整備計画に定める目標年度。以下に同じ。）までにおいて実施するものとする。

4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。耕作放棄地解消支援事業のうち調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から生産基盤整備事業等の完了年度の3年後までにおいて実施するものとする。

5 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

ア 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円

イ 60ヘクタール以上 200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円

ウ 200ヘクタール以上の場合にあっては、4,000千円

6 農業経営高度化促進事業の助成は、促進計画、活性化計画又は遊休農用地利用増進整備計画に定める目標年度までに運用第4の1の(3)又は第4の2の(3)若しくは第4の2の(4)に定める要件を

満たしている場合に行うものとする。

7 農業経営高度化促進事業の助成は、8の限度額の範囲内において行うものとする。

8 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

(1) 中心経営体農地集積促進事業

ア 中心経営体集積率が35%以上45%未満の場合にあつては、0.035

イ 中心経営体集積率が45%以上55%未満の場合にあつては、0.045

ウ 中心経営体集積率が55%以上65%未満の場合にあつては、0.055

エ 中心経営体集積率が65%以上75%未満の場合にあつては、0.065

オ 中心経営体集積率が75%以上の場合にあつては、0.075

(2) 耕作放棄地解消・集積促進事業

ア 耕作放棄地集約化率が4%以上5%未満の場合にあつては、0.020

イ 耕作放棄地集約化率が5%以上6%未満の場合にあつては、0.030

ウ 耕作放棄地集約化率が6%以上7%未満の場合にあつては、0.040

エ 耕作放棄地集約化率が7%以上8%未満の場合にあつては、0.050

オ 耕作放棄地集約化率が8%以上9%未満の場合にあつては、0.060

カ 耕作放棄地集約化率が9%以上10%未満の場合にあつては、0.070

キ 耕作放棄地集約化率が10%以上の場合にあつては、0.075

9 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事

業費の 2 %に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画又は活性化計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

- 10 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の 2 %に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の 3 年後の年度までにおいて実施するものとする。

第 9 その他

- 1 運用別表の区分 1 から 4 までのうち生産基盤整備事業以外の事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

- 2 農地整備事業により整備された暗渠排水のうち、市町村または土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

- 3 第 8 の 8 及び 9 の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち、生産基盤整備事業の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定にあたっては留意されたい。

- 4 事業の実施にあたっては、都道府県は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。

- 5 運用第 3 の 2 の (3) に定める単独施設整備及び (4) に定める単独土層改良に係る事業計画概要書の様式は、それぞれ別記様式第 25 号及び別記様式第 26 号によるものとする。

- 6 土地改良法第 5 条及び第 7 条に規定する事業計画の概要及び土

地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農林省農地局長通知）において示されているところであるが、単独施設整備については、その性格にかんがみ、別記様式第 27 号及び別記様式第 28 号により作成するものとする。

第 10 経過措置

1 運用第 12 の 4 の地区については、第 8 の 8 の(1)にかかわらず、高度経営体集積促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

(1) 高度経営体集積向上率が 5 %以上 10%未満の場合にあっては、0.005

(2) 高度経営体集積向上率が 10%以上 15%未満の場合にあっては、0.010

(3) 高度経営体集積向上率が 15%以上 20%未満の場合にあっては、0.015

(4) 高度経営体集積向上率が 20%以上 25%未満の場合にあっては、0.020

(5) 高度経営体集積向上率が 25%以上 30%未満の場合にあっては、0.025

(6) 高度経営体集積向上率が 30%以上 35%未満の場合にあっては、0.030

(7) 高度経営体集積向上率が 35%以上 40%未満の場合にあっては、0.035

(8) 高度経営体集積向上率が 40%以上 45%未満の場合にあっては、0.040

(9) 高度経営体集積向上率が 45%以上 50%未満の場合にあっては、0.045

(10) 高度経営体集積向上率が 50%以上の場合にあっては、0.050

2 運用第 12 の 4 の地区については、第 7 の 2 の報告のうち農業

経営高度化計画の達成状況に係る部分について、目標年度の翌年度から農業経営高度化支援事業の完了年度までにおいても行うこととする。

3 「経営体育成促進事業実施要領の一部改正について」（平成17年4月1日付け16農振第2015号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の経営体育成促進事業実施要領に規定する事業を平成16年度までに実施し、かつ、同要領の第9の1の(2)の報告を平成18年度以降に行うこととしていた地区については、第3の4の(1)のイの規定はなお従前の例による。

4 運用第12の5の担い手農地利用集積増加率とは、促進計画に明記された担い手全体の事業開始時の経営等農用地の面積に対する、事業開始時から事業完了時までにかけて事業地区内において増加する経営等農用地の面積の割合をいう。

5 運用第12の8の別に定める方法とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県知事は、事業計画概要書に加え、畑地帯担い手育成型にあつては活性化計画及び農用地整備計画、畑地帯担い手支援型（単独土層改良、単独営農用水を除く。）にあつては基本計画及び高度化整備計画、単独土層改良にあつては保全計画、基本計画及び高度化整備計画を添付した認定申請書を、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に申請するものとし、農林水産大臣は所要の審査の上、これを認める場合にあっては認定通知書を送付する。

(2) (1)の申請にあたり、既に土地改良法の手続きを経た土地改良事業以外の土地改良事業を当該地区に追加又は変更して申請する場合にあつては、追加又は変更する部分に相当する土地改良事業は、所要の土地改良法の手続きを必要とすることに留意するものとし、土地改良事業以外の事業種類についても、当該地区に追加又は変更して申請する場合にあつては、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。

6 「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成26年4月1日付け25生畜第2095号農林水産省生産局長、25農振第2128号農林水産省農村振興局長、25林整計第960号林野庁長官、25水港第2975号水産庁長官通知）」による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき実施していた地区にあつては、第8の8の規定にかかわらず、改正前の農業経営高度化促進事業の助成の限度額とすることができる。

(別記様式第 1 号)

集約化を進める基本的な方針

都道府県		市町村名	
1. 集約化の実施 に関する基本的 な事項	農用地の集約化をめぐる現 状の分析		
	本事業を実施する意義及び 本事業により目指す方向		
	集約化に関する目標		
2. 集約化を進め る区域	集約化促進区域（面積）	(h a)	
		(h a)	
3. 集約化の推進 体制に関する事 項			
4. 農業経営基盤 強化促進事業と の連携に関する 事項			

注 1：「集約化を進める区域」は大字単位とする。

注 2：「集約化の推進体制に関する事項」は当該市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画書の第 2 章の 9. 推進整備体制計画に示す部会（推進組織）等も含めた推進体制について記載する。

注 3：「農業経営基盤強化促進事業との連携に関する事項」は本事業と当該事業の連携が予定されているものに限る。

(別記様式第2号)

(1/2)

〇〇地区農用地集積加速化整備構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：
2. 事業実施区域における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現状及び課題 ・整備状況（前歴事業等）
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等
4. 整備構想実現のために必要な生産基盤整備の内容	・地区設定理由 ・全体整備量 ・全体整備（受益）面積 ・営農区設定の基本的考え方及び営農区数 ・整備による効果 ・全営農区面積 ・担い手への集約化率の増加見込み
5. 各営農区の概要	
①〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：
②〇〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 整備（受益）面積：

〇〇地区農用地集積加速化整備構想																											
事 項	内 容																										
6. 営農区の営農活動等方針	・農業の生産性の向上方針； ・担い手育成・確保方針； ・農業生産活動方針；																										
7. 農地集積加速化整備構想図	別に添付すること。（図面スケール：1/25,000 又は1/50,000） また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ①前歴事業の地区範囲 ②地区範囲、営農区範囲 ③各営農区の整備内容 ④各営農区の整備目的（営農構想を踏まえたもの） ・〇〇事業（交付金）のうち農地整備事業【経営体育成型】（〇〇地区） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受益面積</th> <th>集約化面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A営農区</td> <td>2.0 ha</td> <td>2.0 ha</td> </tr> <tr> <td>B営農区</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.4 ha</td> </tr> <tr> <td>C営農区</td> <td>0.8 ha</td> <td>0.8 ha</td> </tr> <tr> <td>D営農区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>E営農区</td> <td>ha</td> <td>ha</td> </tr> </tbody> </table> 凡例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>前歴事業</th> <th>営農区</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇地区</td> <td>〇〇地区</td> <td>〇〇地区</td> <td>〇〇地区</td> </tr> </tbody> </table>		受益面積	集約化面積	A営農区	2.0 ha	2.0 ha	B営農区	0.8 ha	0.4 ha	C営農区	0.8 ha	0.8 ha	D営農区	ha	ha	E営農区	ha	ha	地区	前歴事業	営農区	受益面積	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
	受益面積	集約化面積																									
A営農区	2.0 ha	2.0 ha																									
B営農区	0.8 ha	0.4 ha																									
C営農区	0.8 ha	0.8 ha																									
D営農区	ha	ha																									
E営農区	ha	ha																									
地区	前歴事業	営農区	受益面積																								
〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区																								
8. その他	取扱いの第3の1の(4)に従い1ha（北海道にあっては3ha）を越えるまとまりをもって集約化要件とした場合、次の事項を記載する。 ① 都道府県知事が認めた集約化要件 ② ①を認めた理由及び概要																										

(別記様式第3号)

(1/2)

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
1. 事業実施区域の概要	・地区名： ・所在地： ・地区設定理由： ・受益面積：
2. 事業実施区域内の農地の現況と課題	・地区農地の現況及び課題
3. 事業実施区域内の耕作放棄地の現況	・整備基本構想範囲の耕作放棄地の面積： うち受益地内の面積： ・耕作放棄地の発生理由： ・整備基本構想範囲の耕作放棄地となるおそれがある農地の面積： うち受益地内の面積： ・耕作放棄地となるおそれがあるとした理由：
4. 事業実施区域内の耕作放棄地の利用増進の方針	
5. 整備基本構想の実現のための整備方針	・整備内容 ・整備による効果
6. 営農区の概要	営農区数： 営農区面積の合計：
①〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：
②〇営農区	営農区設定理由： 営農区の整備目的： 営農区面積： 整備内容： 受益面積：

〇〇地区 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想	
事 項	内 容
7. 営農区の営農活動等方針	・農業の生産性の向上方針； ・担い手育成・確保方針； ・農業生産活動方針；
8. 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想図	別に添付すること。 (図面スケール：1/25,000 又は1/50,000) また、図面の作成に当たっては、以下の事項を明記すること。 ①地区範囲、(営農区範囲) ②各営農区の整備内容 ③各営農区の整備目的) ・耕作放棄地型(〇〇地区)

※ 6及び7については、取扱い第3の3の(2)ただし書に該当する場合のみ記入すること。

(別記様式第4号)

製造得意品名			地 区・品			受益戸数			農業委託及び給官規模											
									区 分	専業		第一種兼業		第二種兼業		計				
										PT （従事人口）	課産 総営業規模	PT （従事人口）	課産 総営業規模	PT （従事人口）	課産 総営業規模	PT （従事人口）	課産 総営業規模			
地名			水 田	普通圃地	果樹園	その他			計	備考										
区別			ha	ha	ha	ha			ha											
（農業者居住区域）																				
地域農業の概況										担い手の見直し										
										担い手認定	農協所管通 路法人	本家組織			その他（経営受託等）			計		
地域施設等										区 分										
										計画										
農業振興施策の目標										担い手シェアの見直し										
										担い手 戸数	農業戸数	シェア		担い手 面積	受益面積	シェア				
基本方針										現況										
										計画										
基本構想										農業生産基盤整備計画										
										基本整備費										
事業類型	経営規模の目標	農業家の目標	その他			経営規模の 目標	農業家の目標	その他												
													事業主	地区主	事業主主	受益面積	経営事業費	主要工事 概算	予定信用金	予定 工型
作物名																				
項目	収量（kg）	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	試算条件										
	作業時間 （時間）																			
	費用（円）																			
その他必要事項															担当 役職					
																備考				

(別記様式第5号)

県	地
作成年月	

畑地帯営農促進基本計画書

〇 〇 地区

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市町村

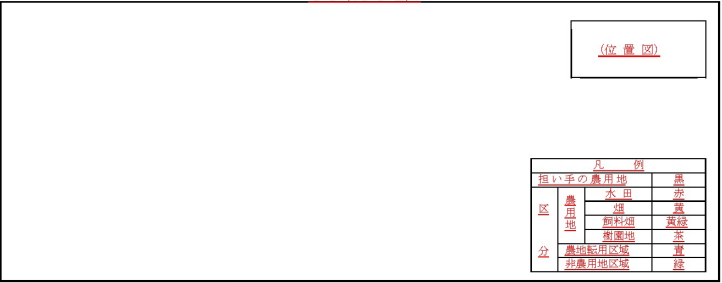
<目 次>

- 1 地盤等、営農促進基本計画施設指針
 - 2 農業構造の目標
 - (1) 経営改善の基本方針
 - (2) 担い手の意見と（目標年度における農業就業者人口）
 - (3) 担い手農家の概要
 - (4) 農地所有権利法人・生業組織の概要
 - (5) 市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）
 - (6) コスト低減目標
 - 3 土地利用計画
 - (1) 土地利用構想
 - (2) 土地利用計画
 - 4 農業生産基盤の整備目標
 - (1) 基盤整備の基本方針
 - (2) 基盤整備の概要
 - (3) 農業用排水施設
 - (4) 農業用排水施設
 - (5) 土地改良施設の管理計画
 - 5 基盤整備等実施計画
 - (1) 基盤整備事業
 - (2) 関連事業
 - 6 推進体制
 - 7 その他必要な事項

1 烟地带営農促進基本計画総括表

[illegible]

土地利用計画図
〇〇県〇〇地区



注1：3土地利用計画に従って区分する。
注2：計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折り込みとする。

2 農業構造の目標

- (1) 経営改善の基本方針
(農業の現状と課題を示し、これに対応した経営改善のための具体的な方針を示す。)
- (2) 担い手等の見通し(目標年度における農業就業人口)
- ① 農家数及び経営規模

区 分	専 業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経営規模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経営規模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経営規模	戸 数 (就 業 人 口)	標 準 経営規模
現 在 (R年)	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸	戸	ha/戸
計 画 (R年)								

注1：上段()は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。
注2：計画は、事業完了後について記載する。
注3：計画欄「」は、生産組織数で外数。

② 担い手の見通し

区 分	担い手農家数	農地所有適格法人数	生産組織数	その他(経営受託)	計
現 在 (R年)					
計 画 (R年)					

注：担い手農家及び生産組織等の現在数についても要件に合致するものについて記入する。

③ 地区に占める担い手のシェア見通し

区 分	担い手農家数	受益農家数	シェア	担い手経営面積	受益面積	シェア
現 在 (R年)						
計 画 (R年)						

(3) 担い手農家の概要

整理番号	担い手農家名	年 齢	後継者の有無	営 農 の 目 標		備 考
				現 況	目 標	

注：営農の目標は、営農類型ごとの経営等農用地面積（基幹２作業等の委託作業を含む面積で所有、権利（利用権を含む）設定、受益面積の合計面積）又は主たる従事者一人当たり年間労働時間を記載する。

(4) 農地所有適格法人・生産組織の概要

農地所有適格法人 及び 生産組織等名 (組織ごとに整理)	設置年月日 (予定を含む)	対象作物名	参加農家 戸 数 (戸)		常 時 従事者数 (人)		オペレータ数 (人)		経営等農用 地面積規模 (ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標（将来の営農類型）

営 農 類 型	経営規模の目標	農家戸数の目標	そ の 他

(6) コスト低減目標

① 都道府県における農作物生産向上指針

作物名								試算条件	
項目		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標
10 当 年 度	収量 (kg)								① 作付体系、経営規模
	労働時間 (時間)								② 労働力
	(参考) 県平均労働時間								③ 主要機械整備
	費用合計 (円)								④ 注増条件
	うち農機具費								⑤ 営農技術水準
	その他の材料費 労働費 (参考) 一戸当たり費								
単位収量当たり費用合計 (円)									

② 当該市町村の農作物生産向上指針

作物名		現状		目標		現状		目標		現状		目標		試算条件
項目		現状		目標		現状		目標		現状		目標		
10 当 年	収量 (kg)													① 作付体系、経営規模
	労働時間 (時間)													② 労働力
	(参考) 県平均労働時間													③ 主要機械整備
	費用合計 (円)													④ 仕場条件
	うち農機具費													⑤ 営農技術水準
	その他の材料費 労働費 (参考) 一戸当たり費													
単位収量当たり費用合計 (円)														

3 土地利用計画

(1) 土地利用構想

地区区分	地区名称	土地利用の区分							担 当 主 体				農業生産 集積率 (C) = 100 / (A)
		農 業 用 地	農 業 用 地	農 業 用 地	農 業 用 地	農 業 用 地	農 業 用 地	農 業 用 地	農 業 用 地	農 業 用 地	農 業 用 地	農 業 用 地	

注：地区区分ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

権利の種類	農 業 主 体		担 当 主 体								合 計	
	農 家	農 業 所 有 権 格 法 人	農 業 所 有 権 格 法 人	農 業 所 有 権 格 法 人	農 業 所 有 権 格 法 人	農 業 所 有 権 格 法 人	農 業 所 有 権 格 法 人	農 業 所 有 権 格 法 人	農 業 所 有 権 格 法 人	農 業 所 有 権 格 法 人	農 業 所 有 権 格 法 人	農 業 所 有 権 格 法 人
自己所有地	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積
賃借権設定												
託 受 託												
基幹作業委託												
計												

4 農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

(農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等をふまえ農業用排水施設、農道、畑の区画規模等について整備方針を示す。)

(2) 基盤整備の概要

① 農業用排水施設

項 目	現 況	計 画
幹線用水路 幹線排水路 支線用水路 支線排水路 水路総延長 うち改良済み		

② 農 道

項 目	現 況	計 画
幹線道路 幹線道路 支線道路 支線道路 道路総延長 うち改良済み		

③ 区画整理

項 目		現 況		計 画	
		面 積	比 率	面 積	比 率
畑	総 面 積				
	整 備 済				
水田	総 面 積				
	整 備 済				

(3) 土地改良施設等の管理計画

① 農業水利費に関する事項

内 容	維持管理費 ①	うち都道府県補助 ②	うち市町村助成等 ③	農家負担額 ①－(②＋③)	備 考
計					

② 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種別			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種別	名称	維持管理費	負担の方法

③ その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種別			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種別	名称	維持管理費	負担の方法

(1) 基盤整備事業

導人專業名	主要工學

(2) 関連事業

導入事業名	妻
-------	---

例1：農業農村活性化農業構造改善事業

例3：集合的利用權等調整

6 推進体制

(事業の)

及び活動内

7 その他必要な事項

[illegible]

(別記様式第 7 号)

麦生産関連保全計画書

[illegible]

(別記様式第 8 号)

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

1 計画区域の現況

都道府県 県名		地区名		所在地				
地目	田	普通畑	樹園地	その他	計	備考		
農用地面積 (ha)								
受益地内の耕作放棄地面積		ha		耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地を含む割合		%		
受益地内の耕作放棄地となるおそれがある農地面積		ha						
地形・地質								
地域農業概要	専業別農家戸数	専業	1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得 (令和 年)		
						農業所得	千円	
	1戸当たり 平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農業所得	千円
							計	千円
	主要作物 作付面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用率 (%)
		作付面積 (ha)						
単位収量 (kg/10a)								
地域指定等								

2 課題及び整備方針

地域農業の現状と課題	
地域農業の振興方針	
整備方針	

3 耕作放棄地解消・利用増進計画

耕作放棄地又は耕作放棄地となるおそれがある農地の所在地	面積(ha)	耕作放棄地の発生要因又は、耕作放棄地となるおそれがあるとした理由	活用方針	担い手への集積面積

※ 取扱い第3の3の③及び④により、耕作放棄地となるおそれがあると都道府県知事が判断した理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見通し、地域内の担い手の状況、当該農地の生産性等）等を踏まえ、具体的に記入すること。また、一筆ごとの耕作放棄地となるおそれがあるとした理由、現況写真等の資料を添付するものとする。

4 担い手への農地の利用集積等計画

	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時
農業者	()	()	()	()	()	()	()
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()
農地所有連絡法人	()	()	()	()	()	()	()
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()
生産組織	()	()	()	()	()	()	()
特定農業団体	()	()	()	()	()	()	()
その他法人	()	()	()	()	()	()	()
今後育成する農業者	()	()	()	()	()	()	()
《合計》 担い手数							
《事業前》	()	()	()	()	()	()	()
《事業完了》	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
うち認定農業者数	()	()	()	()	()	()	()

※ () 内に各担い手の集積面積 (ha) を記載（合計欄の[]内には地区内農地面積に占めるシェアを記載）
※ 合計欄の《 》内には地区内農地面積 (ha) を記載

5. 整備計画（取扱い第3の3の(2)に該当する場合のみ記入すること）

[illegible][illegible]

6 耕作放棄地解消支援計画
(運用別表の区分の欄の4の(2)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費	備考
指導事業					
調査・調整事業					

7 耕作放棄地解消・集積促進計画
(運用別表の区分の欄の4の(3)のイの事業を実施する場合のみ記入すること)

(1) 耕作放棄地解消・集積促進事業全体計画

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

(2) 耕作放棄地集約化計画

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	目標年度 (○年度)
農業者	/		
うち認定農業者数			
農地所有資格法人			
うち認定農業者数			
生産組織			
特定農業団体			
その他法人			
今後育成する農業者			
＜合計＞	〔耕作放棄地面積〕 〔地区内農用地面積〕	〔 〕 〔地区内農用地面積〕	〔 〕 〔地区内農用地面積〕

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積（ha）を記載（合計欄の〔 〕内には地区内農用地面積に占める割合）に集約化した耕作放棄地の割合を記載）
※目標年度は、事業開始年度から起算しておおむね10年後の年度とするが、事業の進捗状況に応じて、知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いて定めることができる。

8 耕作放棄地活用推進計画

(運用別表の区分の欄の4の(5)の事業を実施する場合のみ記入すること)

事業実施主体	事業実施期間	実施内容	総事業費	備考

(別記様式第 9 号)

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等の概要

都道府 県名	市町村 名	土地改 良区名	地区名	事業名	着工 年度	完了 年度	目標 年度	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)

2. 高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2：計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

(2) 中心経営体への農地利用集積計画

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の 所有面積 (ha) C	中心経営体の 利用収益権 面積 (ha) D	中心経営体の 長年3作兼 受託面積 (ha) E	中心経営体 集積率 (%) B/A	助成割合 (%)
事業実施前（〇年 度）							
生産基盤整備事業 等完了時（〇年 度）							
要件達成前段階 （〇年度）							
目標年度（〇年 度）							

(別記様式第 10 号)

〇〇地域通作条件整備計画

＜ 整 備 区 域 概 要 図 ＞ (整備済み及び整備予定の農道路線、農業振興地域、農用地区域、関連事業等を記載)	
事 項	内 容
1. 整備区域の概要	(地域概況を記載)
2. 整備区域における農業構造の現況及び問題点	(地域農業の現状、整備状況及び課題等を記載)
3. 地域における農業の振興方向	(作付作物及び土地利用体系等を記載)
4. 整備構想実現のために必要な通作条件整備等の内容	(個別地区毎に地区名、整備の必要性、整備期間、総事業費、整備(受益)面積等を記載)
5. 関連事業の概要	(関連事業地区(施設)毎に、事業名、事業主体、事業概要等を記載)

注) 変更の場合の記載方法は二段書きとし、変更前を上段 () 書きとすること。

(別記様式第 11 号)

保安対策基本方針

策定年度：令和 年度
策定主体：
知事認定：令和 年 月 日

1. 施設の現状と対策の基本方針
(既設農道の利用状況、管理状況等を通じた課題、解決手法、将来の管理方針等を記載)

2. 地域の概要

①地域状況

②地域の農地面積 単位：ha

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

③主要農作物の作付状況

作物名	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(千円)	備考

④地区の農家状況

集落名	戸数			人口				備考
	総戸数 (戸)	農家戸数 (戸)	農家率 (%)	総戸数 (人)	農家人口 (人)	農業就業人口 (人)	農業就業人口比率 (%)	
合計								

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備概要	事業実施希望年度	旧事業履歴		備考
	延長 (m)	車道幅員 (m)	全幅管理員	事業地区名			実施年度		

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名（施設名）	予定管理者	予定管理方法	備考

5. 位置図等

(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

(別記様式第 12 号)

緊急対策旅行申請書

策定年度：令和 年度
策定主体：
知事認定：令和 年 月 日

1. 整備施設の概要
(農道の被災状況、路線の利用形態、被災の影響、対策の必要性、事業の内容等について記載)

2. 地域の概況

① 地域の農地面積

地域名	水田	普通畑	樹園地	牧草地	農地計	山林原野	その他	合計

3. 整備対象施設

路線名	対象路線の概要				整備概要	事業実施希望年度	旧事業履歴		備考
	延長(m)	車道幅員(m)	全幅員(m)	管理者			事業地名	実施年度	

4. 施設の予定管理者及び予定管理方法

路線名（施設名）	予定管理者	予定管理方法	備考

5. 位置図等

(施設位置、施設状況、利用状況等がわかる資料を添付)

(別記様式第 13 号)

令和○年度 農地整備事業（経営体育成型） 計画審査表
(第○年度目)

1. 事業実施状況

都道府県名	○○県	市町村名	○○市、◇◇郡△△町	地区名	□□□
受益面積	ha	総事業費	百万円	R○年度の主な工事内容	
うち区画整理	ha	R○年度事業費	百万円	整地工 A=○ha 揚水機○式	
R○年度まで区画整理累計面積	ha	R○年度まで累計	百万円	道路工 L=○km	
進捗率（区画整理面積ベース）	%	進捗率（事業費ベース）	%		
着工年度	R○	完了年度	R○	備考	

2. 経営体育成等の状況

事 項	事 業 実施前	事 業 完了時	経営体育成等の状況				達成状況 (評価)
			2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
担い手への 農地利用集積	(○.○)	(○.○)	(○.○)	(○.○)	(○.○)	(○.○)	
ha			[○.○]	[○.○]	[○.○]	[○.○]	
()は集積率、 []は集積増加 率で%	○.○	○.○	○.○	○.○	○.○	○.○	
			()	()	()	()	
			[○.○]	[]	[]	[]	
			○.○				
			○%				
認定農業者の育成 (人)	○	○	計画 ○	○	○	○	
			実績 ○				
			達成率 ○%				

注：促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の締括表も添付する。

(2) 担い手への農地利用集積の状況

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の使用 収益集積面積 (ha) D	担い手の基幹 3 作兼受託面 積 (ha) E	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
1 年 度 目						
2 年 度 目						
3 年 度 目						
4 年 度 目						
5 年 度 目						
事業完了時						

(注) 上段：計画、下段：実績

3. 所見及び改善措置等

担い手への農地利用集積

4. その他
担い手育成の実績

	事業実施前	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	事業完了時	目標
農業者(人)								
うち認定農業者 数								
農地利用集積(人(名))								
うち認定農業者 数								
生産組織(組織)								
認定農業団体等(団 体)								
その他法人								
今後育成すべき農業 者 (人等)								

(別記様式第 14 号)

令和○年度 農地整備事業（経営体育成型） 計画審査表
(第○年度目)

1. 事業実施状況

都道府県名	○○県	市町村名	○○市、◇◇郡△△町	地区名	□□□
受益面積	ha	総事業費	百万円	R○年度の主な工事内容	
うち区画整理	ha	R○年度事業費	百万円	整地工 A=○ha	
R○年度まで区画整理集約面積	ha	R○年度まで累計	百万円	揚水機場○式	
進捗率 (区画整理費ベース) %		進捗率 (事業費ベース) %		道路工 L=○km	
着工年度	R○	完了年度	R○	備考	

2. 経営体育成等の状況

事 項	事 業 実施前	事 業 完了時	経営体育成等の状況				達成状況 (評価)
			2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	
担い手への 農用地集約化 ha { () は集約化率 }	(○.○)	(○.○)	(○.○)	(○.○)	(○.○)	(○.○)	
			計画				
			実績				
			達成率				

注1：促進計画の変更に伴い、計画値が前年度の審査における計画値と異なる場合は、前年度の総括表も添付する。

（2）担い手への農用地集約化の状況

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 のうち集約化面積 (ha) C	担い手の使用収益 権面積のうち 集約化面積 (ha) D	担い手の基幹 3作業受託面積 のうち 集約化面積 (ha) E	農用地面積に 占める 担い手の 集約化率 (%) B/A
事業実施前						
1年度目						
2年度目						
3年度目						
4年度目						
5年度目						
事業完了時						

(注) 上段：計画、下段：実績

3. 所見及び改善措置等

担い手への農用地集約化

(別記様式第 15 号)

番 号
年 月 日

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局)

都道府県知事名

〇〇地区について、〇〇計画及び〇〇計画の変更を行ったので、農地整備事業に係る運用第8の規程により、下記資料を添付して報告します。

記

1. 農地整備事業計画概要書

[経営体育成型の場合]

2. 基盤整備関連経営体育成等促進計画書
3. 農用地利用集積促進土地改良整備計画書

〔畑地帯担い手育成型の場合〕

2. 農業農村活性化計画
3. 畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画

〔畑地帯担い手支援型の場合〕

2. 畑地帯営農促進基本計画
3. 畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

事業型	都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考
型				ha	百万円	

(別記様式第 16 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあっては農林水産省農村振興局長

都道府県知事名

遊休農地利用増進土地改良整備計画変更報告書

遊休農地利用増進土地改良整備計画の変更を行ったので、運用第8に基づき、下記書類を添付して報告します。

記

遊休農地利用増進土地改良整備計画書

都道府 県 名	フリカナ 地 区 名	所 在 地	受益面積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

(別記様式第 17 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

達成状況報告書

農地整備事業に係る運用の第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。
記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完工 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益権 面積 (ha) D	担い手の基幹 3 作兼受託 面積 (ha) E	農用地面積に 占める 担い手の 利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
計 画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	農業者		農地所有		生産組織		特定農業団体等		その他法人		計	
	うち認定農業者		うち認定農業者									
	人数 (ha)	面積 (ha)	人数 (ha)	面積 (ha)	人数 (ha)	面積 (ha)	人数 (ha)	面積 (ha)	人数 (ha)	面積 (ha)	人数 (ha)	面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区 分	農業者 (人)	うち認定 農業者	農地所有 適格法人 (法人)	うち認定 農業者	生産組織 (組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他 法人	今後育成す べき農業者 (人等)
計 画 時								
目 標								
実績(〇〇年度まで)								

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番 号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別集積方法						
					農業者	農地所有資格	生産 組織	特定 農業 団体 等	その他	今後育成 すべき農 業者	
					うち認定 農業者	法人 うち認定 農業者			法人		
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20					
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40					
	0205	1.35	Ⅱ	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35					
小 計		5.01			5.01	5.01					
計											

注1：一覧表は担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

(別記様式第 18 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注:「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農用地集約化の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有 面積のうち 集約化面積 (ha) C	担い手の使用 収益権面積の うち集約化面積 (ha) D	担い手の高齢 3作業受託面積 のうち集約化 面積 (ha) E	農用地面積に 占める担い手 の集約化率 (%) B/A
事業実施前						
計 画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

上段() : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画等目標年度

(2) 担い手別農用地集約化方法

権利等の種類	担い手区分									
	農業者		農地所有		生産組織		特定農業団体等		その他法人	計
	うち認定農業者		うち認定農業者						今後育成すべき農業者	
	人数 (ha)	面積 (ha)	人数 (ha)	面積 (ha)	組織数 (ha)	面積 (ha)	団体数 (ha)	面積 (ha)	人数 (ha)	面積 (ha)
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

注3：その他法人とは、運用の第2の3の(4)に該当するものとする。

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別面的集積方法						
					農業者	農地所有資格	生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	
					うち認定農業者	法人	うち認定農業者				
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20					
	0002	1.06	畑	⑥	(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06					
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40					
	0205	1.35	畑	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35					
	小計	5.01			5.01	5.01					
計											

注1：一覧表は担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等は△等と表記する。

(別記様式第 19 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。
記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完工 年度	主な工事内容	備考
一体的に実施した 農業経営高度化支援事業		実施した農業経営高度化支援 事業の内容		備考			

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区 分	農用地面 積 (ha) A	農地所 有適格 法人等 の総 面積 (ha) B=C+D+E	農地所有適格 法人等の所有面 積 (ha) C	農地所有適格法 人等の使用収益種 面積 (ha) D	農地所有適格法人等の 基幹3作業受託面積 (ha) E	農用地面積に 占める農地所 有適格法人等 の利用集積率 (%) B/A
事業実施 前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段[]：目標年度
注1：運用第2の1に移当する農地所有適格法人等について記載する。
注2：本表の基礎資料として、①農地所有適格法人等地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(2) 農地所有適格法人等番号別土地利用調整結果一覧表

農地所有 適格法人 等 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	農地所有適格法人 等 区分別集積方法
㊦	0001	1.20	田	6	(所) ㊦ 1.20
	0002	1.06	畑	6	(所) ㊦ 1.06
	0103	1.40	田	2	(貸) ㊦ 1.40
	0205	1.35	ㄥ	4	(受) ㊦ 1.35
小計		5.01			5.01
計					

注1:集積方法の(所)は所有権、(貸)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作年以上の受託によるものとして記入する。

3 農地所有適格法人等の育成状況

農地所有適格 法人等の名称	経営面積 (ha)		農地所有適格 法人となった 日	特定農業法 人となった 日 (予定者 含む)	認定農業 者認定日	経営所得 安定対策 加入日	法人形態	構成員 数 (人)	常時従業員 数 (人)	経営方針
	うち 地区内									

注1:「法人形態」欄は、農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社・株式会社のいずれかを記入する。

注2:常時従業員数とは農地法第2条第3項第2号ホに規定するものをいう。(以下同じ。)

(別記様式第 20 号)

番 号
年 月 日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

農地整備事業に係る運用第9の規定により、下記のとおり耕作放棄地の活用状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 耕作放棄地活用状況の概要

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地等 面積 (ha)	活用状況	今後の取組方針
	()		
	()		
	()		
計	()	耕作放棄地等を含む割合 %	

※ () は、うち担い手に集積された面積

3 耕作放棄地集約化の実績

(運用別表の区分の欄の4の(3)イの事業を実施する場合のみ記入する。)

	事業実施前 (○年度)	事業完了時 (○年度)	要件達成確認年度 (○年度)	完了後5年度目 (○年度)
農業者				
うち認定農業者数				
農地所有適格法人				
うち認定農業者数				
生産組織				
特定農業団体				
その他法人				
今後育成する農業者				
＜合計＞	(耕作放棄地面積)	[]	[]	[]
	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)	(地区内農用地面積)

※地区内の耕作放棄地面積のうち担い手に集約化した面積(ha)を記載(合計欄の[]内には地区内農用地面積に占める担い手に集約化した耕作放棄地の割合を記載)。

※「要件達成確認年度」とは、取扱い第8の6の確認を行う年度である。

4 特記事項(事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等)

(別記様式第 21 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画(又は農業農村活性化計画)達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。
記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完工 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1: 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連運動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注: 1 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は空欄を引く。
注: 2 「事業名」は、運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。
注: 3 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 担い手への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益権 面積 (ha) D	担い手の基幹 3 作業受託 面積 (ha) E	農用地面積に 占める担い手 の利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
計 画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画等目標年度

イ 中心経営体への農地利用集積の実績

区 分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の 所有面積 (ha) C	中心経営体の 使用収益権 面積 (ha) D	中心経営体の 基幹3 作業 受託面積 (ha) E	中心経営体 集積率 (%) B/A	助成割合 (%)
事業実施前							
計 画	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで							

上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画等目標年度

2 農業経営高度化促進事業の実

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。

[illegible]

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等 の種類	担 い 手 区 分									
	農業者		農地所有		生産組織	特定農業者 団体等	その他 法人	今後育成す べき農業者	計	
	うち認定 農業者		適格法人 農業者	うち認定 農業者						
	人数 ha	面積 ha	人数 ha	面積 ha	組織数 ha	団体数 ha	法人数 ha	人数 ha	人数 ha	面積 ha
自己所有地										
賃貸権設定										
経営受託										
基幹作業受託										
計										

注1：担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区 分	農業者 (人)	うち認定 農業者	農地所有 適格法人 (法人)	うち認定 農業者	生産組織 (組織)	特定農業者 団体等 (団体)	その他 法人	今後育成す べき農業者 (人等)
計 画 時								
目 標								
実績(〇〇年度まで)								

(別記様式第 22 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第 9 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。
記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注 1 : 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、経営体育成促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注 1 : 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。
注 2 : 「事業名」は、運用別表の区分の欄の 4 の事業種類の欄の事業名を記入する。
注 3 : 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2. 事業達成状況

(1) 農用地集約化の実績

ア 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 集約化面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有 面積のうち 集約化面積 (ha) C	担い手の使用 収益権面積 のうち 集約化面積 (ha) D	担い手の基幹 3 作業受託面積 のうち 集約化面積 (ha) E	農用地面積に 占める担い手 の集約化率 (%) B/A
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

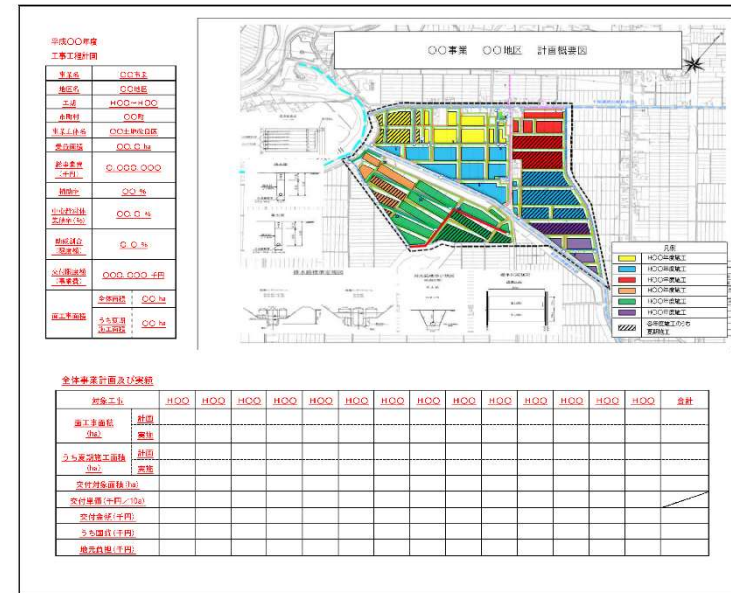
上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

イ 中心経営体への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の 所有面積 (ha) C	中心経営体の 使用収益権面積 (ha) D	中心経営体の 基幹3 作業 受託面積 (ha) E	中心経営体 集積率 (%) B/A	助成割合 (%)
事業実施前							
計画	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで							

上段 () : 生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。



(2) 担い手別農用地集約化方法

権利等 の種類	担 い 手 区 分												計					
	農業者		農地所有		生産組織	特定農業者 団体等	その他 法人	今後育成す べき農業者										
	うち認定 農業者	適格法人	うち認定 農業者															
				人数					面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数		面積 (ha)	人数等	面積 (ha)		
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
賃貸権設定																		
経営受託																		
業務作業受託																		
計																		

注1：担い手の区分欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調査結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

(参考) 担い手別農用地利用集積方法

権利等の 種類	担い手区分											
	農業者		農地所有 適格法人		生産組織	特定農業者 団体等	その他 法人	今後育成す べき農業者	計			
	うち認定 農業者		うち認定 農業者									
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
業務作業受託												
計												

注1：担い手区分の欄については、運用の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調査結果一覧表、②農用地集積状況図を作成する。

(別記様式第 23 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画達成状況報告書

農地整備事業に係る運用第 9 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完工 年度	主な工事内容	備考

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注 1：高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注 2：「事業名」は、運用別表の区分の欄の 4 の事業種類の欄の事業名を記入する。

注 3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2. 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	農地所有適格法人等の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	農地所有適格法人等 の所有面積 (ha) C	農地所有適格法人等 の使用収益権 面積 (ha) D	農地所有適格法人等 の基幹3作業受 託面積 (ha) E	農用地面積に 占める農地所有適 格法人等の 利用集積率 (%) B/A
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

注1：運用第2の1に該当する農地所有適格法人等について記載する。

イ 中心経営体への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の 所有面積 (ha) C	中心経営体の 使用収益権 面積 (ha) D	中心経営体の 基幹3作業 受託面積 (ha) E	中心経営体 集積率 (%) B/A	助成割合 (%)
事業実施前							
計画	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで							

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画等目標年度

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場
合にあっては、下記の工事工程計画を作成する。

平成00年度 工事概算計表	
事業費	00事業費
23区費	00区費
区費	1.000.000
23区費	00区費
事業主負担費	00事業主負担費
区費負担	00.000
事業費 (合計)	0.000.000
区費負担 (合計)	00.000
事業費 (減除後)	0.000
区費負担 (減除後)	00.000
事業費 (減除後)	000.000
区費負担 (減除後)	00.000
事業費 (減除後)	000.000
区費負担 (減除後)	00.000

[illegible]

(2) 経営所得安定対策加入経営体別農地利用集積方法

権利等	経営所得安定対策加入経営体区分								
	個別農業者		農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織		計
	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	人数等 面積(ha)
自己所有地									
賃貸権設定									
経営受託									
基幹作業受託									
計									

注1：農地所有適格法人等①には運用第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区 分	個別農業者	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織
	(人)	(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	(組織数)
計 画 時						
完 了 時						
目標年度						
実績(〇〇年度まで)						

注1：農地所有適格法人等①には運用第5の1の(2)のウの(ア)に該当するもの、農地所有適格法人等②には左記に該当しないものを記載する。
注2：高度化支援事業を実施していない地区については、農地所有適格法人等①の区分欄にのみ入力し、その他の区分欄には斜線を引く。
注3：「完了時」とは生産基盤整備事業等の完了時、「目標年度」とは基盤整備関連経営体育成等促進計画の目標年度をいう。

3 農地所有適格法人等の状況

(1) 農地所有適格法人等の経営状況

農地所有適格法人等の名称	経営面積 (ha)	農地所有適格法人となった日	特定農業法人となった日 (予定含む)	認定農業者認定日 (予定含む)	経営所得安定対策加入認定となった日 (予定含む)	構成員数 (人)	常時従事員数 (人)	経営方針
	うち 地区内	(予定含む)		(予定含む)	(予定含む)			
〇〇法人								
△△法人								
××法人								

法人区分		〇〇法人	△△法人	××法人		
経営面積 (ha)	田					
	畑					
	採草放牧地					
法人形態						
事業の概要	農産作物名					
	関連事業等名					
	その他事業名					
	農産物	前々年度報告				
県上両市町村	農産物	前年度報告				
		報告				
		合計				
		その他事業	前々年度報告			
	その他事業	前年度報告				
		報告				
		合計				
		構成員数	総数			
農地提供者①						
農家常時従事者②						
農地保有合理化法人③						
市町村・農協等④						
承認会社⑤						
農協等の役員(うち市町村・農協等 の資するもの)	()		()	()		
法人と取引関係等にある者⑥	()		()	()		
常時従事員数	総数					
	農家に常時従事する構成員数					
	うち農作業に従事する者数					
	備考					

注1：運用の第2の1に該当する農地所有適格法人等のみを記載対象とする。
注2：農地所有適格法人等が設立された次年度から目標年度まで記載する。

（２）農地所有適格法人等育成の取組状況

年度	実施時期	実施主体	対象者	目的	実施する又は実施した事項（内容）
【事業開始時】	令和 年 月				
1年度目	令和 年 月				
2年度目	令和 年 月				
3年度目	令和 年 月				
4年度目	令和 年 月				
5年度目	令和 年 月				
【完了時】	令和 年 月				
6年度目	令和 年 月				
【完了後】	令和 年 月				
完了後 1年度目	令和 年 月				
完了後 2年度目	令和 年 月				
完了後 3年度目	令和 年 月				
完了後 4年度目	令和 年 月				
完了後 5年度目	令和 年 月				

注 1：農地所有適格法人等が複数設立した場合は、設立した法人毎に作成する。

注 2：適用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の(1)の高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整事業の開始時からの内容を記入する。

注 3：「完了」とは生産基盤整備事業等の完了をいう。

(別記様式第 24 号)

番 号
年 月 日

農地所有適格法人等経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

農地整備事業に係る取扱い第7の3の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人等 名 (法人形態)	農地所有適格法 人になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得安定対 策加入経営体にな った日		
()						
経営面積		営農状況		構成員数		
うち地区内		作 目	作付面積	生産量	構成戸数	常時従事者数
田：	ha		ha	kg		
畑：	ha		ha	kg		
その他：	ha		ha	kg		
	ha		ha	kg		

3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売 上 高		常時従事者 1人当たり所得
	農 業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経 営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

(別記様式第 25 号)

農地整備事業(畑地帯担い手支援型(単独施設整備))計画概要書

第1章 目 的

事業の目的を簡潔に記載する。

第2章 地域の所在地及び現況

地域の所在及び地積、補強工事の対象となる施設の状況並びに補強工事の必要性について、記載する。

第3章 施設整備計画

補強工事の内容について記載する。

第4章 費用の概算

総額のみ記載する。

第5章 効 用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

第6章 他の事業との関係

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

第7章 計画概要図

5 万分の 1 地形図に記載する。

(別記様式第 26 号)

令和 年度

高生産性土壌改良事業計画概要書

(地区
県)

農 政 局

高生産性土層改良事業計画概要書 目 次

I. 事業の目的	(1) 浸食状況
1. 地域開発の方向と本地区の位置付け	(2) 排水路
(1) 地域の自然的・社会的立地条件	(3) 防風林
(2) 地域農業の動向と開発方向	(4) 浸食防止工
2. 地区の設定と事業の必要性	4. 堆肥等の整備
(1) 地区の設定	5. 農業集落環境管理施設
(2) 事業の必要性	V. 事業費
(3) 事業の緊急性	1. 総括
II. 地域の所在及び現況	2. 施工計画
1. 地域の所在	VI. 効用
2. 地籍	1. 投資効率及び所得償還率総括
3. 現況	2. 年総効果額及び年総増加所得総括表
(1) 地形及び土壌	3. 農家負担年償還額
(2) 気象	4. 総合耐用年数
(3) 受益農家の実態	5. 償還関係の算定
III. 営農計画及び土地利用計画	(1) 地目別面積及び本地面積一覧
1. 営農計画	6. 効果の算定
2. 土地利用計画	(1) 農業生産向上効果
3. 作付方式	(2) 農業経営向上効果
IV. 整備計画	7. 効果等指標算出基礎
1. 土層改良計画	VII. 関連事業
(1) 客 土	1. 本事業との関連
(2) 混層耕	2. 事業の概要
(3) 除雜	3. 計画の諸元
(4) 心土耕	VIII. 添付図面
(5) 心土緑肥	1. 計画一般図
(6) 土層改良	2. 計画平面図
2. 降場排水計画	3. 基盤整備状況図
3. 農地保全計画	

I. 事業の目的
1. 地域開発の方向と本地区の位置付け
(1) 地域の自然的・社会的立地条件
(2) 地域農業の動向と開発方向
2. 地区の設定と事業の必要性
(1) 地区の設定
(2) 事業の必要性
(3) 事業の緊急性

II. 地域の所在及び現況

1. 地域の所在
県 郡 町

2. 地 積 (単位:ha)									
年度	水田	畑	樹園地	小計	山林 原野	道水路	その他	計	農振指定等の内訳 農振内農用地 (農振内白地) (市街化区域)
現 況	()	()	()	()				()	
計 画	()	()	()	()				()	

() は不可避受農地で内数

3. 現 況

(1) 地形及び土壌

① 地 形

年度	水 田					畑・その他							最高地点		備考
	1/1,000 以下	1/1,000 ～ 1/7500	1/500 ～ 1/2500	1/100 ～ 1/7500	1/100 以上	た	3° 以下	3° ～ 10°	10° ～ 20°	20° 以上	た	高 点	高 点	平均傾斜	
現 況(ha)												■	■		
上二平(%)															

② 土 壌

ア. 畑 地

年度	調査区名	土壌断面					地層 種類	土質	肥力 要素	面積(ha)		土壌性状図 (粘土含有 量記入)	調査員 氏名
		土色	腐植	団粒 状態	土性 透水性	肥力 要素				現況	計画		

イ. 水 田

項 目		土壌断面		乾 湿 (地下水位)	計 画 地 目	面 積 (ha)	土壌性状図 (粘土含有量記入)	調査員 姓 名
土 壌 区(区)名	国 土 事務	荒 野 等 地 区	土 性 表 裏 下 層					

(2) 気 象

① 一般気象

年度	かんがい期		非かんがい期		年間	観測所名	
	(月 日～ 月 日)	(月 日～ 月 日)					
平均気温						観測期間	年～年
降水量 (mm) 基準年						観測期間	日(月 日～月 日)
陸水日数 (日) 基準年						観測期間	日(月 日～月 日)
						観測期間	最多風向
						平均風速	

②特殊气象

観測期間： 年～ 年

[illegible]

(3) 受益農家の実態

[illegible]

1. 當農計画

(单位: ha, %)

(十期未用)	
地区规范	%
地区对照	%
县平均	

[illegible]

1. 土層改良計画

(1) 客上

＜投入量
算出根拠＞

土壤区分

--	--

土壤区分

5m	
----	--

上壤区分

(5) 心土破砕

主地区分		作業主 機		作業高	破砕深	面積	使用機械	破砕間隔	備 考
上地区分(区)名	番地	現況	計画						
					(m)	(ha)		(m)	

(6) 土壤改良

化学資材						微生物資材					有機資材					備 考
区分	現況 pH	計画 pH	面積	ha当たり 投入量	総投入量	区分	接種濃 度(%)	面積	ha当たり 投入量	総投入量	区分	資材 含有率	面積	ha当たり 投入量	総投入量	
			(ha)	(t)	(t)			(ha)	(t)	(t)		(%)	(ha)	(t)	(t)	

2. 暗渠排水計画

上地区分		吸 水 渠						集 水 渠				地下水位		単位 排水量	総排水 量(トン)	備 考
上地区分 (区)名	番地	面積	深さ	間隔	勾配	管径	管長	深さ	勾配	管径	管長	現況	計画	(m ³ /s)	(トン)	単位排 水量の 決まる
		(ha)	(m)	(m)		(mm)		(m)		(mm)	(m)	(m)	(m)			

3. 農地保全計画

(1) 侵食状況

地目	条 件	土性 傾斜等	面積 (ha)	現 状 侵 食					カ リ ー 侵 食		
				0	0～25%	25～50%	50%以上	小 計	中等速のもの	大きなもの	小 計
				0	1	2	3		4	5	

(2) 排水路

① 排水諸元

区分	計画基準雨量		流量率	排水量計算方式	単位排水量 (m ³ /s/km ²)
	雨量	流量			
	(mm)	(%)	(%)		

② 対 策

路線名	区間	延長 (m)	集水面積(ha)				計画 排水量 (m ³ /s)	勾配	流速 (m/s)	本創特性		断面 幅(m)	断面 高(m)	構造・ 材料 形状	主要構 造物
			田	畑	山林 荒地	宅地				水田	余容量 (%)				

(3) 防風林

区 分	項 目	幅 (m)	延 長 (m)	面 積 (ha)	樹 種	植栽本数 (本)	備 考

(4) 侵食防止工

名 称	項 目	構 造	数 量	備 考

4. 堆肥盤の整備

(1) 経営の目標

現況畜産体系	計画畜産体系	現況施設	施設の必要性	肥培管理方法	堆肥の必要性				
					計画作成	面積	1ha当り取引量	原料の土当	備考

(2) 施設

均 等	対象面積	規模決定根拠	規 模	構 造	施設の利用・管理方法	備 考

5. 農業集落環境管理施設

施設の種別・名称	施設の目的・内容・数量	規模・数量・構造等決定根拠	管理者及び管理方法	備 考

V. 事業費

1. 総 括 表

区分														事業費計	
事業種別	工種	事業量	事業費 (円)	工種	事業量	事業費 (円)	工種	事業量	事業費 (円)	工種	事業量	事業費 (円)	工種		事業量
工事費															
測量設計費															
機械器具費															
用機及補助費															
機 械 費															
材 料 費															
交際の合事業費															
合 計															

[illegible]

1. 投資効率及び所得償還率総括

区 分	算 式	数 值	備 考
總 事 業 費	①		(千円)
当 該 事 業 費			(千円)
間 接 事 業 費			(千円)
年 償 還 額	②		(千円/年)
年 總 効 果 額	③		(千円/年)
年 経 理 加 算 得 額	④		(千円/年)
廣 州 損 失 額	⑤		(千円)
總 合 耐 用 年 数	⑥		(年)
還 元 率 $\times$ (1—總 効 果 率)	⑦		
妥 当 投 資 額	⑧=②÷⑦ ⑨		(千円)
投 資 効 率	⑩=⑧÷④		
所 得 償 還 率	⑪=②÷④ $\times 100$		(%)

效果項目	区分	年効果額 (千円)
------	----	--------------

區分	年功不飽 (千円)	年総増加所得額 (千円)	備 考
効果項目			
農業生産向上効果			作物生産・品質向上
農業経営向上効果			営農経費・維持管理
生産者確保・保存効果			更新・災害防止
計			
原用損失額			

一、	二、	三、
----	----	----

[illegible]

4. 総合耐用年数

区分 種別	工種等 (施設名)	耐用年数 ① (年)	工事費 ② (千円)	年工事費 (減価額) ③ = ② ÷ ① (千円)
	計			

5. 面積関係の算定

(1) 地目別面積及び本地面積一覧

① 受益面積 (全体)

(単位: ha)

現況 計画	田	農用地					非農用地		合計	うち 本地面積
		稲作地	普通畑	畑園地	牧草地	計	農道 用排水路	その他		
農用地	稲作地									
	普通畑									
	畑園地									
	牧草地									
	計									
非農用地	山林原野									
	クリーク湖沼									
	農道用排水路									
	その他									
	合計									
	内本地面積									

②

(単位: ha)

現況 計画	田	農用地					非農用地		合計	うち 本地面積
		稲作地	普通畑	畑園地	牧草地	計	農道 用排水路	その他		
農用地	稲作地									
	普通畑									
	畑園地									
	牧草地									
	計									
非農用地	山林原野									
	クリーク湖沼									
	農道用排水路									
	その他									
	合計									
	内本地面積									

(1) 農業生産向上効果

			任付處理(元)		
--	--	--	---------	--	--

地区	年月	项目	单位	数量	备注

地帶	計區	作物名
----	----	-----

区分 地口

项目	效果	年效
----	----	----

项目	
作物生产效果	

① 當農經費節減効

		労働

果	作物名	現
		人 力

	效果
--	----

項目	金額
一、營業收入	100,000,000
二、營業成本	80,000,000
三、營業利潤	20,000,000
四、營業外收入	5,000,000
五、營業外支出	2,000,000
六、利潤總額	23,000,000
七、所得稅	5,750,000
八、淨利潤	17,250,000
九、其他綜合收益	0
十、綜合收益總額	17,250,000
十一、分配利潤	10,000,000
十二、未分配利潤	7,250,000
十三、其他綜合收益	0
十四、綜合收益總額	17,250,000

7. 効果等指標算出基礎

10 当 た ら し の 指 標	① 事業費	(当該事業費 (千円) + 関連事業費 (千円)) / 受益面積 (ha)	円
	② 地元負担額	地元負担額合計 (千円) / 受益面積 (ha)	円
	③ 年償還額 (平均)	地元負担年償還額合計 (千円) / 受益面積 (ha)	円
	④ # (本事業)	地元負担年償還額 (千円) / 受益面積 (ha)	円
	⑤ 農業生産向上	年効果額 (千円) / 受益面積 (ha)	円
	⑥ 農業経営向上	年効果額 (千円) / 受益面積 (ha)	円
	⑦	年効果額 (千円) / 受益面積 (ha)	円
	⑧ 計		円
	⑨ 農業生産向上	年増加所得額 (千円) / 受益面積 (ha)	円
	⑩ 農業経営向上	年増加所得額 (千円) / 受益面積 (ha)	円
	⑪	年増加所得額 (千円) / 受益面積 (ha)	円
	⑫ 計		円
	⑬ 所得償還率 (平均)	年償還額合計 (千円) / 年総増加所得額 (千円)	%
⑭ # (本事業)			%
⑮ 年 総 効 果 額			千円
⑯ 年 総 増 加 所 得 額			千円
⑰ 妥 当 投 資 額			千円
⑱ 投 資 効 率			

VII. 関連事業

- 1. 本事業との関連
- 2. 事業の概要
- 3. 計画の諸元

VIII. 添付図面

- 1. 計画一般図 (縮 尺 :)
- 2. 計画平面図 (縮 尺 :)
- 3. 基盤整備状況図 (縮 尺 :)

(別記様式第 27 号)

(別記様式第27号)

事業計画の概要

地区名		局名					
都道府県名		事業主体					
関係市町村名	受益面積		受益戸数	事業費	予定工期		
	水田	畑				計	
	ha	ha	戸	千円	～年度		
現況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
対象施設 概要	名称	主要諸元		受益面積	基本事業計画		
	畑かん 施設	構造(形式)、規模(延長)、数量等		ha	造成工期 ～年度	造成工事費 千円	受益面積 ha
	〇〇 機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等					
	〇〇幹 線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等					
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体種、有効貯水量、計 画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等					
	〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基 礎、護床工型式、附帯設備等					
	施設整備 計画	(補強工事等の規模、工法等について記載する。)					
事業費	種目		数量	金額	備考		
基本事業 の概要	事業種別	地区名	受益面積		事業費	工期	
			水田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
対象施設 の 管理状況	計画の概要						
	施設名	管理費(最近10ヵ年平均)			管理事業計画の概要		
		水管理費	整備補修費	計			
		千円	千円	千円	計画確定年月日	管理受託者 費用負担区分	
関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性	
法 手 続 表							
図 面 等	1 一般計画平面図(5万分の1地形図) 2 主要補強工事図面 3 基本事業概要図						

注：基本事業とは本事業による補強工事等の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。以下同じ。

(別記様式第 28 号)

事業計画書

第1章 目 的	3 幹線用水路
第2章 地域及び地積	4 その他かんがい施設
第1節 地 域	4-1 ダム
第2節 地 積	4-2 頭首工
第3章 対象施設の状況	第5章 工事の着手及び完了の予定時期
1 畑地かんがい施設	第6章 工事費の総額及び内訳
2 揚水機場	第7章 効 用
3 幹線用水路	第8章 関連する事業
4 その他かんがい施設	1 基本事業
4-1 ダム	2 維持管理事業
4-2 頭首工	3 その他の関連事業
第4章 施設整備計画	第9章 計画図面
第1節 要 旨	1 現況平面図
第2節 用水施設	2 計画平面図
1 畑地かんがい施設	3 主要工事図面
2 揚水機場	

第1章 目 的

第2章 地域及び地積

第1節 地 域

第2節 地 積

(年 月現在) (第1表)

市町村名	郡	郷	計	備 考
	ha	ha	ha	

第3章 対象施設の状況

第1節 用水施設

1 畑地かんがい施設

(第2表-1)

施設	構 造	規 模	管 理 受託者	管理受託 年 月 日	数 量	基本事業計画		備 考
						造成 工 期	造成 工 事 費	
						年度	千円	
補強工事が必要とする理由								

2
揚水機場
(第2表-2)

機場名	関係河川名					位置		管 理	管理受託	受益	基本事業計画			
	ポン プ					原動機	その他	受託者	年月日	面積	造成	造成	受益	備 考
形式	台数	口径	揚水量	実揚程	運転時間	種類	馬力	の施設			ha	年度	千円	ha
		mφ	m ³ /s	m	hr/日		KW PS							
補強工事が必要とする理由														

3
幹線用水路
(第2表-3)

水路名	最大 揚水量	延 長			横 渡		管 理	管理受託	受益	末端支	基本事業計画			
		開渠	その他	計	開渠	その他	受託者	年月日	面積	配面積	造成	造成	受益	末端支
	m ³ /s	m	m	m	m	m			ha	ha	年度	千円	ha	ha
補強工事が必要とする理由														

4 その他かんがい施設

4-1 ダム (第2表-4-1)

名称	位置								管理 受託者	管理受託 年月日	受益 面積	基本事業計画			備考
形式	堤高	堤長	堤体積	有効 貯水量	年間利 用水量	集水 面積	湛水 面積	造成 工期				造成 工事費	受益 面積		
ダム本体		m	m	千m ³	千m ³	千m ³	km ²	km ²			ha	年度	千円	ha	
余水吐	形式	設計法 本流量	取水 設備	形式	最大 取水量	その他の 施設									
補強工事を必要とする理由															

4-2 頭首工

(第2表-4-2)

名称	タイプ		河川名		位置		基本事業計画								備考	
河川状況（セキ地点）			堤 長		洪水吐		取水施設		管 理 受託者	管理受託 年月日	受 益 面 積	造 成 工 期	造 成 工事費	受 益 面 積		
流域 面積	計 画 意水量	平均河 床標高	固定部	可動部	型式	ゲート H×L×B×V	型式	取水量								
km ²	m ³ /s	El.m	m	m				m ³ /s			ha	年度	千円	ha		
土砂吐			護床工		その他の施設											
排砂 流量	ゲ ー ト H×L×スパン		延長		構造											
m ³ /s			m													
補強工事を必要とする理由																

第4章 施設整備計画

第1節 要旨

第2節 用水施設

1 畑地かんがい施設 (第4表-1)

水 路	補強(整備)箇所	補強工事の内容		備 考
		構 造	数 量	

2 揚水機場 (第4表-2)

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備 考
	構 造	数 量	
ポ ン プ			
原 動 機			
吸 水 槽			

3 幹線用水路 (第4表-3)

水 路	補強(整備)箇所	補強工事の内容		備 考
		構 造	数 量	

4 その他かんがい施設

4-1 ダム (第4表-4-1)

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備 考
	構 造	数 量	
堤 体			
金 水 吐			
取水設備			

4-2 頭首工 (第4表-4-2)

補強(整備)箇所	補強工事の内容		備 考
	構 造	数 量	
堤 体			
取水設備			
護 床 工			

第5章 工事の着手及び完了の予定工
期

- 2 維持管理事業
3 その他の関連事業

第6章 事業費の総額及び内訳

第9章 計画図面

第7章 効 用

- 1 現況平面図
2 計画平面図

第8章 関連する事業

- 3 主要工事図面

- 1 基本事業

別紙 2（水利施設整備に係る運用）

第 8 助成

要綱第 4 の 農村振興局長 が別に定める経費とは、別記に掲げる費用とする。

第 10 その他

1 ～ 6 （略）

7 法第 87 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上の農業用排水施設の更新を含むものであって、おおむね 200 ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね 100 ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。

運用 2（水利施設整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第 1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

3 担い手 次に定める いずれかの 基準を満たす 経営体 をいう。

- (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に基づき、市町村から認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）である

別紙 2（水利施設整備に係る運用）

第 8 助成

要綱第 4 の 農村振興局 が別に定める経費とは、別記に掲げる費用とする。

第 10 その他

1 ～ 6 （略）

（新設）

運用 2（水利施設整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第 1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2 （略）

3 担い手 次に定める基準を満たす 農業者又は農業者の組織する団体 をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農の類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

- (1) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合
認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる全ての

こと。

要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる 16 歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。

イ その者が現に農業経営者として農業に従事している又は新規就農希望者（農業後継者を含む。）若しくは新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の 1 から 3 までの事業をいう。以下同じ。）の完了時における経営等農用地の面積（農地所有適格法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した 面積）が、おおむね 3.5 ヘクタール（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び 施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して 定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見 を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあっては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができ、この協議に際して都道府県知事はあらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長。その他都府県にあっては地方農政局長）の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、第 5 の 1 により市町村が作成する農業農村活性化計画（以下「活性化計画」という。）の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

なお、活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の 5 年後までのいずれかの年度とすることを原則と

(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。

(3) 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。

し、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1) のア及びイの要件を満たす者がいること。また、生産基盤整備事業等の完了時において、基幹ほ場 3 作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積（生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。）が(1) のウに定める基準を超えていること。

ウ 活性化計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に定める特定農業団体をいう。）又は次に掲げる全ての要件を満たす組織であることが確実と見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農地所有適格法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農地所有適格法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日（以下「計画策定日」という。）から起算して 5 年を経過する日前であること。

(4) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6

(イ) 当該団体が農地所有適格法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第2号に規定する農用地利用改善事業をいう。）の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農地所有適格法人を除く。）の場合
活性化計画の目標年度において認定農業者となることが確実

条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。)における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。)であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。（以下この別紙において「中心経営体」という。））であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

4 （略）

5 集約化 同一の農業者の経営等農用地が、1ヘクタール（北海道にあっては3ヘクタール、樹園地にあっては0.5ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であって、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

(2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

(3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

(4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

(5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下この別紙において同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。（以下この別紙において「中心経営体」という。））であること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

4 （略）

（新設）

(6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

6 (略)

第2 事業の内容

畑地帯総合整備型の内容は、次に掲げるものとする。

1・2 (略)

3 共通事項

(1)～(2) (略)

(3) 農業経営高度化支援事業

ア・イ (略)

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイの調査・調整事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(カ)・(キ) (略)

エ～キ (略)

別表

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産基盤整備 整備附帯事業	(1)・(3) (略) (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5) (略)	(略) 障害物の除去、除礫、深耕、整地、 <u>農産物被害防止施設</u> の設置等 (略)	

5 (略)

第2 事業の内容

畑地帯総合整備型の内容は、次に掲げるものとする。

1・2 (略)

3 共通事項

(1)～(2) (略)

(3) 農業経営高度化支援事業

ア・イ (略)

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業（別表の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の(1)のイの調査・調整事業をいう。以下同じ。）の内容は、以下のとおりとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(カ)・(キ) (略)

エ～キ (略)

別表

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産基盤整備 整備附帯事業	(1)・(3) (略) (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5) (略)	(略) 障害物の除去、除礫、深耕、整地、 <u>侵入防止柵</u> の設置等 (略)	

3～5	(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	-----	--

別記様式第2号

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

(計画表 左側) (略)	経営体数及び経営規模							
	区分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計
		経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数 標準経 営規模
	現況							
	目標							
	担い手の見通し							
		認定農業 者	認定新規 農業者	集落営 農組織	市町村基 本構想水 準達成者	今後育成 すべき農 業者		計
	現況							
	目標							
	担い手シェアの見通し							
		担い手 戸数	農家戸 数	シェア	担い手面 積	受益面 積		シェア
	現況							
	目標							
	農業生産基盤整備計画							
	(略)							

3～5	(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	-----	--

別記様式第2号

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

(計画表 左側) (略)	経営体数及び経営規模							
	区分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計
		経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数 標準経 営規模
	現況							
	計画							
	担い手の見通し							
		担い手農家	農地所有適 格法人	生産組織	その他(経 営受託)			計
	現況							
	計画							
	担い手シェアの見通し							
		担い手 戸数	農家戸 数	シェア	担い手面 積	受益面 積		シェア
	現況							
	計画							
	農業生産基盤整備計画							
	(略)							

別紙様式第3号

		県	地区
		作成年月	

畑地帯営農促進基本計画書

○ ○ 地区

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市町村

<目次>
(略)

1 畑地帯営農促進基本計画総括表

(総括表左側) (略)	経営体数及び経営規模								
	区分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計	
		経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模
	現況								
	目標								
担い手の見通し									

別紙様式第3号

		県	地区
		作成年月	

畑地帯営農促進基本計画書

○ ○ 地区

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市町村

<目次>
(略)

1 畑地帯営農促進基本計画総括表

(総括表左側) (略)	経営体数及び経営規模								
	区分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計	
		経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模	経営体数	標準経営規模
	現況								
	計画								
担い手の見通し									

	<u>認定農業者</u>	<u>認定新規農業者</u>	<u>集落営農組織</u>	<u>市町村基本構想水準到達者</u>	<u>今後育成すべき農業者</u>	計
現況						
<u>目標</u>						
担い手シェアの見通し						
	担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア
現況						
<u>目標</u>						
農業生産基盤整備計画						
その他必要事項						

土地利用計画図
(略)

2 農業構造の目標

(1) (略)

(2) 担い手等の見通し（目標年度における経営体数）

① 経営体数及び経営規模

区 分	個人経営体		団体経営体（法人）		団体経営体（非法人）		計	
	標準 経営体数	標準 経営規模	標準 経営体数	標準 経営規模	標準 経営体数	標準 経営規模	標準 経営体数	標準 経営規模

	<u>担い手農家</u>	<u>農地所有適格法人</u>	<u>生産組織</u>	<u>その他（経営受託）</u>	計	
現況						
<u>計画</u>						
担い手シェアの見通し						
	担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア
現況						
<u>計画</u>						
農業生産基盤整備計画						
その他必要事項						

土地利用計画図
(略)

2 農業構造の目標

(1) (略)

(2) 担い手等の見通し（目標年度における経営体数）

① 経営体数及び経営規模

区 分	個人経営体		団体経営体（法人）		団体経営体（非法人）		計	
	標準 経営体数	標準 経営規模	標準 経営体数	標準 経営規模	標準 経営体数	標準 経営規模	標準 経営体数	標準 経営規模

現在 (R年)	経営体	ha／経営 体	経営体	ha／経営 体	経営体	ha／経営 体	経営体	ha／経営 体
目標 (R年)								

注1：上段（ ）は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

(削る。)

(削る。)

② 担い手の見通し

区 分	認定農業者	認定新規農 業者	集落組織数	市町村基本 構想水準達 成者	今後育成す べき農業者	計
現 在 (R年)						
目 標 (R年)						

注：担い手の現況数についても要件に合致するものについて記入する。

③ 認定農業者の概要

農 業 者 名	年 齢	後 継 者 の 有 無	認定農業者	地域 計画 の目 標地 図	経営等農用地面積(ha)									
					現 況					対象事業完了時（上段）・ 目標（下段）				
					計	所 有 耕地	貸 借 権 等 設 定 地	基 本 3 等 受 託 地	幹 事 作 業 地	計	所 有 耕地	貸 借 権 等 設 定 地	基 本 3 等 受 託 地	幹 事 作 業 地
			認定 状況											
			認定 年月											
			経営 類型											
			策 定 年 月											
			位 置 付 け											

現在 (H年)	経営体	ha／経営 体	経営体	ha／経営 体	経営体	ha／経営 体	経営体	ha／経営 体
計画 (H年)								

注1：上段（ ）は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

注2：計画は、事業完了後について記載する。

注3：計画欄〔 〕は、生産組織数で外数。

② 担い手の見通し

区 分	担い手農家数	農地所有適格 法人数	生産式数	その他（経営受 託）	計
現 在 (H年)					
計 画 (H年)					

注：担い手農家及び生産組織等の現況数についても要件に合致するものについて記入する。

(新設)

(注) 1. 営農類型の欄には、(2)市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する(以下同じ。)

(新設)

211

[illegible]

農 業 者 名	年 齢	後 継 者 の 有 無	市町村基 本水準達 成者	地域 計画 の目 標地 図	経営等農用地面積(ha)	
					現 況	対象事業完了時（上段）・ 目標（下段）

(削る。)

(削る。)

(3) コスト低減目標
(略)

3 土地利用計画

(1) 土地利用構想

換 地 工	地 区 面	土 地 利 用 の 区 分							担 い 手 等					農業生産 集積率 (C)=	
		受 益 地					非 農	そ の	計	認 定 農	認 定 新	集 落 営	市 町 村		今 後 育
		畑	飼	樹	施	小									

(4) 農地所有適格法人・生産組織の概要

農地所 有適格 法人 及び 生産組 織 等名 (組織ご とに整理)	設置年月日 (予定を含 む)	対象作物名	参加 経営体数 (経営体)		常時 従事者数 (人)		オペレータ数 (人)		経営等農用地 面積規模 (ha)	
			現在	目標	現在	目標	現在	目標	現在	目標

(5) 市町村等が定めた農業構造改善目標 (将来の営農類型)

営 農 類 型	経営規模の目標	経営体数の目標	その他

(6) コスト低減目標
(略)

3 土地利用計画

(1) 土地利用構想

換 地 工	地 区 面	土 地 利 用 の 区 分						担 い 手 等				農 業 生 産 集 積 率 (C)=		
		受 益 地					非 農	そ の	計	農 家	農 地 所		生 産 組	そ の 他
		畑	飼	樹	施	小								

区	積		料 畑	園 地	設 計	用 地	他		業 者	規 農 業 者	農 組 織	基 本 構 想 水 準 達 成 者	成 す べ き 農 業 者		(B)/(A)

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

農作 業主 体	担　い　手　等										合　計	
	<u>認定農業者</u>		<u>認定新規農業者</u>		<u>集落営農組織</u>		<u>市町村基本構想水準達成者</u>		<u>今後育成すべき農業者</u>			
	<u>戸数</u>	面積	<u>戸数</u>	面積	<u>組織数</u>	面積	<u>組織数</u>	面積	<u>組織数</u>	面積	<u>戸数</u>	面積
権利の種類												
自己所有地												
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

4～7 (略)

区	積		料 畑	園 地	設 計	用 地	他			有 適 格 法 人	組 織		(B)/(A)

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

農作 業主 体	担 い 手 等								合 計	
	農家		農地所有適格法人		生産組織		その他			
	経営 体数	面積	経営 体数	面積	経営 体数	面積	経営 体数	面積	経営 体数	面積
権利の種類										
自己所有地	経営 体	ha	経営 体	ha	経営 体	ha	経営 体	ha	経営 体	ha
賃借権 設定										
経 営 受 託										
基幹 作業 受託										
計										

4～7 (略)

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
殿)

都道府県知事名
畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い手育成
対策）達成状況報告書

畑地帯総合整備型に係る別紙 2 の第 7 の規定により、下記のとおり
事業達成状況について報告します。
記

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成状況
 - (1) 担い手への農地利用集積の実績
(略)
 - (2) 担い手別農地利用集積方法

権利等 の種類	担い手区分											
											計	
	認定農業者		認定新規農 業者		集落営農組 織		市町村基本 構想水準達 成者		今後育成す べき農業者			
	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	組織 数	面積 (ha)	組織 数	面積 (ha)	組織 数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名
畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い手育成
対策）達成状況報告書

畑地帯総合整備型に係る別紙 2 の第 7 の規定により、下記のとおり
事業達成状況について報告します。
記

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成状況
 - (1) 担い手への農地利用集積の実績
(略)
 - (2) 担い手別農地利用集積方法

権利等 の種類	担い手区分																	
																	計	
	農業者				農地所有適格法人				生産組織		特定農業 団体等		その他 法人		今後育成 すべき農 業者			
	うち認定 農業者		うち認定 農業者		うち認定 農業者		うち認定 農業者		うち認定 農業者		うち認定 農業者		うち認定 農業者		うち認定 農業者		うち認定 農業者	
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人 数	面積 (ha)	法人 数	面積 (ha)	組織 数	面積 (ha)	団体 数	面積 (ha)	法人 数	面積 (ha)	人数 等	面積 (ha)	人数 等	面積 (ha)

自己所有地												
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、運用2の第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：（略）

（3）担い手育成の実績

区分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準達成者	今後育成すべき農業者
計画時					
目標					

自己所有地												
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、実施要領第7の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：（略）

（3）担い手育成の実績

区分	農業者（人）	うち認定農業者	農業所有適格法人（法人）	うち認定農業者	生産組織（組織）	特定農業団体等（団体）	その他法人	今後育成すべき農業者（人等）
計画時								
目標								

実績 (〇〇年 度まで)					
--------------------	--	--	--	--	--

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番 号	地番	面積	計画 地目	所 有 家 農 番 号	担 い 手 区 分 別 集 積 方 法					
					認定農業 者	認定新規 農業者	集落営農 組織	市町村基 本構想水 準達成者	今後育成 すべき農 業者	計
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20					
	0002	1.06	畑		(削 る。)					
	0103	1.40	田	②	(削 る。)					
	0205	1.35	〃	④	(削 る。)					
小 計		5.01			(削 る。)	(削 る。)				
計										

注1・注2 (略)

別記様式第7号

番 号
年 月 日

実績 (〇〇年 度まで)								
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番 号	地番	面積	計画 地目	所 有 家 農 番 号	担 い 手 区 分 別 集 積 方 法							
					農業者	農地所有適 格法人	生産組織	特定農業 団体等	その 他法人	今 後 育 成 す べ き 農 業 者		
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所)⑥ 1.20	(所)⑥ 1.20						
	0002	1.06	畑		(所)⑥ 1.06	(所)⑥ 1.06						
	0103	1.40	田	②	(賃)⑥ 1.40	(賃)⑥ 1.40						
	0205	1.35	〃	④	(受)⑥ 1.35	(受)⑥ 1.35						
小 計		5.01			5.01	5.01						
計												

注1・注2 (略)

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿）

都道府県知事名

農業農村活性化計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 （略）

2 事業達成状況

（1）（略）

（2）担い手農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											
											計	
	<u>認定農業者</u>		<u>認定新規農業者</u>		<u>集落営農組織</u>		<u>市町村基本構想水準達成者</u>		<u>今後育成すべき農業者</u>			
	<u>戸数</u>	面積 (ha)	<u>戸数</u>	面積 (ha)	<u>組織数</u>	面積 (ha)	<u>組織数</u>	面積 (ha)	<u>組織数</u>	面積 (ha)		
自己所有地												

農林水産省〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿）

都道府県知事名

農業農村活性化計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 （略）

2 事業達成状況

（1）（略）

（2）担い手農地利用集積方法

権利等の種類	担 い 手 区 分																	
	<u>農業者</u>				<u>農地所有適格法人</u>				<u>生産組織</u>		<u>特定農業団体等</u>		<u>その他法人</u>		<u>今後育成すべき農業者</u>		計	
	<u>うち認定農業者</u>				<u>うち認定農業者</u>													
	<u>人数</u>	面積 (ha)	<u>人数</u>	面積 (ha)	<u>法人数</u>	面積 (ha)	<u>法人数</u>	面積 (ha)	<u>組織数</u>	面積 (ha)	<u>団体数</u>	面積 (ha)	<u>法人数</u>	面積 (ha)	<u>人数等</u>	面積 (ha)	<u>人数等</u>	面積 (ha)
自己所有地																		

貸借権 設定												
経 営 受 託												
基幹作 業受託												
計												

注 1 ・ 注 2 （略）

（３）担い手育成の実績

区分	認定農業 者	認定新規 農業者	集落営農 組織	市町村基 本構想 水準達成 者	今後育成 す べき農業 者
計画時					
目標					
実績 (〇〇年 度まで)					

貸借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注 1 ・ 注 2 （略）

（３）担い手育成の実績

区分	農業者 (人)	うち認定農業 者	農業所有 適格法人 (法人)	農業者	生産組織 (組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他 法人	今後育 成すべ き農業 者(人 等)
計画時								
目標								
実績 (〇〇年 度まで)								

別紙 3－1（農地防災に係る運用）

運用 1（農地防災事業）

第 2 事業の実施

1・2（略）

3 土地改良法第 87 条の 4 及び第 96 条の 2（第 96 条の 4 において準用する第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、地震若しくは豪雨に対する安全性の向上を図るために、又は老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。

4・5（略）

6 前項の規定にかかわらず、土地改良法第 87 条の 4 及び第 96 条の 2（第 96 条の 4 において準用する第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に関するものに限る。）に基づき本事業を行おうとする者は、緊急防災等工事計画を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。）」を準用するものとする。

第 6 その他

1・2（略）

3 土地改良法第 87 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上の土地改良施設の更新を含むものであって、おおむね 200 ヘクタール（畑に係るものにあつては、100 ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。

4～7（略）

別紙 3－1（農地防災に係る運用）

運用 1（農地防災事業）

第 2 事業の実施

1・2（略）

3 土地改良法第 87 条の 4 及び第 96 条の 2（第 96 条の 4 において準用する第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、運用 1 別紙 1 の I の（3）及び運用 1 別紙 1 の IX のうち運用 1 別紙 4 の第 2 の 2 に掲げるものとする。

4・5（略）

6 前項の規定にかかわらず、土地改良法第 87 条の 4 及び第 96 条の 2（第 96 条の 4 において準用する第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に関するものに限る。）に基づき本事業を行おうとする者は、緊急防災工事計画を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。）」を準用するものとする。

第 6 その他

1・2（略）

（新設）

3～6（略）

運用 1 別紙 3 （農業用河川工作物応急対策等事業）

第 2 事業の内容、交付要件及び事業実施主体

本事業の種類毎の事業の内容、交付要件及び事業実施主体は次のとおりとする。

1 農業用河川工作物応急対策事業

(1) 大規模事業

ア 事業の内容

農業用河川工作物（頭首工、水門。樋門、樋管、橋梁等をいう。以下この運用 1 別紙において「工作物」という。）の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備（以下この運用 1 別紙において「整備補強等」という。）

イ 交付要件

総事業費がおおむね 1 億円以上のもの。ただし、奄美群島及び離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく指定地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）にあっては、5,000 万円以上のもの。

工作物の撤去に伴い代替水源の整備を行う場合にあっては、工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの。

ウ 事業実施主体

（略）

(2) 小規模事業

ア 事業の内容

工作物の整備補強等

運用 1 別紙 3 （農業用河川工作物応急対策等事業）

第 2 事業の内容、交付要件及び事業実施主体

本事業の種類毎の事業の内容、交付要件及び事業実施主体は次のとおりとする。

1 農業用河川工作物応急対策事業

(1) 大規模事業

ア 事業の内容

農業用河川工作物（頭首工、水門。樋門、樋管、橋梁等をいう。以下この運用 1 別紙において「工作物」という。）の整備補強、撤去、又は撤去に伴う整備（以下この運用 1 別紙において「整備補強等」という。）であって、その総事業費がおおむね 1 億円以上のものをいう。ただし、奄美群島及び離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく指定地域（以下この運用 1 別紙において「離島」という。）にあっては、5,000 万円以上のものをいう。

（新設）

イ 事業実施主体

（略）

(2) 小規模事業

ア 事業の内容

工作物の整備補強等であって、その総事業費がおおむね 800 万円以上 1 億円未満のものをいう。ただし、都道府県又は市町

イ 交付要件

総事業費がおおむね 800 万円以上 1 億円未満のもの。ただし、都道府県又は市町村以外のものが行うもの並びに離島及び奄美群島にあっては、800 万円以上 5,000 万円未満のもの。

工作物の撤去に伴い代替水源の整備を行う場合にあっては、工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの。

ウ 事業実施主体
(略)

2 (略)

第 4 事業の対象工作物

本事業の対象とする工作物は次のとおりとする。

1 農業用河川工作物応急対策事業

(1)・(2) (略)

(3) (1)の対策基準とは、「覚書（農業用河川工作物の応急対策について）」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6－3 建設省河治発 39 号）の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、その適用に当たっては、当該覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。

2 (略)

運用 1 別紙 7（土地改良施設豪雨対策事業）

第 3 交付要件

本事業を構成する調査計画事業及び整備事業の要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

村以外のものが行うもの並びに離島及び奄美群島にあっては、800 万円以上 5,000 万円未満のものをいう。

(新設)

イ 事業実施主体
(略)

2 (略)

第 4 事業の対象工作物

本事業の対象とする工作物は次のとおりとする。

1 農業用河川工作物応急対策事業

(1)・(2) (略)

(3) (1)の対策基準とは、「農業用河川工作物の応急対策について（昭和 52 年 7 月 19 日付け 52 構改 D 第 516 号（設）構造改善局長通知）」の別添覚書の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、当該通知の適用に当たっては、当該通知の別添覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。

2 (略)

運用 1 別紙 7（土地改良施設豪雨対策事業）

第 3 交付要件

本事業を構成する調査計画事業及び整備事業の要件は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 調査計画事業

- (1) (略)
- (2) 既存の土地改良施設を活用した整備により、効果が発現することが見込まれること。

2 整備事業

本事業の対象は、下記のすべてを満たす土地改良施設とする。

- (1) 地域の豪雨に対する防災機能を強化するために、既存施設を活用した整備を行うことで効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設
ア～ウ (略)
- (2) (略)

別紙 4—1 (農村整備に係る運用)

運用 3 (畜産環境総合整備事業)

第 1 用語の定義

畜産環境総合整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において肥育豚換算頭数、環境負荷脆弱地域、草地景域活用活性化施設、新技術、農業協同組合等、農地所有適格法人、農地所有適格法人等、養畜の業務を営む者とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～5 (略)

6 農地所有適格法人

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。

7 農地所有適格法人等

農地所有適格法人等とは、農地所有適格法人又はこれに準ずる法人をいう。なお、「これに準ずる法人」とは、養畜の業務を営む農事組合法人、持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が 50 人以下であって、かつ公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次の各号に掲げ

- (1) (略)
- (2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。

2 整備事業

本事業の対象は、下記のすべてを満たす土地改良施設とする。

- (1) 地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設
ア～ウ (略)
- (2) (略)

別紙 4—1 (農村整備に係る運用)

運用 3 (畜産環境総合整備事業)

第 1 用語の定義

畜産環境総合整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において肥育豚換算頭数、環境負荷脆弱地域、草地景域活用活性化施設、新技術、農業協同組合等、農地所有適格法人等、養畜の業務を営む者とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～5 (略)

(新設)

6 農地所有適格法人等

農地所有適格法人等とは、農地所有適格法人又はこれに準ずる法人をいう。なお、「農地所有適格法人」とは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいい、「これに準ずる法人」とは、養畜の業務を営む農事組合法人、持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が 50 人以下

る要件のすべてを満たすものをいう。

ア (略)

イ その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

8 養畜の業務を営む者

養畜の業務を営む者とは、養畜の業務を営む個人又は農地所有適格法人の構成員若しくはこれに準ずる法人の構成員をいうものとする。この場合は、生計を同じにする構成員は1人として取り扱うものとする。

第3 事業の内容及び実施要件

本事業では、次の各号に掲げる種類の事業を実施できるものとし、その実施要件は次の表に掲げるとおりとする。

1 (略)

2 受益面積

上記の表に定める受益面積は、事業の種類ごとに次の表に掲げる面積を合算して算定するものとする。ただし、重複して算定してはならない。

種類	項目	受益面積の範囲
1 資 源 リ サ イ ク	(1) 基 本 施 設 整 備	<u>ア・イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) <u>(ア)～(エ)</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>(ア)・(イ)</u> (略) <u>カ・キ</u> (略)

であって、かつ公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

ア (略)

イ その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること

7 養畜の業務を営む者

第3の1の表の1(4)及び(5)に定める「養畜の業務を営む者」

とは、養畜の業務を営む個人又は農地所有適格法人の構成員若しくはこれに準ずる法人の構成員をいうものとする。この場合は、生計を同じにする構成員は1人として取り扱うものとする。

第3 事業の内容及び実施要件

本事業では、次の各号に掲げる種類の事業を実施できるものとし、その実施要件は次の表に掲げるとおりとする。

1 (略)

2 受益面積

上記の表に定める受益面積は、事業の種類ごとに次の表に掲げる面積を合算して算定するものとする。ただし、重複して算定してはならない。

種類	項目	受益面積の範囲
1 資 源 リ サ イ ク	(1) 基 本 施 設 整 備	<u>①・②</u> (略) <u>③</u> (略) <u>ア～エ</u> (略) <u>④</u> (略) <u>⑤</u> (略) <u>ア・イ</u> (略) <u>⑥・⑦</u> (略)

ル 事 業	事 業	
	(2) (略)	(略)
2 草 地 畜 産 活 性 化 事 業	基 本 施 設 整 備 事 業	<u>ア・イ</u> (略) <u>(ア)・(イ)</u> (略) <u>ウ～カ</u> (略) <u>キ</u> (略) <u>(ア)・(イ)</u> (略)
3 新 技 術 活 用 地 域 環 境 改 善 事 業	(1) 基 本 施 設 整 備 事 業	<u>ア～オ</u> (略)
	(2) (略)	(略)

ル 事 業	事 業	
	(2) (略)	(略)
2 草 地 畜 産 活 性 化 事 業	基 本 施 設 整 備 事 業	<u>①・②</u> (略) <u>ア・イ</u> (略) <u>③～⑥</u> (略) <u>⑦</u> (略) <u>ア・イ</u> (略)
3 新 技 術 活 用 地 域 環 境 改 善 事 業	(1) 基 本 施 設 整 備 事 業	<u>①～⑤</u> (略)
	(2) (略)	(略)

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県とする。ただし、次に掲げる事業を除き都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその氏名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であって、都道府県知事が事業実施主体として適当と認める法人、又はP F I 法第6条の規定に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとする。

- (1) (略)
- (2) 第6の表の区分欄1の工種欄(3)のスのストックマネジメント事業のうちアの機能保全計画策定

第5 事業参加資格者

本事業の参加資格者は、事業の種類ごとに次の表に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

種類	事業参加資格者の要件
1 資源 サイ クル 事	(1) 草地、水質汚染防止基盤又は畜産施設用地の造成整備改良を希望する場合にあつては、 <u>農業者</u> 、農業協同組合等であつて、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと <u>見込まれる者</u> 。 なお、ここに定める「農業者」とは、農業を営む個人又は農地所有適格法人の構成員若しくはこれに準ずる法人の構成員をいうものとする。この場合は、生計を同じにする構成員は1人として取り扱うものとする（以下3の(1)において同じ）。

第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県とする。ただし、次に掲げる事業を除き都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその氏名を受けた者が当該法人の理事となっている法人（営利を目的としない法人に限る。）であつて、都道府県知事が事業実施主体として適当と認める法人、又はP F I 法第6条の規定に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者（以下この別紙において「事業指定法人」という。）に実施させることができるものとする。

- (1) (略)
- (2) 第6の表の区分欄1の工種欄(3)の13のストックマネジメント事業のうちアの機能保全計画策定

第5 事業参加資格者

本事業の参加資格者は、事業の種類ごとに次の表に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

種類	事業参加資格者の要件
1 資源 サイ クル 事	(1) 草地、水質汚染防止基盤又は畜産施設用地の造成整備改良を希望する場合にあつては、 <u>「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下この別紙において「農業環境規範」という。）を実践し、又は実践することが確実に見込まれる農業者</u> 、農業協同組合等であつて、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと <u>見込まれる者</u> 。 なお、ここに定める「農業者」とは、農業を営む個人又

業	(2) 家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設の整備を希望する場合にあっては、<u>農業者</u>、地方公共団体、<u>農業協同組合等</u>。 なお、株式会社（(3)に定める株式会社を除く。）については、地域の畜産環境の整備を図るうえで、その経営する施設についても一体として事業を実施することが適当であると認められる場合には、当該施設をも含めて事業実施計画を作成しても差し支えないが、事業参加資格者としては認めないものとする。したがって、第3の1の表1(3)から(5)までの要件の適用に当たっては、受益面積又は養畜の業務を営む者には当該株式会社に係る受益面積又は養畜の業務を営む者を算入しないものとし、補助金の交付に当たっては、当該株式会社に係る事業費は対象経費から除外して取り扱うものとする。ただし、地方公共団体、農業協同組合等が過半数を出資している株式会社等であって、地域の畜産環境の整備を図るうえで、事業を実施することが適当であると認められる場合には、事業参加資格者としてすることができるものとする（以下3の(2)において同じ）。 (3) (略)
2 草 地 畜	(1) 草地又は草地景域活用活性化施設用地の造成整備改良を希望する場合にあっては、<u>農業者</u>（公共牧場の管理経営を行う者及び農業協同組合等を含む。以下(2)において同じ。）であって、当該土地につき所有権その他の使用収益

業	は農地所有適格法人の構成員若しくはこれに準ずる法人の構成員をいうものとする。この場合は、生計を同じにする構成員は1人として取り扱うものとする（以下3の(1)において同じ）。 (2) 家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設の整備を希望する場合にあっては、<u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実に見込まれる農業者</u>、地方公共団体、<u>農業協同組合等</u>。 なお、株式会社（(3)に定める株式会社を除く。）については、地域の畜産環境の整備を図るうえで、その経営する施設についても一体として事業を実施することが適当であると認められる場合には、当該施設をも含めて事業実施計画を作成しても差し支えないが、事業参加資格者としては認めないものとする。したがって、第3の1の表1(3)から(5)までの要件の適用に当たっては、受益面積又は養畜の業務を営む者には当該株式会社に係る受益面積又は養畜の業務を営む者を算入しないものとし、補助金の交付に当たっては、当該株式会社に係る事業費は対象経費から除外して取り扱うものとする。ただし、地方公共団体、農業協同組合等が過半数を出資している株式会社等であって、地域の畜産環境の整備を図るうえで、事業を実施することが適当であると認められる場合には、事業参加資格者としてすることができるものとする（以下3の(2)において同じ）。 (3) (略)
2 草 地 畜	(1) 草地又は草地景域活用活性化施設用地の造成整備改良を希望する場合にあっては、<u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実に見込まれる農業者</u>（公共牧場の管理経営を行う者及び農業協同組合等を含む。以下(2)にお

産 活 性 化 事 業	権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者 (2) 草地景域活用活性化施設、家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設整備を希望する場合にあっては、<u>農業者</u> (3) (略)
3 新 技 術 活 用 地 域 環 境 改 善 事 業	(1) 草地又は臭気対策施設用地の造成整備改良を希望する場合にあっては、<u>農業者</u>、農業協同組合等であって、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなると見込まれる者 (2) 臭気対策施設の整備を希望する者のうち、<u>農業者</u>、地方公共団体、農業協同組合等 (3) (略)

第6 事業工種等

1 工種

本事業で実施できる工種については、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	工 種	内 容
--------	--------	--------

産 活 性 化 事 業	いて同じ。)であって、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者 (2) 草地景域活用活性化施設、家畜排せつ物土地還元施設又は家畜排せつ物処理施設整備を希望する場合にあっては、<u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者</u> (3) (略)
3 新 技 術 活 用 地 域 環 境 改 善 事 業	(1) 草地又は臭気対策施設用地の造成整備改良を希望する場合にあっては、<u>農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者</u>、農業協同組合等であって、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなると見込まれる者 (2) 臭気対策施設の整備を希望する者のうち、<u>農業環境規範を実践し又は実践することが確実と見込まれる農業者</u>、地方公共団体、農業協同組合等 (3) (略)

第6 事業工種等

1 工種

本事業で実施できる工種については、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	工 種	内 容
--------	--------	--------

1 資 源 リ サ イ ク ル 事 業	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)
	<u>ア</u> (略)	
	<u>イ</u> (略)	(略)
	<u>ウ</u> (略)	(略)
	<u>エ</u> (略)	<u>(ア)～(ウ)</u> (略)
	<u>オ</u> (略)	(略)
	<u>カ</u> (略)	(略)
	<u>キ</u> (略)	(略)
	<u>ク</u> (略)	(略)
	<u>ケ</u> (略)	(略)
	<u>コ</u> (略)	<u>(ア)</u> (略) <u>a～d</u> (略) <u>(イ)</u> (略)
	(3) (略)	(略)
	<u>ア～サ</u> (略)	
	<u>シ</u> (略)	その他施設整備は、家畜排せつ物処理施設の整備と一体的に行うものとする。 <u>(ア)・(イ)</u> (略) <u>(ウ)</u> (略) <u>a・b</u> (略)
	<u>ス</u> (略)	<u>(ア)・(イ)</u> (略)
2 草 地 畜 産 活	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)
	<u>ア～オ</u> (略)	
	<u>カ</u> (略)	草地景域活用活性化施設の用地（牧場広場、遊歩道、生態環境保全・展示園、駐車場、

1 資 源 リ サ イ ク ル 事 業	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)
	<u>①</u> (略)	
	<u>②</u> (略)	(略)
	<u>③</u> (略)	(略)
	<u>④</u> (略)	<u>ア～ウ</u> (略)
	<u>⑤</u> (略)	(略)
	<u>⑥</u> (略)	(略)
	<u>⑦</u> (略)	(略)
	<u>⑧</u> (略)	(略)
	<u>⑨</u> (略)	(略)
	<u>⑩</u> (略)	<u>ア</u> (略) <u>(ア)～(エ)</u> (略) <u>イ</u> (略)
	(3) (略)	(略)
	<u>①～⑪</u> (略)	
	<u>⑫</u> その他施設整備	その他施設整備は、家畜排せつ物処理施設の整備と一体的に行うものとする。 <u>ア・イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) <u>(ア)・(イ)</u> (略)
	<u>⑬</u> (略)	<u>ア・イ</u> (略)
2 草 地 畜 産 活	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)
	<u>①～⑤</u> (略)	
	<u>⑥</u> (略)	草地景域活用活性化施設の用地（牧場広場、遊歩道、生態環境保全・展示園、駐車場、

性 化 事 業		牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地等)の造成整備 <u>(ア)～(オ)</u> (略)
	<u>キ</u> (略)	環境保全林、緑地帯及び花壇、構内舗装の造成整備 <u>(ア)～(ウ)</u> (略)
	<u>ク～サ</u> (略)	(略)
	(3) (略) <u>ア</u> (略)	草地景域活用活性化施設の新設又は改良 <u>(ア)～(ウ)</u> (略)
	<u>イ</u> (略)	(略)
	<u>ウ</u> (略)	整備される施設に必要な電気を導入する施設の新設又は改良(自然エネルギー利用発電施設を含む。) <u>(ア)・(イ)</u> (略)
	<u>エ～コ</u> (略)	(略)
3 新 技 術 活 用 地 域 環 境 改 善 事 業	(1) (略)	(略)
	(2) (略) <u>ア～ク</u> (略)	(略)
	(3) 利用施設 整備事業 <u>ア</u> (略)	臭気対策を行う家畜の飼養に必要な施設又は家畜排せつ物の処理に必要な施設の新設又は改良 <u>(ア)・(イ)</u> (略)
	<u>イ</u> <u>ア</u> の附帯 施設整備	(略)

性 化 事 業		牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地等)の造成整備 <u>ア～オ</u> (略)
	<u>⑦</u> (略)	環境保全林、緑地帯及び花壇、構内舗装の造成整備 <u>ア～ウ</u> (略)
	<u>⑧～⑪</u> (略)	(略)
	(3) (略) <u>①</u> (略)	草地景域活用活性化施設の新設又は改良 <u>ア～ウ</u> (略)
	<u>②</u> (略)	(略)
	<u>③</u> (略)	整備される施設に必要な電気を導入する施設の新設又は改良(自然エネルギー利用発電施設を含む。) <u>ア・イ</u> (略)
	<u>④～⑩</u> (略)	(略)
3 新 技 術 活 用 地 域 環 境 改 善 事 業	(1) (略)	(略)
	(2) (略) <u>①～⑧</u> (略)	(略)
	(3) 利用施設 整備事業 <u>①</u> (略)	臭気対策を行う家畜の飼養に必要な施設又は家畜排せつ物の処理に必要な施設の新設又は改良 <u>ア・イ</u> (略)
	<u>②</u> <u>①</u> の附帯 施設整備	(略)

2 (略)

3 草地造成改良及び整備改良

草地の造成改良及び整備改良については、上記の表に定めるほか次に定めるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 有機質資材は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限るものとする。

(4) 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等をいう。）及び燐酸質資材（溶性燐肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業実施主体が独自に混合するものは含まない。））とする。

(5)～(7) (略)

4 (略)

第 7 事業実施計画

1 (略)

2 事業実施計画の樹立手続

(1) 事業実施地区の選定

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

(削る。)

イ (略)

(2) (略)

3 事業実施計画の樹立又は作成

都道府県知事は、本事業を実施することが可能と見込まれる地区について、本事業の的確かつ効率的な遂行を図るため、事業実

2 (略)

3 草地造成改良及び整備改良

草地の造成改良及び整備改良については、上記の表に定めるほか次に定めるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 有機質資材は、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限るものとする。

(4) 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等をいう。）及び燐酸質資材（溶性燐肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業主体が独自に混合するものは含まない。））とする。

(5)～(7) (略)

4 (略)

第 7 事業実施計画

1 (略)

2 事業実施計画の樹立手続

(1) 事業実施地区の選定

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 農業環境規範の点検シート又は農業環境規範を实践することが確実であることを証する書面（以下この別紙において「農業環境規範の点検シート等」という。）

イ (略)

(2) (略)

3 事業実施計画の樹立又は作成

都道府県知事は、本事業を実施することが可能と見込まれる地区について、本事業の的確かつ効率的な遂行を図るため、事業実

施計画を作成するものとし、その事業実施計画の樹立又は作成にあたっては次の点に留意して行うとともに、公共事業として畜産生産基盤の整備に重点を置いたものとなるよう努めるものとする。

- (1) **事業実施主体**は、あらかじめ、関係市町村等関係機関、関係農業者等との協議を十分行うとともに、地区内住民の理解と協力を得るように努め、用地確保の円滑化、家畜排せつ物処理の適正化を図るものとする。さらに、資源リサイクル事業にあっては、環境基準の達成、畜産施設周辺の環境の適正な整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、家畜排せつ物や地域有機質残さ等の循環利用を推進するよう努めるものとする。草地畜産活性化事業にあっては、周辺地域の環境の整備等総合的な畜産環境の整備を図るものとする。新技術活用地域環境改善モデル事業にあっては、地域の一体的な臭気対策の整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、飼料基盤の整備を推進するよう努めるものとする。
- (2) (略)
- (3) 都道府県以外が**事業実施主体**となる場合は、事業実施計画の樹立又は作成時から都道府県と緊密な連絡を保ち、必要に応じ所要の指導を受けるものとする。
- (4)～(6) (略)

4 事業実施計画の内容

- (1) 事業実施計画樹立のための調査の期間は、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、**補助対象事業費**の上限は1,000万円とする。
- (2)～(4) (略)

第8 事業実施計画の提出

1 事業実施計画の提出

- (1) (略)

施計画を作成するものとし、その事業実施計画の樹立又は作成にあたっては次の点に留意して行うとともに、公共事業として畜産生産基盤の整備に重点を置いたものとなるよう努めるものとする。

- (1) **事業主体**は、あらかじめ、関係市町村等関係機関、関係農業者等との協議を十分行うとともに、地区内住民の理解と協力を得るように努め、用地確保の円滑化、家畜排せつ物処理の適正化を図るものとする。さらに、資源リサイクル事業にあっては、環境基準の達成、畜産施設周辺の環境の適正な整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、家畜排せつ物や地域有機質残さ等の循環利用を推進するよう努めるものとする。草地畜産活性化事業にあっては、周辺地域の環境の整備等総合的な畜産環境の整備を図るものとする。新技術活用地域環境改善モデル事業にあっては、地域の一体的な臭気対策の整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、飼料基盤の整備を推進するよう努めるものとする。
- (2) (略)
- (3) 都道府県以外が**事業主体**となる場合は、事業実施計画の樹立又は作成時から都道府県と緊密な連絡を保ち、必要に応じ所要の指導を受けるものとする。
- (4)～(6) (略)

4 事業実施計画の内容

- (1) 事業実施計画樹立のための調査の期間は、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、**計画樹立に係る事業費**の上限は1,000万円**以内**とする。
- (2)～(4) (略)

第8 事業実施計画の提出

1 事業実施計画の提出

- (1) (略)

(2) (略)

ア～エ (略)

2 事業実施計画の要件

事業実施計画は、次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 家畜飼養頭羽数

資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が事業実施主体又は事業参加者となり、家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合には、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者（書面等により、その旨が確認される者に限る。）の家畜飼養頭羽数が第3の1の表の1(3)又は同表の3(2)に規定する数以上である場合には、本条項に係る要件を満たすものとみなし、当該養畜の業務を営む者に係る第7の2(1)アの畜産環境総合整備事業参加申出書に代えて、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨が確認できる書面等を添付するものとする。

(4) 養畜の業務を営む者

資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が事業実施主体又は事業参加者となり、家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合には、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）が第3の1の表の1(4)又は3(3)に規定する人数以上存在する場合には、本条項に係る要件を満たすものとみなし、当該養畜の業務を営む者に係る第7の2(1)アの畜産環境総合整備事業参加申出書に代えて、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨が確認できる書面等を添付するものとする。

(2) (略)

①～④ (略)

2 事業実施計画の要件

事業実施計画は、次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 家畜飼養頭羽数

資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が事業主体又は事業参加者となり、家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合には、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者（書面等により、その旨が確認される者に限る。）の家畜飼養頭羽数が第3の1の表の1(3)又は同表の3(2)に規定する数以上である場合には、本条項に係る要件を満たすものとみなし、当該養畜の業務を営む者に係る第7の2(1)アの畜産環境総合整備事業参加申出書に代えて、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨が確認できる書面及び農業環境規範の点検シート等を添付するものとする。

(4) 養畜の業務を営む者

資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が事業主体又は事業参加者となり、家畜排せつ物処理施設の整備を行う場合には、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する養畜の業務を営む者（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）が第3の1の表の1(4)又は3(3)に規定する人数以上存在する場合には、本条項に係る要件を満たすものとみなし、当該養畜の業務を営む者に係る第7の2(1)アの畜産環境総合整備事業参加申出書に代えて、当該施設において家畜排せつ物の処理を希望する旨が確認できる書面及び農業環境規範の点検シート等を添付するものとする。

(5)・(6) (略)

第9 事業の実施

1 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画書を添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

2 事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加資格者の申請又は委託に基づき事業を実施するものとする。

3 契約の締結

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から1の通知を受けたときは、本事業に係る地区の市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加資格者との間に必要な契約を締結していなければならない。

ただし、事業指定法人は、事業参加資格者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整っているものについては事業参加資格者と契約できるものとする。

(2)・(3) (略)

4 各年度の事業承認協議

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施計画を作成し、その実施計画について申請又は契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。
- (2) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度都道府県知事の承認を受けるものとする。

5 事業の区分経理

(5)・(6) (略)

第9 事業の実施

1 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画書を添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

2 事業の実施

事業主体は、本事業の実施を希望する事業参加資格者の申請又は委託に基づき事業を実施するものとする。

3 契約の締結

- (1) 事業主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から1の通知を受けたときは、本事業に係る地区の市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加資格者との間に必要な契約を締結していなければならない。

ただし、事業指定法人は、事業参加資格者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整っているものについては事業参加資格者と契約できるものとする。

(2)・(3) (略)

4 各年度の事業承認協議

- (1) 事業主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施計画を作成し、その実施計画について申請又は契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。
- (2) 事業主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度都道府県知事の承認を受けるものとする。

5 事業の区分経理

事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

6 事業の実施期間

事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむねね5年以内で事業完了が図られるよう努めるものとする。

第14 指導体制

公共牧場を対象に草地畜産活性化事業による整備を実施する場合の指導体制は、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 都道府県知事、事業実施主体は、草地畜産活性化事業が完了したときは、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地（野草地を含む。）及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第16 補足

1 他の施策との関連

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が事業参加者となる場合には、当該事業参加者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等によって配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

2・3 (略)

事業主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

6 事業の実施期間

事業主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむねね5年以内で事業完了が図られるよう努めるものとする。

第14 指導体制

公共牧場を対象に草地畜産活性化事業による整備を実施する場合の指導体制は、次によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 都道府県知事、事業主体は、草地畜産活性化事業が完了したときは、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地（野草地を含む。）及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第16 補足

(新設)

1・2 (略)

別記様式 5

事業実施計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長)
(削る。)

都 道 府 県 知 事

畜産環境総合整備事業(〇〇事業)△△地区の事業計画について、畜産環境総合整備事業の運用第10の2の規定に基づき、下記のとおり変更したので報告します。

記

注)事業実施計画概要表及び変更の内容を記入した書類を添付すること。
なお、その記載は二段書きとし、変更前を上段()書きとすること。

別記様式 5

事業実施計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長)
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都 道 府 県 知 事

畜産環境総合整備事業(〇〇事業)△△地区の事業計画について、畜産環境総合整備事業の運用第10の2の規定に基づき、下記のとおり変更したので報告します。

記

注)事業実施計画概要表及び変更の内容を記入した書類を添付すること。
なお、その記載は二段書きとし、変更前を上段()書きとすること。

別記様式 6

畜産環境総合整備事業完了報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
(北海道にあっては農林水産省畜産局長)
(削る。)

都 道 府 県 知 事

畜産環境総合整備事業の運用第11の1の規定に基づき、下記地区に係る畜産環境総合整備事業(〇〇事業)が完了したことを報告します。

記

地区名	関係市町村	事業主体	受益面積	事業費	実施期間	摘要
					年度 ～ 年度	

運用 4 (農道整備事業)

第 1 事業内容

- 1 (略)
- 2 事業メニュー

本事業は、農道整備事業並びにこれと併せ行う用地整備事業、駐車場整備事業、ライフライン収容施設整備事業及び生態系保全施設整備事業とし、事業の内容は次のとおりとする。

(1) 農道整備事業

ア～ウ (略)

別記様式 6

畜産環境総合整備事業完了報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
(北海道にあっては農林水産省畜産局長)
(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)

都 道 府 県 知 事

畜産環境総合整備事業の運用第11の1の規定に基づき、下記地区に係る畜産環境総合整備事業(〇〇事業)が完了したことを報告します。

記

地区名	関係市町村	事業主体	受益面積	事業費	実施期間	摘要
					年度 ～ 年度	

運用 4 (農道整備事業)

第 1 事業内容

- 1 (略)
- 2 事業メニュー

本事業は、農道整備事業並びにこれと併せ行う用地整備事業、駐車場整備事業、ライフライン収容施設整備事業及び生態系保全施設整備事業とし、事業の内容は次のとおりとする。

(1) 農道整備事業

ア～ウ (略)

エ 農道保全対策事業

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 都道府県知事は、第1の2の(1)のエの(ア)の事業を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた個別施設計画を作成するものとする。

(2)～(5) (略)

3 (略)

別紙4-2 (農村整備事業に係る取扱い)

取扱い2 (農業集落排水事業)

第2 事業の内容等

1 別紙4-1 運用2 第1の2の(1)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

(1)～(10) (略)

(11) 改築の対象施設には、農業集落排水施設等として、農村活性化住環境整備事業実施要綱(平成3年4月12日付け3構改D第217号農林水産事務次官依命通知)、農業集落排水緊急整備事業実施要綱(平成5年4月1日付け5構改D第41号、自治準企第90号、農林水産事務次官、自治事務次官通知)、農村総合整備事業等実施要綱(平成7年4月1日付け7構改D第281号農林水産事務次官依命通知)、集落地域整備統合補助事業実施要綱(平成7年4月1日付け7構改D第285号農林水産事務次官依命通知)、集落基盤整備事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改D第126号農林水産事務次官依命通知)、農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知)、むらづくり総合整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官依命通知)、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30

エ 農道保全対策事業

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 都道府県知事は、第1の3の(1)のエの(ア)の事業を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた個別施設計画を作成するものとする。

(2)～(5) (略)

3 (略)

別紙4-2 (農村整備事業に係る取扱い)

取扱い2 (農業集落排水事業)

第2 事業の内容等

1 別紙4-1 運用2 第1の2の(1)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

(1)～(10) (略)

(11) 改築の対象施設には、農業集落排水施設等として、農村活性化住環境整備事業実施要綱(平成3年4月12日付け3構改D第217号農林水産事務次官依命通知)、農業集落排水緊急整備事業実施要綱(平成5年4月1日付け5構改D第41号、自治準企第90号、農林水産事務次官、自治事務次官通知)、農村総合整備事業等実施要綱(平成7年4月1日付け7構改D第281号農林水産事務次官依命通知)、集落地域整備統合補助事業実施要綱(平成7年4月1日付け7構改D第285号農林水産事務次官依命通知)、集落基盤整備事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改D第126号農林水産事務次官依命通知)、農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知)、むらづくり総合整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官依命通知)、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30

日付け 15 農振第 2553 号農林水産事務次官依命通知)、村づくり交付金実施要綱(平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2551 号農林水産事務次官依命通知)、農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱(昭和 47 年 6 月 30 日付け 47 農地 C 219 号農林事務次官依命通知)、農村総合整備モデル事業実施要綱(昭和 48 年 7 月 28 日付け 48 構改 A 第 1122 号農林事務次官依命通知)、農村基盤総合整備事業実施要綱(昭和 51 年 5 月 10 日付け 51 構改 D 第 344 号農林事務次官依命通知)、集落環境整備事業実施要綱(平成 5 年 4 月 1 日付け 5 構改 D 第 81 号農林水産事務次官依命通知)、農業集落排水事業等実施要綱(昭和 58 年 4 月 4 日付け 58 構改 D 第 271 号農林水産事務次官依命通知)、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知)、農村整備事業実施要綱(令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知)及び地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業により整備されたもの、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 5 条第 15 項により内閣総理大臣が認定した同条第 1 項に規定する地域再生計画に基づき整備されたもの、国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むものとする。

2・3 (略)

別紙 10 (漁港漁村環境整備事業に係る運用)
第 3 事業の対象

日付け 15 農振第 2553 号農林水産事務次官依命通知)、村づくり交付金実施要綱(平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2551 号農林水産事務次官依命通知)、農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱(昭和 47 年 6 月 30 日付け 47 農地 C 219 号農林事務次官依命通知)、農村総合整備モデル事業実施要綱(昭和 48 年 7 月 28 日付け 48 構改 A 第 1122 号農林事務次官依命通知)、農村基盤総合整備事業実施要綱(昭和 51 年 5 月 10 日付け 51 構改 D 第 344 号農林事務次官依命通知)、集落環境整備事業実施要綱(平成 5 年 4 月 1 日付け 5 構改 D 第 81 号農林水産事務次官依命通知)、農業集落排水事業等実施要綱(昭和 58 年 4 月 4 日付け 58 構改 D 第 271 号農林水産事務次官依命通知)、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知)、農村整備事業実施要綱(令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知)及び地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業により又は地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 5 条第 15 項により内閣総理大臣が認定した同条第 1 項に規定する地域再生計画に基づき整備されたもの又は国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むものとする。

2・3 (略)

別紙 10 (漁港漁村環境整備事業に係る運用)
第 3 事業の対象

1 (略)

2 漁業集落環境整備事業

(1) (略)

(2) 対象集落の規模は、人口が 300 人以上 5,000 人以下（漁業集落排水施設整備並びに（１）のウの（イ）又は（ウ）の集落のうち（１）のＡを満たす漁業集落において行う津波から避難するための漁業集落道、緑地・広場施設及び用地整備については、100 人以上 5,000 人以下）の規模であることとする。一定以上の漁業活動が行われている漁港（水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 水港第 4541 号水産庁長官通知）第 1 の 3 の（２）のＡの（イ）のうち第 1 種若しくは第 2 種漁港にあっては a、b 又は c の要件のいずれかを満たす漁港又は 3 種若しくは第 4 種漁港）背後の漁業集落における漁業集落排水施設（広域化・共同化計画に基づき、広域化・共同化に取り組んでいるものに限る。）を整備する場合においては、この限りではない。

また、次に掲げる地域のいずれかの地域内については、人口が 50 人以上 5,000 人以下の規模の漁業集落であること。

ア～オ (略)

(3)～(8) (略)

3 (略)

別紙 12－1（盛土による災害防止のための調査事業に係る運用）
別紙 12－1 別記様式第 1 号

年度 盛土による災害防止のための調査事業計画書

番 号

1 (略)

2 漁業集落環境整備事業

(1) (略)

(2) 対象集落の規模は、人口が 300 人以上 5,000 人以下（漁業集落排水施設整備並びに（１）のウの（イ）又は（ウ）の集落のうち（１）のＡを満たす漁業集落において行う津波から避難するための漁業集落道、緑地・広場施設及び用地整備については、100 人以上 5,000 人以下）の規模であることとする。

ただし、次に掲げる地域のいずれかの地域内については、人口が 50 人以上 5,000 人以下の規模の漁業集落であること。

ア～オ (略)

(3)～(8) (略)

3 (略)

別紙 12－1（盛土による災害防止のための調査事業に係る運用）
別紙 12－1 別記様式第 1 号

年度 盛土による災害防止のための調査事業計画書

番 号

年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿
林野庁長官 殿

都道府県知事

○年度盛土による災害防止のための調査事業計画書を作成したので提出する。

記

都道府県		
事業実施主体		
対象市町村 及び対象箇所	市町村名	箇所名
事業工期		
概算総事業費		
事業内容		
事業の実施体制		
その他必要な事項		

【作成要領】

- ・ 「対象市町村及び対象箇所」については適宜行を追加すること。
- ・ 「事業の実施体制」には、本事業の実施に当たり整備している（予定を含む）、農林業担当部局、土砂災害担当部局その他関係する部局からなる実施体制の概要について記載することとし、必要に応じて体制図等を添付する。

年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿
林野庁長官 殿

都道府県知事

○年度盛土による災害防止のための調査事業計画書を作成したので提出する。

記

都道府県		
事業実施主体		
対象市町村 及び対象箇所	市町村名	箇所名
事業工期		
概算総事業費		
事業内容		
事業の実施体制		
その他必要な事項		

【作成要領】

- ・ 「対象市町村及び対象箇所」については適宜行を追加すること。
- ・ 「事業の実施体制」には、本事業の実施に当たり整備している（予定を含む）、農林業担当部局、土砂災害担当部局その他関係する部局からなる実施体制の概要について記載することとし、必要に応じて体制図等を添付する。

【添付資料】

- ・ 対象箇所位置図（原則として市町村ごとに図面に対象箇所をプロットして作成）
- ・ 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）別表の区分の欄の「盛土による災害防止のための調査事業」における国費率の欄のただし書に該当する場合は、調査内容及び調査期間が明示された調査計画書

別紙 12－2（盛土緊急対策事業に係る運用）

第 2 事業内容

（略）

1 安全性把握調査

上記イの盛土についての安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うものとする。

2・3 （略）

第 4 交付要件

（略）

1～4 （略）

5 事業実施期間等については、次のとおりとする。

(1) 第 2 のアの盛土にあつては、第 2 の 2 又は 3 の事業の対象とする場合にあつては、令和 7 年度までに対策工事に着手するものに限る。

(2) （略）

別紙 12－2 別記様式第 1 号

【添付資料】

- ・ 対象箇所位置図（原則として市町村ごとに図面に対象箇所をプロットして作成）
- （新設）

別紙 12－2（盛土緊急対策事業に係る運用）

第 2 事業内容

（略）

1 安全性把握調査

上記 ア若しくは イの盛土についての安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うものとする。

2・3 （略）

第 4 交付要件

（略）

1～4 （略）

5 事業実施期間等については、次のとおりとする。

(1) 第 2 のアの盛土にあつては、

① 第 2 の 1 の事業の対象とする場合にあつては、令和 6 年度までに実施するものに限る。

② 第 2 の 2 又は 3 の事業の対象とする場合にあつては、令和 7 年度までに対策工事に着手するものに限る。

(2) （略）

別紙 12－2 別記様式第 1 号

盛土緊急対策事業（安全性把握調査）事業計画書

都道府県		地区名		事業工期	
(略)					
所在地（地目）					
(略)					
【危険が想定される要因】※該当項目を■					
(略)					

※ (略)

別紙12－2別記様式第3号

安全性把握調査結果及び進捗状況報告書

1 (略)

2 対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
(略)					
所在地（地目）					
(略)					

3・4 (略)

盛土緊急対策事業（安全性把握調査）事業計画書

都道府県		地区名		事業工期	
(略)					
総点検盛土 番号		所在地（地 目）			
(略)					
【危険が想定される要因】※該当項目を■					
(略)					

※ (略)

別紙12－2別記様式第3号

安全性把握調査結果及び進捗状況報告書

1 (略)

2 対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
(略)					
<u>総点検盛土 番号</u>			所在地（地目）		
(略)					

3・4 (略)

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。